

瀬戸内市地域防災計画

(風水害等対策編)

令和7年2月

瀬戸内市防災会議

瀬戸内市地域防災計画（風水害等対策編）

目 次

	頁
第1編 総 則	1
第1章 総則	2
第1 計画の目的及び基本理念	2
第2 計画の構成	3
第3 防災施策の基本方針	3
第4 災害の想定	4
第5 用語の意義	5
第2章 瀬戸内市防災会議	6
第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1 実施責任	7
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	8
第4章 地域防災計画の修正及び公表	19
第1 地域防災計画の修正	19
第2 地域防災計画の周知	19
第5章 瀬戸内市の概要	20
第1 自然的条件	20
第2 社会的条件	23
第3 災害履歴	24
第4 災害の危険性の総合的把握	28
 第2編 災害予防計画	 30
第1章 防災業務施設・設備等の整備	31
第1 気象等観測施設・設備等	31
第2 消防施設・設備等	31
第3 通信施設・設備等	31
第4 水防施設・設備等	33
第5 救助施設・設備等	33
第6 医療救護用資機材等	35
第7 その他の施設・設備等	35
第2章 防災業務体制の整備	36
第1 職員の体制	36
第2 情報収集・連携体制	36
第3 防災関係機関相互の連携体制	38
第4 業務継続体制の確保	41
第3章 自然災害予防対策	42
第1節 治山対策	42
第2節 造林対策	44
第3節 土砂災害防止対策	45

	頁
第4節 河川防災対策	49
第5節 雨水出水対策	53
第6節 海岸防災対策	55
第7節 ため池等農地防災対策	57
第8節 都市防災対策	59
第9節 地盤沈下対策	62
第10節 文教対策	63
第11節 文化財保護対策	65
第12節 危険地域からの移転対策	66
第13節 風害対策	67
第14節 火災対策	68
第4章 事故災害予防対策	70
第1節 道路災害予防対策	72
第2節 鉄道災害予防対策	74
第3節 海上災害予防対策	74
第4節 大規模な火災予防対策	77
第5節 林野火災の防止対策	79
第6節 危険物等保安対策	81
第7節 高圧ガス保安対策	83
第8節 火薬類保安対策	85
第5章 複合災害対策	87
第6章 防災活動の環境整備	88
第1節 防災訓練	88
第2節 防災知識の普及	92
第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	99
第4節 企業防災の促進	101
第5節 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進	103
第6節 災害教訓の伝承	104
第7章 要配慮者の安全確保計画	105
第8章 防災対策の整備・推進	112
第1節 防災に関する調査研究の推進	112
第2節 緊急物資等の確保計画	113
第3節 公共用地等の有効活用	114
第4節 被災者等への的確な情報伝達活動	114
第5節 災害救助基金等の整備	115
第9章 食料、飲料水、生活必需品の確保計画	116
第1節 方針	116
第2節 実施内容	116
第10章 避難及び避難所の設置・運営計画	118
第1節 方針	118
第2節 実施内容	118
第3編 災害応急対策計画	123
第1章 防災組織・防災体制	124
第2章 防災活動	134
第1 予報及び警報等	134
第2 通信連絡	145
第3 情報の収集・伝達	150

	頁
第3章 災害広報及び報道	196
第4章 罹災者の救助保護	200
第1節 災害救助法の適用	200
第2節 避難の指示等及び避難所の設置	206
第3節 救助	233
第4節 食料の供給	235
第5節 飲料水の供給	238
第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	239
第7節 医療・助産	241
第8節 遺体の搜索・検視・処理・埋火葬	243
第9節 防疫・保健衛生	246
第10節 廃棄物処理等	249
第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	252
第12節 文教災害対策	255
第5章 社会秩序の維持	258
第6章 交通規制	259
第7章 輸送	262
第8章 ライフライン（電気・通信・ガス・水道等）の機能確保	265
第9章 下水道	270
第10章 防災営農	271
第11章 水防	274
第12章 事故災害応急対策	277
第1節 道路災害対策	277
第2節 鉄道災害対策	279
第3節 海上災害対策	281
第4節 航空機事故災害対策	289
第5節 大規模な火災対策	292
第6節 林野火災対策	294
第7節 危険物等災害対策	296
第8節 高圧ガス災害対策	299
第9節 火薬類災害対策	302
第10節 有害ガス等災害対策	305
第11節 放射性物質災害対策	306
第13章 道路啓開・交通確保計画	310
第14章 集団事故災害対策	312
第15章 自衛隊の災害派遣	315
第16章 広域応援・雇用	324
第17章 ボランティアの受け入れ、活動支援計画	326
第18章 義援金等の募集・受付・配分	329

第4編 災害復旧・復興計画 331

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	333
第2節 被災者等の生活再建等の支援	334
第3節 公共施設等災害復旧事業	336
第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	331
第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	339
第6節 生業回復等の資金確保計画	341
第7節 低所得者及び生活困窮者に対する住宅確保計画	342

第 1 編 総 則

第1章

総 則

第1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、瀬戸内市防災会議が策定する計画であり、市の地域に係る国、地方公共団体をはじめ、その他の公共機関が推進又は対策を講じなければならない防災に関する事務又は業務について総合的に記述する。本計画により、市、関係機関及び住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって市の地域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、災害対策の実施に当たって市は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、判断するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市、国及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、国、県及び公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策を講ずる。

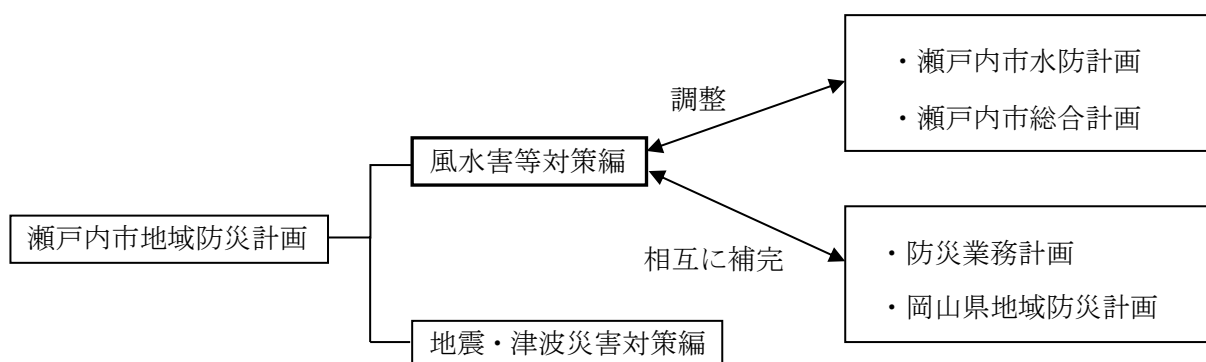
また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

さらに、国及び県が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓、市の特性や地域住民のニーズ、防災会議、学識者の意見を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

第2 計画の構成

瀬戸内市地域防災計画は、「風水害等対策編」と「地震・津波災害対策編」をもって構成する。水防法に基づく「瀬戸内市水防計画」及び「瀬戸内市総合計画」とも十分な調整を図るとともに、指定行政機関又は指定公共機関の作成する「防災業務計画」及び「岡山県地域防災計画」と有機的なつながりを持ち、相互に補完する。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の役割分担やその実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。



第3 防災施策の基本方針

市民が安心して日常生活を営むことができるように、安全な生活環境の形成をめざし、消防、防災、環境保全に努める。

特に、人口密集地域の防火、観光拠点の防災、自然環境の保全に努めるため地域防災計画を策定し、対応能力の強化を図る。

第4 災害の想定

この計画は、市の地域における地勢、地質及び気象その他地域の自然的条件に加え、人口、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生し得る災害を想定し、これを防災対策の基礎とする。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 高潮等による災害
- 4 上記1～3のほか異常気象による災害
- 5 大規模な火災
- 6 危険物の爆発等による災害
- 7 可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
- 8 有害ガスの漏えい・拡散等による災害
- 9 交通事故
- 10 道路構造物の被災等による道路災害
- 11 鉄道における災害
- 12 航空機事故による災害
- 13 海上における災害
- 14 その他の特殊災害

第5 用語の意義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 災害対策本部・・・・・・・・瀬戸内市災害対策本部をいう。
- (2) 県災害対策本部・・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
- (3) 県地方本部・・・・・・・・岡山県備前地方災害対策本部をいう。
- (4) 現地災害対策本部・・・・・・・・瀬戸内市現地災害対策本部をいう。
- (5) 県現地災害対策本部・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部をいう。
- (6) 消防本部・・・・・・・・瀬戸内市消防本部をいう。
- (7) 地域防災計画・・・・・・・・瀬戸内市地域防災計画をいう。
- (8) 県地域防災計画・・・・・・・・岡山県地域防災計画をいう。
- (9) 本部長・・・・・・・・瀬戸内市災害対策本部長をいう。
- (10) 県本部長・・・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
- (11) 県地方本部長・・・・・・・・岡山県備前地方災害対策本部長をいう。
- (12) 県現地本部長・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (13) 防災関係機関・・・・・・・・瀬戸内市、県、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設を管理するものをいう。
- (14) 県水防計画・・・・・・・・水防法第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
- (15) 県水防本部・・・・・・・・県水防計画に定める岡山県水防本部をいう。
- (16) 県水防本部長・・・・・・・・県水防計画に定める岡山県水防本部長をいう。
- (17) 県警察・・・・・・・・岡山県警察をいう。
- (18) 避難場所・・・・・・・・災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所
- (19) 指定緊急避難場所・・・・・・・・災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの
- (20) 指定避難所・・・・・・・・災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの
- (21) 要配慮者・・・・・・・・要配慮者は、災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する人で、以下のような類型を基本とする。
①高齢者、②障がい者及び障がい児、③難病患者等、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥外国人等、⑦災害時負傷者、⑧災害孤児等、⑨地理に不案内な旅行者等
なお、これらの人たちの中にも災害時の一連の行動をとるのに支援を要しない人々は相当数含まれる。一方、これら以外の人たちの中にも要配慮者は存在する。
- (22) 避難行動要支援者・・・・・・・・避難行動要支援者は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2章

瀬戸内市防災会議

1 瀬戸内市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に地域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条及び市防災会議条例に基づき市の附属機関として瀬戸内市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりである。

2 組織

- (1) 会長 瀬戸内市長
- (2) 委員
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - イ 岡山県の知事部局の職員のうちから市長が任命する者
 - ウ 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - エ 市長が部内の職員のうちから指名する者
 - オ 教育長
 - カ 消防長及び消防団長
 - キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

3 所掌事務

- (1) 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 重要事項に関し、市長に答申すること
- (4) その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(資料 29-1 瀬戸内市防災会議条例)

4 地域防災計画等の作成又は修正

(1) 瀬戸内市地域防災計画

防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的な行動を促すことが重要である。

また、地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

(2) 地区防災計画

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民を主体とする組織又は団体から地域防災計画の提案があったときはこれを審議し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。なお、地域防災計画と同様に毎年同計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3章

各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が防災に関して処理すべき事務及び業務は概ね次のとおりである。

1 瀬戸内市

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。
- (7) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (8) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (10) 被害の調査及び報告を行う。
- (11) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (12) 水防活動及び消防活動を行う。
- (13) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (15) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (17) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設・改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (19) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (20) 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (22) 火災予防等各種災害予防を行う。
- (23) 被災者の救出、救護及び救急を行う。
- (24) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (25) 被災水道の迅速な応急復旧措置を行う。

2 県

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設・改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため、職員の派遣要請を行う。
- (22) 市長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策の実施が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

3 瀬戸内警察署

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難指示を行う。
- (5) 行方不明者の搜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防、取り締まり、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動の協力を行う。

4 県の指定地方行政機関（注）【 】内には、県内に所在する主な下部機関を記載した。

【中国四国管区警察局】

- (1) 管内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。
- (6) 津波警報の伝達に関する業務を行う。

【中国財務局（岡山財務事務所）】

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。

また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金

事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。

- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

【中国四国厚生局】

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

【中国四国農政局】

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等を把握する。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

【近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）】

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 市長、知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

【中国経済産業局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

【中国四国産業保安監督部】

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

【中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- (5) 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
- (6) 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
- (7) 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- (8) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (9) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講ずる。

【大阪航空局（岡山空港出張所）】

- (1) 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。
- (2) 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。
- (3) 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。
- (4) 航空情報に関する業務を行う。
- (5) 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。
- (6) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講ずる。
- (7) 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

【第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）】

- (1) 警報等の伝達及び情報の収集を行う。
- (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- (3) 海難の発生その他事情により、必要に応じて、船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
- (5) 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
- (6) 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取り締りを行う。
- (7) 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
- (8) 危険物積載船に対し、必要に応じて、移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。

【大阪管区气象台（岡山地方气象台）】

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報及び注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する

る情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。

- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報及び警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (7) 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 市が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

【中国総合通信局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与申請を行う。

【岡山労働局】

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督・指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

【中国地方整備局】

（岡山河川事務所、岡山国道事務所）

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川及び小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。

- (4) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道2号、30号、53号及び180号直轄管理区間の改築工事、維持・修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

(宇野港湾事務所)

- (1) 港湾施設の整備と防災管理を行う。
- (2) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の指導及び実施を行う。
- (3) 海上の流出油等に対する防除措置を行う。
- (4) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧事業の指導及び実施を行う。

(共通)

緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

【中国四国防衛局】

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

【中国四国地方環境事務所】

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関するを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

【中国地方測量部】

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査を行う。

5 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長及び空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の捜索、救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消火活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診療防疫への支援を行う。
- (7) 通信支援を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水の支援を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 交通整理の支援を行う。
- (13) 危険物（火薬類）の除去を行う。
- (14) その他自衛隊の能力で処理可能な防災活動を行う。

6 県の指定公共機関

【日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）】

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

【日本銀行（岡山支店）】

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。
- (2) 輸送、通信手段の確保
被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。
- (3) 金融機関の業務運営の確保
関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。
- (4) 金融機関による非常金融措置の実施
必要に応じ、関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。
 - ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと
 - イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと
 - ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること
 - エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること
- (5) 各種金融措置に関する広報
上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

【西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）】

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

【西日本電信電話株式会社（岡山支店）】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市へ連絡する。

【株式会社N T T ドコモ（岡山支店）・KDDI 株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

【日本赤十字社（岡山県支部）】

- (1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的の実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 被災者支援に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品セット）等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、救援物資の配布などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

【日本放送協会（岡山放送局）】

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

【中国電力ネットワーク株式会社（岡山東ネットワークセンター）】

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図る。
- (3) 都市ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

【日本通運株式会社（岡山支店）】

- (1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

【西日本高速道路株式会社（中国支社）、本州四国連絡高速道路株式会社（岡山管理センター）】

- (1) 災害防止に関すること
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）】
原子力災害の防止及び応急対策を行う。

7 県の指定地方公共機関

【各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）】

日本放送協会に準ずる。

【ガス事業会社（大阪ガス株式会社）】

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

【一般社団法人岡山県トラック協会】

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

【岡山県貨物運送株式会社】

日本通運株式会社に準ずる。

【公益社団法人岡山県医師会】

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
 - (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
 - (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。
- ※ 日本医師会の編成する災害医療チーム
日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（J M A T（ジェイマット））。

【公益社団法人岡山県看護協会】

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

【一般社団法人岡山県L P ガス協会】

- (1) L P ガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるL P ガス供給の確保を図る。

【智頭急行株式会社】

- (1) 旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を行う。
- (2) 災害から人命及び施設等を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助、救護等に必要な措置を講ずる。
- (3) 災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに、万一不通になった場合は、自動車等による代替輸送、振替輸送等を行う。
- (4) 市、県の防災活動が円滑に行われるよう、災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

【一般社団法人岡山県建設業協会】

災害時における被害情報の収集・伝達への協力及び公共施設からの障害物の撤去、応急復旧への協力に関すること

【社会福祉法人岡山県社会福祉協議会】

- (1) 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。
- (2) 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山D W A T）の派遣を行う。
- (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

【水防管理団体】

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。1

【農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）】

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡施について協力する。

岡山市農業協同組合及び邑久町漁業協同組合、牛窓町漁業協同組合及び瀬戸内市商工会等は、各関係の被害調査、応急対策等に協力する。

【文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）】

- (1) 防災関係機関の行う応急対策等に協力する。
- (2) 被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
- (3) 被災者に対する保護対策に協力する。

【危険物施設の管理者】

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

【アマチュア無線の団体】

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

【医療機関（瀬戸内市医師会）】

- (1) 救護班、医療班の編成及び医療救護の実施に関すること
- (2) 開設又は管理する医療施設につき臨時救護所又は委託医療機関としての活用に関すること

【災害拠点病院】

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った医師、看護師、その他医療従事者で構成される救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

【災害時精神科医療中核病院】

- (1) 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・斡旋を行う。
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ・派遣を行う。

※ 災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット））

災害の急性期（概ね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チ

一ム。

【建設関係業者】

- (1) 災害応急対策の実施にかかる建設機械による障害物の除去及び人命救助に協力する。
- (2) 災害応急対策の実施にかかる資機材の提供要請に協力する。

【その他重要な施設の管理者】

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第4章

地域防災計画の修正及び公表

第1 地域防災計画の修正

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2 地域防災計画の周知

地域防災計画は、市職員及び防災関係機関に周知徹底させるとともに、その要旨を公表しなければならない。計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底を図るよう措置する。

第5章

瀬戸内市の概要

第1 自然的条件

1 位置と地勢

瀬戸内市は総面積 125.46k m²で岡山県の南東部に位置し、西は岡山市、北は備前市に接しており、市の西端を南北に一級河川吉井川が流れ、中央部には千町川との間に千町平野が広がり、南東部は瀬戸内海に面した丘陵地と、長島、前島などの島々からなっている。

総面積の 42.6%は山林、20.9%は耕地、7.4%は宅地、1.7%は原野、27.4%はその他となっている。

(1) 河川の状況

県下三大河川の一つ吉井川をはじめ、干田川、香登川、千町川、是安川及び奥山川等がある。このうち河川法適用河川は 16（1 級河川 12、2 級河川 2、準用河川 2）でその総延長は、44 kmに及んでいる。

(2) 海岸の状況

海岸の総延長は、約 57 kmで、そのうち国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域延長は 8,254m、農林水産省所管の海岸保全区域延長は 8,626m、国土交通省港湾局所管の海岸保全区域延長は 9,258m である。

海岸保全区域の指定状況は、資料 16「海岸保全区域」に示すとおりである。

(3) 治山の状況

主に東南部において小丘陵による複雑な地形を形成している。立木は花崗岩地帯のため成長がよくない状況となっていることから、計画的に土留工、植栽工等により山腹崩壊、土砂流出の防止対策を行う必要がある。

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の危険箇所数は次表のとおりである。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
山腹崩壊危険地区	22	56	14	92
崩壊土砂流出危険地区	11	52	17	80
計	33	108	31	172

(4) 砂防の状況

急傾斜地崩壊防止事業と砂防河川の改修により排水整備を行っている。

土砂災害警戒区域（急傾斜）、土砂災害警戒区域等（土石流）および土石流危険渓流は次表のとおりである。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
土砂災害警戒区域（急傾斜）	41	42	4	87
土砂災害警戒区域等（土石流）および土石流危険渓流	3	20	8	31
計	44	62	12	118

(5) 港湾の状況

牛窓港を主体とし港湾その他の漁港が「12」ある。いずれも天然の良港であり、中でも牛窓港は瀬戸内海航路の要衝であった。今後は観光港として広く利用すべく再整備の必要がある。

市内の港湾、漁港は、地形にも恵まれ、海面は、静穏なため過去において被害は比較的少ないが、防波堤の延長、補強等改良工事を行う必要がある。

港 湾 (9)	牛窓港、幡港、黄島港、師楽港、網代港、布浜港、間口港、知尾港、玉津港
漁 港 (3)	西脇漁港、朝日漁港（子父雁）、虫明漁港

(6) 道路、橋梁の状況

道路延長は764,892m、橋梁「747」であるが、市道については79.9%以上舗装を完了し、橋梁も大部分永久橋となっている。未舗装、非永久橋については、今後改良を継続していく。

道路、橋梁の状況は次表のとおりである。

(平成29年度 道路施設現況調査)

	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
国 道	1	2,400	100.0	100.0
県 道	23	137,727	76.8	97.5
市 道	2,389	624,765	40.0	79.9

(7) ため池の状況

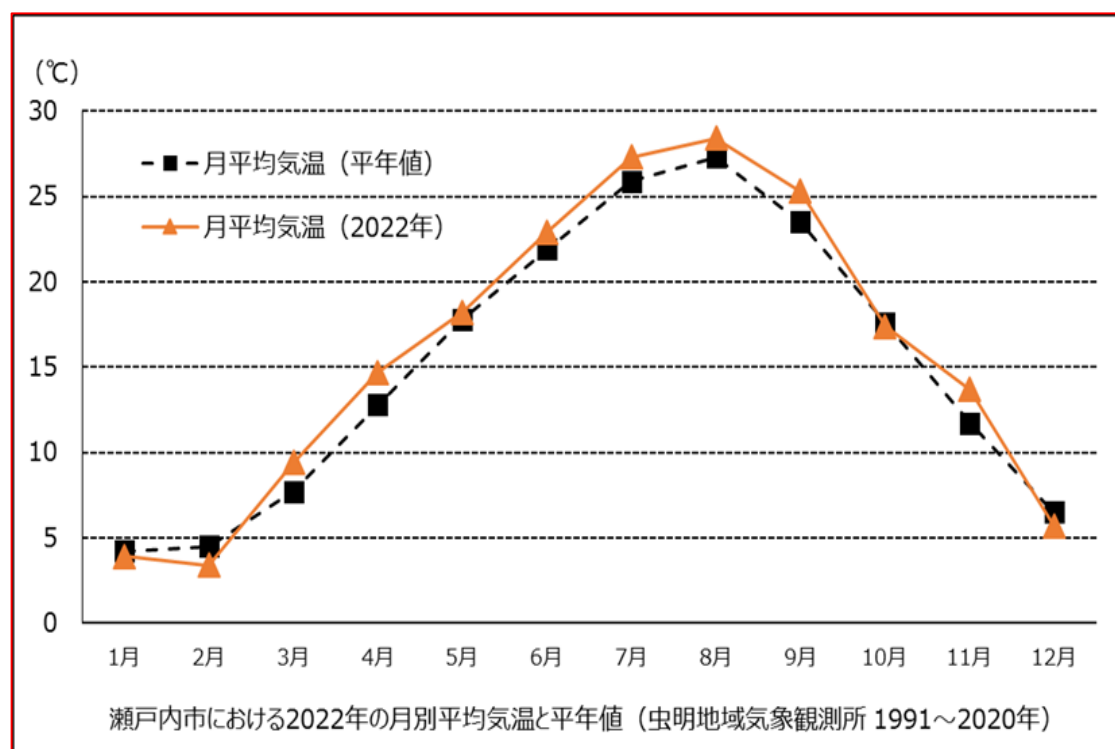
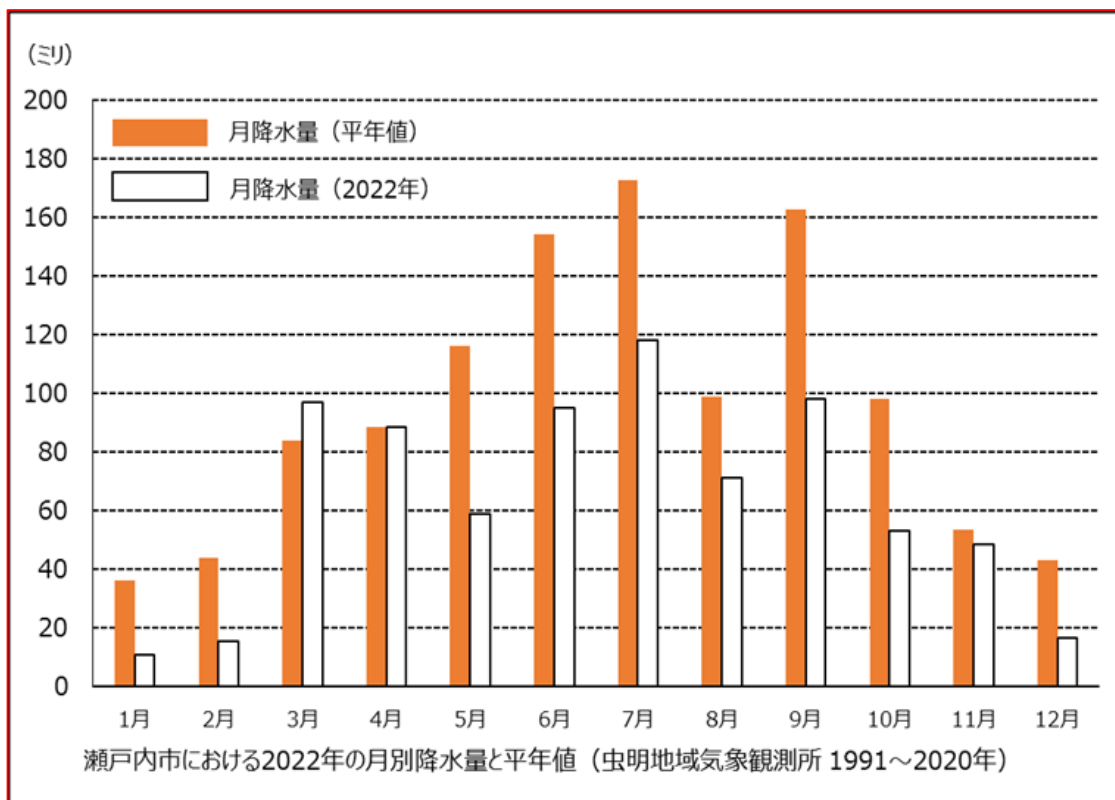
ため池総数は、642箇所、これら多数のため池の内には、老朽したため池もあるので計画的に改修を行い、適切な維持管理に努めている。

た め 池 の 内 訳

た め 池 総 数	点検が完了したため池	巡回監視が必要なため池
642	276	18

2 気象

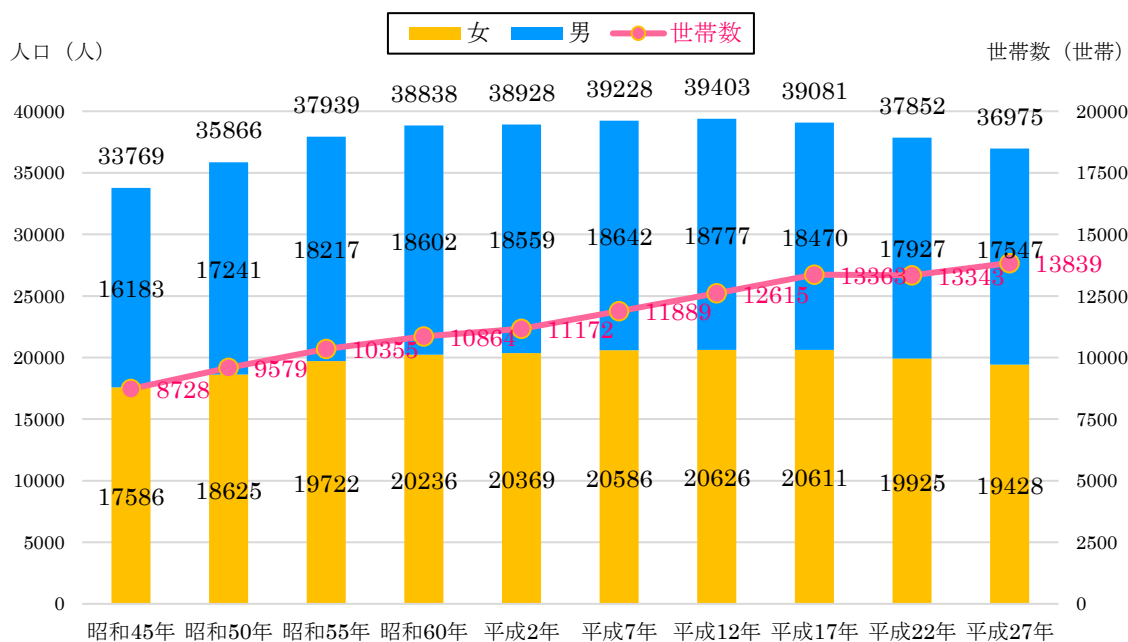
本市は、北は中国山地、南は四国山地にさえぎられ、海に面しており温暖で比較的雨が少ない、いわゆる瀬戸内海式気候である。虫明地域気象観測所（気象庁）の平年値によると年間雨量は 1,150.6 mm、気温も年平均 15.1℃と、四季を通じて温暖な気候に恵まれた地域である。



第2 社会的条件

1 人口

瀬戸内市の人口は平成12年頃までは増加傾向であったが、経済の安定成長への移行に伴う企業活動の低迷及び出生数の減少等により、現在は若干の減少傾向となっている。今後も、出生数の減少傾向は続く見込まれるものの、積極的に都市機能や産業基盤の整備を図ることにより減少傾向からの回復が見込まれる。



瀬戸内市人口・世帯数の推移（国勢調査）

2 都市化等

市の西部においては近年住宅地の開発が進み新たな市街地を形成している。また、市の東部や南部においては、人口は減少しつつあるものの岡山ブルーライン沿線、瀬戸内海沿岸部等に多くの観光資源があり、これらを結んだ観光レクリエーション地区として期待されている。

第3 災害履歴

1 水害

(1) 昭和51年9月8日～13日 集中豪雨

台風17号の影響による集中豪雨が8日から降り始め、13日まで6日間連続降り続き800mm近い総雨量を記録した。このため干田川、香登川、油杉川、千町川等ほとんどの河川が氾濫した。また、がけ崩れによる家屋の損壊、道路の損壊、そして水路・ため池の決壊などが多発して、未曾有の大災害を受け、激甚災害地域として指定された。

被害状況

		牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
死亡者(人)		—	—	—	—
負傷者(人)		—	—	—	—
住家(戸)	全壊	4	24	—	28
	半壊	—	47	183	230
非住家(戸)	全壊	45	1	—	46
	半壊	—	7	12	19
床上浸水(戸)		109	456	210	775
床下浸水(戸)		700	1,526	800	3,026
道路の損壊(ヶ所)		152	249	182	583
堤防の損壊(ヶ所)		—	—	—	—
河川の損壊(ヶ所)		—	97	70	167
橋梁の破損、流出(ヶ所)		—	2	13	15
ため池の損壊(ヶ所)		—	22	20	42
山林崩壊	ヶ所	—	72	—	72
	ha	—	—	—	—
流出、埋没(ha)	田	—	—	62	62
	畑	88	—	—	88
冠水(ha)	田	73	1,097	575	1,745
	畑	91	—	—	91
水稻被害(ha)		73	1,097	637	1,807

(2) 平成2年9月17日～19日 集中豪雨

秋雨前線及び台風19号による豪雨があり、期間中の雨量は525mmとなった。道路の損壊や山、がけ崩れが市内各所で発生した。

被害状況

		牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
死亡者(人)		—	—	—	—
負傷者(人)		—	—	—	—
住家(戸)	全壊	4	—	—	4
	半壊	2	—	11	13
	一部損壊	15	—	—	15
非住家(戸)	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
床上浸水(戸)		135	443	163	741
床下浸水(戸)		613	1,320	393	2,326
道路の損壊(ヶ所)		39	89	37	165
堤防の損壊(ヶ所)		—	—	8	8
河川の損壊(ヶ所)		—	58	9	67
橋梁の破損、流出(ヶ所)		—	—	1	1
水路の破損(ヶ所)		—	—	20	20
ポンプ施設の破損(ヶ所)		—	—	9	9
ため池の損壊(ヶ所)		—	—	17	17
林道の損壊(ヶ所)		—	—	15	15
山林崩壊	ヶ所	66	6	5	77
	ha	0.16	—	—	0.16
農業用施設(件)		—	487	—	487
農地(ha)		—	50	—	50
流出、埋没(ha)	田	—	—	—	—
	畑	3	—	—	3
冠水(ha)	田	—	661	350	1,011
	畑	40	—	—	40
水稻被害(ha)		—	661	350	1,011

(3) 平成16年 台風

平成16年は8月から10月中旬の間に、台風10号、台風11号、台風16号、台風18号、台風21号、台風23号と連続して被害をもたらした。

なかでも、台風16号は満潮時と重なり最高潮位は宇野港で標高256cm（歴代記録1位）と高潮による被害が多い年となった。

被害状況

被害発生日	被害項目			牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
台風10号 8月1日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	—	—	—	—
		床下	棟	6	—	—	6
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	—	—	—	—
		人	人	—	—	—	—
台風11号 8月5日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	—	—	—	—
		床下	棟	—	18	—	18
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	—	—	—	—
		人	人	—	—	—	—
台風16号 8月29日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	259	122	—	381
		床下	棟	228	124	—	352
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	259	122	—	381
		人	人	694	348	—	1,042
台風18号 9月7日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	23	11	—	34
		床下	棟	207	112	—	319
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	23	11	—	34
		人	人	62	31	—	93
台風21号 9月29日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	6	5	—	11
		床下	棟	112	85	20	217
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	7	—	6	13
	罹災者	世帯	世帯	6	5	—	11
		人	人	21	11	—	32
台風23号 10月20日	建物被害	一部破損	棟	—	—	1	1
	浸水	床上	棟	1	—	—	1
		床下	棟	80	—	—	80
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	4	—	—	4
	罹災者	世帯	世帯	1	—	—	1
		人	人	1	—	—	1

(4) 平成17年9月6日 台風

台風14号がゆっくり進んだことや本州付近に停滞していた前線に向かって湿った空気が流れ込んだため、4日から7日にかけて断続的に雨が降り、6日から7日にかけて強い風が吹き大荒れの天気となった。

被害状況

被害発生日	被害項目			牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
台風14号 9月6日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	16	12	—	28
		床下	棟				
	非住家	公共建物	棟	12	—	—	12
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	—	—	—	—
		人	人	—	—	—	—

2 火災

区分 年次	火災件数（件）					焼失面積		罹災者数 （人）	死傷者数（人）		損害額 （千円）
	総数	建物	林野	車両	その他	建物（㎡）	林野（a）		死者	負傷者	
平成22年	16	5	6	3	2	874	235	25	0	0	61,661
平成23年	12	5	4	0	3	474	75	10	0	1	21,885
平成24年	17	10	1	3	3	695	1,520	12	0	4	44,869
平成25年	21	11	3	0	7	737	23	14	6	4	26,278
平成26年	8	4	1	1	2	285	8	7	1	3	7,302
平成27年	13	11	0	0	2	249	3	17	0	1	15,402
平成28年	21	14	3	0	4	569	7	45	0	2	24,689
平成29年	12	6	0	1	5	169	0	7	0	2	12,528
平成30年	12	7	2	2	1	553	54	10	0	0	47,342
平成31年	19	10	1	2	6	377	60	20	0	5	18,497

第4章 災害の危険性の総合的把握

1 危険地域の実態把握

市は近年台風豪雨によって干田川・油杉川・道還川の決壊、香登川及び千町川等の氾濫などによる水害をはじめ、土砂崩れなどの被害を受けてきた。

災害防止は、行政などによる公的な防災機関だけでは不可能であり、地域ぐるみの防災活動が重要なため、自治会単位を中心とした自主防災組織などの育成強化が必要である。

また、出水期前などに、定期的な防災・水防訓練の実施や広報を通じて防災知識の普及啓発を行っているが、一層の防災意識の高揚を図る必要がある。総合的、効果的な防災活動を行うため、適宜、地域防災計画を見直し、災害時に備え避難経路、避難場所を徹底し、避難誘導に万全を期するなど防災体制の整備充実を図る必要がある。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は吉井川、干田川、千町川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所などを示したハザードマップを作成し、公表する。

(1) 洪水予報の伝達方法

洪水予報の伝達は、防災行政無線や広報車等により地域住民に対して伝達するとともに、行政委員や自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

(2) 避難場所の円滑かつ迅速な避難の確保

避難指示等発令時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

(3) 浸水想定区域内の高齢者施設等への対応

浸水想定区域内において、主として高齢者、障がい者及び乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する避難行動要支援者及び要配慮者関連施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、防災行政無線等により洪水予報等を伝達する。

(4) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

福祉関係部局、消防団、自主防災組織及び福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者台帳を整備し、避難行動要支援者に対しての具体的な避難支援計画の策定に努める。

(資料 22 要配慮者関連施設)

3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確保

市は、大雨や地震による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から人的被害を軽減するため、知事が土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等におけるハザードマップを作成し、公表する。あわせて、警戒避難体制の整備を図る。

(資料 34 土砂災害ハザードマップ)

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

日頃より、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨期や台風期に巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するよう努める。

(2) 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達方法

降雨等により、土砂災害の危険があると認められる場合は、市防災行政無線や広報車及び緊急速報エリアメール等により地域住民に対して伝達するとともに、消防団・行政委員・自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

また、県と岡山地方気象台が共同で「土砂災害警戒情報」を発表した際には、避難指示を発令する。

(3) 警戒避難・救助体制の確保

土砂災害時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難・救助体制の確立など、円滑かつ迅速な避難及び救助が確保できる体制づくりに努める。

また、土砂災害警戒区域等内において、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する避難行動要支援者及び要配慮者関連施設に対しては、必要があると認められる場合は、防災行政無線等により土砂災害警戒情報等を伝達する。

なお、土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者に対しては、福祉関係部局、消防団、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、具体的な避難支援計画の策定に努める。

(資料 7 土砂災害警戒区域（急傾斜）)

(資料 8 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）)

(資料 9 土砂災害警戒区域（土石流）および土石流危険渓流)

(資料 10 土砂災害警戒区域一覧表)

(資料 11 砂防指定地（法律指定箇所）)

(資料 12 山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）)

(資料 13 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）)

(資料 22 要配慮者関連施設)

第 2 編 災害予防計画

第1章

防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

第2 消防施設・設備等

- 1 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓・防火水槽等の消防水利、火災通報施設、その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
(資料 5 消防力の保有状況)
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

第3 通信施設・設備等

1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市、地域、県及び防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。また、万一これらの施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備器等の設置に努め、通信連絡機能の維持・向上を図る。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市防災行政無線等を補足するため、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

さらに、災害時においても安定した通信を確保し、Web サイト、電子メール等を通じた市民への各種災害情報の提供に努める。

2 無線通信施設等の整備等

(1) 防災行政無線通信施設

電話が途絶の場合には、県防災行政無線、警察無線等を利用することとなるが、これだけでは孤立した集落との通信は不可能であるので、市役所と支所・出張所・出先機関等地区を結ぶ市防災行政無線設備により通信の確保を図る。

(2) 消防・救急デジタル無線通信施設

災害時の被害軽減、人命救助などの消防活動においては、複数の消防隊・救急隊が同時出動し、情報を共有しながら協力して活動するため、デジタル無線通信施設の整備により、機能の充実を図る。

(3) 各地区放送塔の利用

予報及び警報の伝達等非常時の一斉放送等緊急措置が講じられるよう各地区と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。

(4) 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

3 施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保安全管理について点検整備を実施する。

(資料 4 通信施設整備状況)

4 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

市、県及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保する

ため、非常用通信手段の確保に努める。

5 防災情報

市の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を防災行政無線、緊急速報メール、Web サイト、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等、多様な手段により市民へ提供する。

6 電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫等の整備、改善及び点検を実施する。

第5 救助施設・設備等

- 1 市・県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、船舶、救命ボート、ヘリコプター等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効かつ適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- 3 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- 4 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日

頃から住民への周知徹底を図る。

5 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。

6 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

7 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

8 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

9 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

10 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

11 必要な物資の備蓄に当たっては、市民が最低限備蓄すべきものや市と県等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

12 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第6 医療救護用資機材等

- 1 市、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 市、県、医療関係機関、鉄道事業者及び空港管理者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第7 その他の施設・設備等

- 1 災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械及びその要員を確保するため、資機材の保有状況を調査把握し、建設業者等と応急対策業務に関する協定の締結に努める。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。
- 2 市及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第2章

防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 市及び各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- 2 市及び各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 市及び各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 市（県）は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- 6 市は、夜間、休日等の職員の緊急呼出については、県防災情報システム等から市に入った情報を災害連絡要員に、電話等によって連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連携体制

- 1 市がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する

気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。

- 2 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 3 風水害等により、市から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として市に派遣された場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定め、迅速に情報収集ができるよう努める。
- 4 県は、Web 会議システム等を活用し、市とリアルタイムで情報共有できるよう努める。
- 5 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、航空機運用総合調整システム（F O C S）、沿岸ライブカメラを始めとする固定カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 6 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 7 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- 8 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 9 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

- (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行くとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

- 2 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 3 市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることが

できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

4 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

5 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

6 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

7 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

8 市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、輸血用血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

9 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

10 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

11 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が

共有できるよう、連絡体制を整備しておく。

1 2 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

1 3 市は、医療の応援について県等へ応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

1 4 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

1 5 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

1 6 気候変動による影響を踏まえ、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連絡体制を構築する。

1 7 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

1 8 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

19 県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。

20 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第4 業務継続体制の確保

1 市、県、その他の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

3 市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

4 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3章

自然災害予防対策

市、県及び指定地方行政機関は、風水害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1節 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 主な実施機関

市

県（農林水産部）

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

3 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。

(2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

(3) 防災林造成事業

潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

(4) 地すべり防止事業

地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。

(5) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(6) 山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の地域防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険溪流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第2編第3章第3節「土砂災害防止対策」に定めるところによる。

第2節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

また、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

2 主な実施機関

市

森林所有者等

3 実施内容

(1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及啓発する。

(2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

4 関連調整事項

市は、県、森林整備センター及びおかやまの森整備公社等関係機関と連携を図り、効果的に普及啓発する。

第3節 土砂災害防止対策

1 方針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、県と岡山地方気象台が発表する土砂災害警戒情報を受けて、市長は避難指示等を発令する判断をし、市民は避難行動を開始する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、県の緊急調査、土砂災害緊急情報をもとに、市長が適切に住民の避難指示等の判断等を行う。

2 主な実施機関

市

県（土木部）

中国地方整備局

岡山地方気象台

3 実施内容

(1) 土砂災害警戒区域等の点検

市は、県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

【土砂災害警戒区域等】

ア 土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）

イ 土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）

ウ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

(2) 「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等

ア 基礎調査の実施

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行うとともに、その結果を市に通知する。

イ 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

- (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への支援等

ウ 警戒避難体制の整備等

瀬戸内市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、以下の事項について定める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内の要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

警戒区域の指定を受けた市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講ずる。

(3) 警戒避難体制の支援

ア 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおか

しくない状況となったときに、岡山県と岡山地方気象台が、共同で発表する土砂災害警戒情報を受け、市長は避難指示等を発令する際の判断や、住民の避難行動を支援する。

イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者及び入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

ア 砂防事業

土石流や流木を補足する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

市は、土砂災害警戒区域等（急傾斜）を調査把握し、一覧表を地域防災計画に掲載するとともに、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、危険個所の解消に努める。

また、危険住宅の移転制度も活用し、災害の未然防止を図る。

(5) 盛土による災害の防止対策

市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

（資料 7 土砂災害警戒区域（急傾斜））

（資料 8 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所））

（資料 9 土砂災害警戒区域等（土石流）および土石流危険溪流）

- (資料 10 土砂災害警戒区域一覽表)
- (資料 11 砂防指定地（法律指定箇所）)
- (資料 12 山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）)
- (資料 13 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）)

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧計画

第4節 河川防災対策

1 方針

洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、洪水予報河川及び水位周知河川については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

2 主な実施機関

市

県（土木部）

中国地方整備局（岡山河川事務所）

岡山地方気象台

水防管理者

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方気象台と共同して洪水予報を発表する。

イ 水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。

ウ 避難判断水位情報

県は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する。

エ 洪水特別警戒水位情報

県は、水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するように努める。

オ 氾濫危険水位情報

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

カ 浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、市長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市等へ浸水想定情報を提供するよう努める。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

キ 円滑かつ迅速な避難の確保

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、地域防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（ア）要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

（イ）大規模工場等

大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものであって、所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

（2）河川改修事業等の実施

ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去、排水機場の

維持修繕等を実施する。

イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、排水ポンプ整備等により内水排除河川としての整備、上流ダム群等の建設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

ウ 流域治水

市及び県は気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

エ 低地帯排水改良事業

満潮位より低い低地帯における排水対策として被害を最小限にとどめるようポンプ整備等の排水計画を策定し、実施する。

(3) 用・排水路対策

家庭用排水による水質低下を防ぐため、用・排水路の分離等の整備を図る必要がある。このため水路改修により流水速度を速め汚濁水の排除を図るとともに、維持管理については次の点に留意する。

ア 水路の破損部分、ぜい弱部分のある場合は、出水に備え補修を行う。

イ 地盤のゆるみ及び土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検、管理を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

ウ 水路内に塵芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。

エ 関係機関、団体及び住民との協力一致体制による塵芥除去、清掃運動を推進する。

オ 緊急時に備え、排水ポンプ施設の点検を行い、特にエンジンの調整は、平素から十分行う。

4 関連調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(3) 他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 都市排水や農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

- (4) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧計画

第5節 雨水出水対策

1 方針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該排水施設の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

2 主な実施機関

市
県（土木部）

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）情報

市は、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

イ 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

ウ 円滑かつ迅速な避難の確保

（ア）市防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（イ）市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに雨水出水浸水想定区域の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 雨水出水対策事業の実施

市は浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

4 関連調整事項

(1) 県及び指定管理団体は、水防計画に下水道管理者の協力に関する事項を定め、下水道管理者と連携した水防活動体制を確保する。

(2) 河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第6節 海岸防災対策

1 方針

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等を実施し、市土の保全を図る。また、水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

(資料 16 海岸保全区域)

2 主な実施機関

市

県（土木部、農林水産部）

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 水防警報

県は、水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

イ 高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）情報

県は、水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

ウ 高潮浸水想定区域の指定、公表等

県は、水位周知海岸等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

エ 円滑かつ迅速な避難の確保

(ア) 市防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街等、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位情報等の伝達方法を地域防災計画に定める。

(イ) 市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を

講じる。

(2) 海岸保全対策の実施

海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。

ア 高潮対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設又は既存施設の補強改修等を実施する。

イ 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれがある海岸に侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

ウ 低地帯排水改良事業

沿岸部の低地帯において、雨水及び海水の浸水被害を最小限にとどめるよう、排水機場等の整備や施設の適正な維持管理を実施する。

(資料 16 海岸保全区域)

4 関連調整事項

海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸(国土交通省所管)、港湾海岸(国土交通省所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)、農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

第7節 ため池等農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市土の保全に資する。

2 主な実施機関

市

土地改良区

県（農林水産部）

中国四国農政局

3 実施内容

(1) ため池整備

市及び土地改良区の管理者は決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県等と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進め、順次ハザードマップを作成し、住民等へ周知するよう努める。また、維持管理については次のとおり行う。

ア 堤体は、常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水等の異常がすぐ発見できるようにする。

イ 余水吐の堰上げは絶対避ける。

ウ 斜樋及び底樋等の構造物は、貯水前に点検する。

エ 老朽化の著しいため池は常に控えめな貯水にとどめる。

オ ため池内に流入浮遊して、堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。

カ 市、土地改良区及び受益者は、ため池を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

キ 瀬戸内市で震度5弱以上を計測した場合、県と協議し指定したため池について緊急点検を実施する。

（資料 15-1 ため池一覧表）

（資料 15-2 緊急点検ため池一覧表）

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、排水路については、市町村等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

- (1) ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第2編第3章第3節「土砂災害防止対策」に定めるところによる。

第8節 都市防災対策

1 方針

市及び県は、都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域の強靱性を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 主な実施機関

市

県（土木部）

3 実施内容

瀬戸内市総合計画において、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を掲げ、以下の施策を実施する。

(1) 都市施設の整備促進

ア 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

イ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

(3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

ウ 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集团的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

エ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれが著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

オ 災害危険区域の指定及び対策

県は、高潮、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施工し、県民の人命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既定市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

カ 災害に強いまちの形成

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(4) 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校及び病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

(5) 建築物の安全性の確保

ア 安全対策

市、国、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

4 関連調整事項

(1) 都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備及び上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

(2) 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

第9節 地盤沈下対策

1 方針

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制することを重点とし、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置を講ずる。

2 主な実施機関

市

中国地方整備局

県（環境文化部、土木部）

3 実施内容

(1) 地下水汲上げの規制

地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。

(2) 堤防のかさ上げ等

地盤沈下の起っている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

(3) 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。

4 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 現に地盤沈下の起こっている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策を進めるよう考慮する。

第10節 文教対策

1 方針

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 主な実施機関

市

県（総務部、教育委員会）

私立各学校管理者

3 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

市及び県は、PTA、青少年団体、女性団体等団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して防災知識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講ずるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果を上げるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

また、災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第11節 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため、市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 主な実施機関

市

県（教育委員会）

3 実施内容

- (1) 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災意識の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者・管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、保護・管理について指導・助言を行う。
- (3) 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

4 関連調整事項

県は、市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第12節 危険地域からの移転対策

1 方針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 主な実施機関

市

県（土木部、危機管理課）

3 実施内容

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適當な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第13節 風害対策

1 方針

来襲が予想される台風等の風害予防については、気象予報及び警報に注意し、施設の補強等の予防措置を指導する。

2 主な実施機関

市

3 実施内容

(1) 農林業

農産物について、風害に対する抵抗品種の選定等計画的栽培を実施する。また、災害に備えて温室等の施設の補強、果樹その他農産物の倒伏防止等を指導する。

(2) 水産業

海洋気象状況を把握し、漁業協同組合を通じて早期に予報の伝達を行い、各組合員に周知を図り、定置網の撤収、漁船の避難、養殖施設の補強等風害防止について指導する。

第14節 火災対策

1 方針

市は、各種火災予防のため次の対策を実施する。

2 主な実施機関

市

3 実施内容

(1) 消防力の強化

ア 消防水利の定期的検査を行い、消防法に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。

イ 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、消防用機械器具の充実を図る。

ウ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。

エ 婦人防火クラブ、少年消防クラブ等民間の消防協力組織の育成強化を図る。

オ 企業体における自衛消防体制の育成強化を図る。

(2) 火災予防査察の強化

消防法に基づき、消防本部が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。

ア 定期査察

定められた防火対象物等について査察計画を立て、定期的を実施する。

イ 警防査察

警防活動上必要な施設、設備等の状況を把握するために行う。

ウ 特別査察

査察依頼があった場合又は消防長が特に必要と認めた場合、その指示によって行う。

エ 住宅防火診断

消防本部、消防団及び婦人防火クラブ等が協力して一般住宅の防火診断を実施する。

(3) 消防用設備の整備促進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を促進する。

(4) 火災予防思想の啓発

ア 火災予防思想の啓発を図るため、火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて随時行う。

イ 市広報誌、市防災行政無線等により、火災予防思想の普及を行う。

ウ 講習会、消防訓練、巡回等による啓発活動を実施する。

(5) 特殊建築物の火災予防の指導

特殊建築物に対しては、建物内部の進入経路、人命救助の方法、消火方法等について、万全の対策を講ずるよう指導する。

(6) 特定防火対象物等の消防計画の指導

旅館、病院及びスーパーマーケット等など不特定多数の者が出入りし、集合する特定防火対象物に対しては、避難誘導の方法、建物内部への進入経路、消火方法等について、各対象物の防火管理者等が消防計画を作成するとともに、万全の策を講ずるよう指導する。

第1節 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 主な実施機関

市

県（土木部、農林水産部）

県公安委員会、県警察

中国地方整備局（岡山国道事務所）

西日本高速道路株式会社（中国統括本部）

本州四国連絡高速道路株式会社

3 実施内容

(1) 道路防災対策

ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道、市道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

(2) 交通安全思想の普及徹底

ア 瀬戸内市交通安全対策協議会の活動により、交通安全思想の普及徹底を図る。

イ 各種の機関の活用、講習会の実施、広報誌等により啓発宣伝を図る。

ウ 小、中学校における交通安全教育の普及徹底を図る。

(3) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(4) 交通管理体制の整備

市、県及び県警察等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(5) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(6) 広報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう配慮する。

第2節 鉄道災害予防対策

1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

2 主な実施機関

市

県（県民生活部、土木部）

県警察

西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）

3 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施

イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施

ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備

エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実

オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上

カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施

キ トンネル、落石覆その他の線路防護施設の点検

ク 災害により列車の運転に支障が生じるおそれのあるときの線路の監視

ケ 新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置

コ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、所要の手続きを行った上での伐採等の実施

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上

イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実

ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

(4) 鉄軌道交通環境の整備

ア 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

(ア) 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備

(イ) 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実

イ 関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(5) 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備

(8) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第3節 海上災害予防対策

1 方針

海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。

2 主な実施機関

市

県（土木部、農林水産部、危機管理課、消防保安課）

中国地方整備局（宇野港湾事務所）

第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）

一般社団法人海上災害防止センター

船舶所有者等

石油事業者

石油事業者団体

漁業協同組合

3 実施内容

(1) 関係施設、設備の整備

ア 港湾施設

中国地方整備局及び県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。

港湾管理者は、走錨^{びよう}等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。また、走錨^{びよう}等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨^{びよう}等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

イ 無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

ウ 航路標識の整備

玉野海上保安部は、海上交通の安全の確保のため航路標識の整備を促進する。

(2) 安全運航の確保

ア 海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。

イ 海上保安部、県及び船舶所有者等は、船舶の航行の安全のためその通信手段を確保する。

ウ 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

エ 海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

(3) 関係資機材の整備

ア 関係機関は、船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

イ 市及び県は、油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。

ウ 関係機関は、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

エ 一般社団法人海上災害防止センター及び船舶所有者等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。

オ 石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。

カ 漁業協同組合は、油流出等の災害による漁業被害を防止するために必要な資機材を、市及び県から貸与を受けるなどして整備を促進する。

キ 市は、重油等が河川へ流出した場合に、農作物・水産動植物への影響が考えられるので、これらの取り扱いについての注意を喚起するとともに、万一の事故に備え、吸着マット等を準備し、被害の拡大を防止する。

(4) 防災訓練

ア 海上保安部、消防機関及び警察機関等を始め、地方公共団体、一般社団法人海上災害防止センター、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。

イ 災害対策訓練の実施

市及び県は、油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、一般社団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

ウ 予防知識の啓発

危険物積載船をはじめとし、船舶等の関係者に対し、安全運航、危険物に対する取り扱いその他心得等について注意を喚起するとともに各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

4 その他

港湾及び漁港管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 関連調整事項

(1) 協力支援体制の整備

市、海上保安部、県及び関係事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

(2) 情報収集、伝達体制の強化

油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、市（消防機関）、海上保安部、中国地方整備局、県及び県警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

(3) 関係機関の連携強化

油等の大量流出事故の発生に備え、市、海上保安部、県、関係団体、事業所等官民一体となった「水島地区排出油等防除協議会」及び「岡山県東部大量排出油等災害対策協議会」及び「備讃海域排出油等防除協議会連合会」が設けられるなど広域的な排出油等防除体制が整備されているが、緊密な情報連絡や訓練・研修等を通じて、一層の連携強化と防除機能の向上に努める。

第4節 大規模な火災予防対策

1 方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から市民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 主な実施機関

市

県（消防保安課、農林水産部、土木部）

事業者

3 実施内容

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市、県及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 大規模な火災防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

(3) 防災知識の普及

市、県及び公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(4) 消火活動関係

- ア 市及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- イ 市及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- ウ 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第5節 林野火災の防止対策

1 方針

市民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設整備等の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 主な実施機関

市

県（農林水産部、消防保安課）

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

3 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

市及び県等は、山火事予防協議会を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

市及び県等は、山火事防止について、随時一般の注意の喚起に努め、毎年林野火災の多発する3月、8月を「山火事防止運動月間」に定め、市民の林野火災予防意識の啓発に努める。

(ア) 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。

(イ) 防災行政無線や広報車による広報宣伝、アドバルーン、立看板等による啓発を実施する。

(ウ) 市広報誌へ掲載するとともにポスター、チラシ等の印刷物を作成し配布する。

(エ) 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発等を実施する。

(2) 警報伝達の徹底

ア 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、市火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 市、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を受け取ったときは、消防団に連絡するとともに広報車等により確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

ア 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事の高発期間中（1～3月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ 市は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市は、森林法第21条を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者及び森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 市及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 防災訓練の実施

林野火災を想定した防災訓練を防災関係機関と協力して実施する。

(7) 消防施設の整備

ア 市は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 市及び県は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

ウ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(8) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 市は、大規模な林野火災発生時に、県に支援要請を行い、消防防災ヘリコプターを出動させ、火災状況の偵察や空中消火を実施する。

イ 市及び県等は、平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

4 関連調整事項

(1) 市は、各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、市内における総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。

(2) 諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

第6節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取り締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

市

県（消防保安課、保健医療部）

県警察

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業局

3 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者及び占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

カ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 保安意識の高揚

市及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図る

とともに法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

ア 市及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(4) 事故原因の究明

市、県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 市及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第7節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

市

県（消防保安課）

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者及び占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市、県及び中国四国産業保安監督部は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

（イ）従業者に対する保安教育の実施

（イ）定期自主検査の実施と責任体制の確立

（イ）地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

(2) 保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(3) 保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

市、県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第8節 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取り締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

また、市は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取り扱いについて、火薬類取締法に基づき岡山県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

2 主な実施機関

市

県（消防保安課）

県警察

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

火薬類施設の所有者、管理者及び占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市、中国四国産業保安監督部及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

（ア）従業者に対する保安教育の実施

（イ）防災訓練等の実施

（ウ）定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

（ア）火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

(2) 保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図るため、以下を行う。

- ア 火薬類取締法等関係法令の周知
- イ 保安講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱指導
- エ 危害予防週間の実施

(3) 保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化するため、以下を行う。

- ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化
- イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

市、県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第5章

複合災害対策

1 方針

市及び県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 主な実施機関

市
県
防災関係機関

3 実施内容

(1) 対応計画の作成

市及び県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

市及び県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6章

防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害を最小限に止めるためには、市及び県を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

市は、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、市及び県は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体の参加・連携を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、市民の防災意識の高揚を図る。その際、女性・高齢者等の参画促進に努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

2 主な実施機関

市

県

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市(水防管理団体)は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

(ア) 実施事項

- a 観測
- b 通報
- c 作業工法
- d 輸送
- e 樋門・陸閘等の開閉操作
- f 避難

(イ) 実施時期

- a 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- b その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

イ 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市、その他防災関係機関、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集伝達の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員及び消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じて実施する。

キ 災害対策本部設置訓練

災害対策本部設置時において、情報収集・伝達体制等を迅速かつ的確に実施するため災害対策本部設置訓練を必要に応じて実施する。

ク 救護訓練

医療・助産救助の迅速な対応を図るため、各種災害を想定した被災地での救急医療の訓練を必要に応じて実施する。

ケ 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

コ 危険物等特殊災害訓練

市、県及び防災関係機関は、防災関係機関・事務所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

サ 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

シ 航空機事故災害訓練

県、航空運送事業者、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体及び国の機関等は相互に連携した訓練を実施する。

ス 避難所開設・運営訓練

市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期・・・防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所・・・災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法・・・市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害対応訓練

出水期を前に、市は、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、県及び防災関

係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

- ・ タイムラインの作成訓練
- ・ 防災配備態勢の段階的強化訓練
- ・ 情報の収集・伝達訓練
- ・ 災害対策本部会議訓練
- ・ 避難指示等の発令・伝達訓練
- ・ 避難及び避難所運営訓練
- ・ 水防活動の訓練

第2節 防災知識の普及

1 方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めて地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市及び県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 主な実施機関

市

県

防災関係機関

日本赤十字社岡山県支部

3 実施内容

(1) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

(ア) 市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、防災活動、被害状況等についての映画会、防災講演会、防災パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上の Web サイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物(特定動物を除く)への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時

の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

- (ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

- (エ) 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- (オ) 市及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (カ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- (キ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害の種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場所においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

- (ク) 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスク

や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
- ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- ・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等、学生及び教員が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え、積極的な普及啓発を行い防災意識の高揚を図る。

(3) 防災ボランティア活動のための環境整備

ア 県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

また、県は、災害時に設置する県災害ボランティアセンターについて、平常時より県・市社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。

イ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

ウ 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時から市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、県と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

オ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

カ 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

キ 市は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情

報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

ク 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ケ 市及び県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

コ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

市、県及び防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、県民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- イ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ウ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- エ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- オ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- カ 水防月間（5月1日～31日）
- キ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ク がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ケ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- コ 危険物安全週間（6月第2週）
- サ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- シ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ス 道路防災週間（8月25日～31日）
- セ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ソ 防災の日（9月1日）
- タ 救急の日（9月9日）
- チ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）

- ツ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- テ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ト 津波防災の日（11月5日）
- ナ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）

第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この市民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 主な実施機関

市

県（危機管理課・消防保安課）

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

3 実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた地域防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、自治会単位等を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れられるよう促す。

イ 市は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

ウ 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

エ 市は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

オ 市及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

カ 県は、自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化のため、市等の推進活動を積極的に支援する。

キ 市及び県は、住民等からの要望により地域へ出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、関する説明会等を行い、地域防災力の向上を図る。

ク 市は、日常的な通報体制の確立や市自主防災組織連絡協議会の設立など、地区内の防災組織間の連携強化を図る。

(3) 消防団の充実・強化

市及び消防団は、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組む。

第4節 企業防災の促進

1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

2 主な実施機関

市

県（危機管理課、産業労働部）

企業

3 実施内容

- (1) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- (2) 企業は、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (3) ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。
- (4) 市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良

企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(5) 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

(6) 市及び県は、企業防災への取り組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(7) 県は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の取組等の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援に努める。

(8) 市及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

(9) 県は、市及び商工会・商工会議所が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。

(10) 市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(11) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

(12) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第5節 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 主な実施機関

市

自主防災組織、地域住民

企業

3 実施内容

ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6節 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 主な実施機関

市

県

自主防災組織、地域住民

3 実施内容

- (1) 市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないように確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第7章

要配慮者の安全確保計画

1 方針

東日本大震災においては高齢者や障がい者など災害弱者と言われる人々の犠牲が多かったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障がい者のほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

そのため、市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、危機管理課、福祉部、消防本部で共有するとともに、市が保有する避難行動要支援者の個人情報、本人から同意に基づき、平常時から自治会等の避難支援等関係者へ提供し、情報共有を図る。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援や協力体制の確立を図るとともに、要配慮者のための指定避難所に設置する福祉避難室及び福祉避難所を確保及び整備する。

社会福祉施設等においては、入所する要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平常時から、施設や設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育訓練等防災対策の充実に努める。

地域においては、自主防災組織の結成とその育成により、要配慮者の避難支援体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を地域で助け合えるコミュニティづくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

2 実施責任者

市

市社会福祉協議会

社会福祉施設等関係機関

県警察

自主防災組織、消防団、民生委員児童委員

3 実施内容

(1) 災害時における要配慮者の避難支援に関する全体計画の策定及び実施

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画として、「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」を作成し、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達、支援体制、避難所における要配慮者への配慮など、市における要配慮者支援対策の基本的事項を定

めるとともに、対策を実施する。

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿及び個別避難計画の作成

市は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、地域防災計画並びに「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」に基づき、危機管理課と保健福祉関係部局が連携し、避難行動要支援者の情報を把握して、避難行動要支援者名簿を整備し、発災時に避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われる体制を整備する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、地域防災計画に基づき、危機管理課や保健福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に関わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要

な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

ア 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりである。

- (ア) 瀬戸内警察署
- (イ) 市社会福祉協議会
- (ウ) 自治会、自主防災組織
- (エ) 消防団
- (オ) 民生委員児童委員

イ 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

- (ア) 要介護認定3以上を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害除く）
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 市の生活サービスを受けている難病患者
- (カ) その他、避難支援関係者が避難行動支援の必要を認めた者

ウ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な個人情報については、保健福祉部が保有・収集した情報を、更新の際データベースに取り込み入手する。

エ 名簿の更新に関する事項

名簿の更新は、年1回実施する。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

名簿情報の提供を受けた者は、「災害対策基本法及び」「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」に定めるとおり、守秘義務を遵守し、名簿の提供を受けた避難支援関係者以外に名簿が開示又は提供されることがないように名簿情報を適正に管理する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関する事項

要配慮者が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう「避難情報等の発令及び伝達マニュアル」に基づき、避難情報を適時適切に発令する。また、高齢者や障がいのある人にもわかりやすい言葉や表現、説明のほか、防災行政無線や広報車をはじめ、Ｌアラート、携帯端末を利用した緊急速報メールや瀬戸内市防災アプリの活用など、情報伝達手段の特徴や障害の区分や程度を踏まえつつ、避難支援関係者等による情報伝達体制も含め、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮に努める。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族

等の生命及び身体の安全を守り、また災害の状況に応じて可能な範囲で行うことが大前提であり、避難支援等関係者相互で安全確保に関する話し合いやルールを決めて、事前に避難行動要支援者に周知を行う。あわせて、配慮者及び避難行動要支援者に対して、避難支援関係者が助けられない可能性もあることに関して、あらかじめ理解を得ておく。

ク 避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関する同意確認

新たに名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、本人の同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについての同意の有無について確認を行う。

(4) 個別避難計画の作成に関する事項

ア 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

避難行動要支援者の居住地域におけるハザードの状況や当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況などを踏まえて作成の優先度を判断する。

また、できるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるよう、市が優先的に支援する計画作成と並行して、本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等による計画作成を進める。

イ 避難支援等関係者

地域の実情や地域での検討結果を踏まえて避難を支援する者を選定する。また、避難を支援する者を確保するために、地域住民や消防団、自主防災組織等と要支援者をマッチングし、平時からの関係づくりを促す。なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

ウ 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人とかかわりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員児童委員など）から情報を把握する。

エ 計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況の変化や、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合等には、個別避難計画を更新する。

なお、避難の実効性を高めるために、必要に応じて医療・福祉関係者等と連携する。

オ 計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

個別避難計画情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持が徹底されるよう努める。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関する事項

避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用して着実な情報伝達および早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の事項に特

に配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報の伝達方法等は異なること
- (ウ) 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで流すこと

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(5) 避難行動要支援者の支援体制の整備

ア 避難支援体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政による要配慮者への避難支援は困難となる。そのため、市は、家族、近隣の者、自治会、自主防災組織、入所者施設等の職員など、要配慮者の身近にいる人又は組織が避難支援にあたるよう、日頃から啓発を行う。また、要配慮者の中でも特に避難行動要支援者については、消防機関が避難支援の中核となり、自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員が連携して円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

イ 避難支援体制構築の取組

名簿情報を共有する消防機関並びに自治会・自主防災会組織及び民生委員児童委員は、避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組に努める。避難支援体制構築の取組は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」により、対応する。

ウ 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

市は、災害が発生もしくは発生するおそれがあるときは、避難行動要支援者を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を避難行動要支援者の名簿提供に関する同意の有無にかかわらず、避難支援関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援に活用する。なお、自衛隊の部隊や県警察からの応援部隊など他地域から避難支援が受けられる場合も同様とする。

避難支援関係者は、避難行動要支援者名簿を活用し、近隣住民のほか、組織の構成員に名簿情報を知らせ、支援の応援を得て、避難行動要支援者の避難支援を行う。

エ 安否情報の収集等

避難行動要支援者は、避難指示、高齢者等避難を確実に受信できていない場合も多いことから、市は、災害時に避難支援関係者の協力を得て、避難してこない者に対して直接戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う必要がある。また、市は、災害時に近隣住民のほか、避難支援関係者による安否確認が進むよう配慮する。

(6) 福祉避難所等の確保

市は、平常時から一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者

のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

(7) 要配慮者の支援を実現するための防災対策

ア 市が行う取組

- (ア) 要配慮者及びその家族に対して、防災意識の高揚及び防災知識の普及の啓発を行う。また、自治会・自主防災組織が行う防災訓練やコミュニティ活動に積極的に参加を呼びかけるよう努める。
- (イ) 避難支援関係者のほか要配慮者の支援に関わる者に対して、防災知識の普及啓発や要配慮者の支援に関する研修等を行う。また避難行動要支援者の支援体制づくりを実現するため、避難支援関係者相互の連携の充実を図る。
- (ウ) 社会福祉施設に対して、適切な防災教育が行われるよう指導するとともに、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の防災情報の伝達体制の整備を図る。

イ 要配慮者及びその家族が行う取組

- (ア) 自主的かつ自発的に防災知識を習得するなど防災対策に努める。
- (イ) 近隣の住民、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保ち、自治会・自主防災組織が行う防災訓練に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データを自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具の入手方法を明確にし、また特定の医療品等の備蓄に努める。

ウ 避難支援関係者が行う取組

- (ア) 避難支援者関係者自身及びその家族の安全が確保されるよう防災対策に努める。
- (イ) 自主防災組織の結成と要配慮者の支援を想定した防災訓練や資機材の整備など自主的かつ自発的な防災活動に努める。
- (ウ) 相互の連携による支援の役割分担やルールをあらかじめ決めるよう努める。

エ 社会福祉施設等が行う取組

- (ア) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定する。
- (イ) 当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施にする。
- (ウ) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (エ) 災害時に自主防災組織等の協力が得られるよう要配慮者及び職員、地域との交流に努める。
- (オ) 施設の設定の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、その整備・充実に努める。
- (カ) 市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第8章

防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- ア 水害危険地域の把握
- イ 地すべり危険地域の把握
- ウ 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- エ 火災危険地域の把握
- オ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

市は、国等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2節 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長時間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第3節 公共用地等の有効活用

- 1 市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。
- 2 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市及び県は、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 市及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- 4 市及び県は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 5 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- 6 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 7 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対

する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

- 8 市、国、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 9 国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。

第5節 災害救助基金等の整備

災害救助法第22条の規定により、同法第21条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積み立てを行う。

第9章

食料、飲料水、生活必需品の確保計画

第1節 方針

食料については、円滑な確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業者との協力体制を整備する等により、調達体制を整備する。

飲料水については、給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ/日）の水を確保する。

第2節 実施内容

1 食料の確保

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

- (1) 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手順に関するマニュアルの策定、なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者等への適切な食料供給に充分配慮する。

- (2) 援助食料の集積場所の選定

- (3) 住民、事業所の食料備蓄の啓発

2 飲料水確保

市は、以下のことについて実施する。

- (1) 水道復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。
マニュアルについては以下のことを内容とする。
 - ア 臨時給水所設置場所の事前指定
 - イ 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
 - ウ 臨時給水所運営の組織体制（災害対策本部・現地災害対策本部）
 - エ 各臨時給水所と災害対策本部の通信連絡方法
 - オ 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
 - カ 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

- (3) 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。
- (4) 住民・事業所等に対し貯水や応急給水について指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 生活の支援等

市は、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

- (1) 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- (2) 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- (3) 特定物資の調達体制
- (4) 緊急物資の集積場所
- (5) 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

第10章

避難及び避難所の設置・運営計画

第1節 方針

避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

市は、あらかじめ指定避難所の指定を行い、平常時に施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認する。災害時には避難所において資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図る。他にもできる限りの準備を行い、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。

避難所運営については、基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

避難所設置施設の職員は、避難所である間は通常業務の実施は困難であるため、避難所の管理運営を優先に行いつつ、業務再開に向けた準備を行う。運営に当たっては、避難者・市・施設管理者の三者間で協議等を行うことにより、円滑な運営を図る。

第2節 実施内容

1 避難方法

(1) 避難の勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

避難の勧告等の判断・伝達に当たって、混乱を招かないよう、次の事項を定めたマニュアルを作成する。

- ア 避難の勧告等の発令者
- イ 避難を要する理由
- ウ 伝達系統及び方法
- エ 対象地域の範囲
- オ 避難の時期、指導者
- カ 避難場所、避難経路
- キ 携帯品の制限等

(2) 避難計画

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者へ充分配慮するとともに、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避す

るため、津波到達時間内での防災対応、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(3) 避難訓練の実施

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、関係機関と連携し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

2 指定避難所の設置

(1) 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、公園、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また所要の箇所への表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うなどにより、安全性を確保する。

ただし、指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、また、市内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣自治体等への要請、近隣民間施設の借上げ等により設置することを想定し、近隣自治体や民間業者等との間での協定締結等に努める。

また、市は、一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者のため、高齢者福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

(指定避難所の指定条件)

- ア 地区住民を十分収容することのできる面積を有する。
- イ がけ崩れ、地すべり、河川の氾濫等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。
また、危険物施設の近くや上空に高圧線があるところは避ける。
- ウ 避難所として使用する建物は、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定する。
また、建物が災害により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。
- エ 避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。

(2) 指定避難所の設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、防災無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど避難所の開設に必要な設備及び換気、照明等を整備し、被災者の生活環境を確保するとともに、指定避難所に指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペース確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資の確保

市は、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における避難所設置手続きについて、次の内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。

- ア 避難所の開設・管理責任者、体制
- イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- ウ 災害対策本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ その他開設責任者の業務

3 避難所の運営体制

(1) 市の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

市は、避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の関係機関に対して協力を求める。さらに、避難所運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

そして、避難所運営の円滑を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所に次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

ア 避難者の自治体制（立ち上げ、代表者、意思決定手続き等）に係る事項

イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ その他避難所生活に必要な事項

カ 平常体制復帰のための対策

- └ 事前周知、自治団体との連携
- └ 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
- └ 避難者の統合・廃止の基準・手続き等

(3) 管理者による避難所支援体制

指定避難所の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援にあたるため、関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加する。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

(4) 避難者及び支援スタッフの心のケア

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。また、支援スタッフに対するケアの不足も問題として提起されている。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

第 3 編 災害応急対策計画

第1章

防災組織・防災体制

防災関係機関は、災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

1 市の防災組織

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により、地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、これを廃止する。
- (2) 災害対策本部の運営方法、体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。
- (3) 災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。
- (4) 災害対策本部の設置に至るまでの活動体制についても、市の実態に応じて非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制の整備について定める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市長は、次の状況下で、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 市内に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報・特別警報（洪水除く）が発表されたとき
- (2) 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき
- (3) 豪雪による災害が発生し、又は発生が予想されるとき
- (4) 市内に大規模な地震、火災、爆発が発生したとき
- (5) 市内に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者

- の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき
(6) その他災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき

2 災害対策本部の設置等の公表

災害対策本部を設置又は廃止した時は、住民等に公表するとともに県本部、県地方本部及び関係機関に通報する。

3 災害対策本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること
- (5) 被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 被災農林水産業に関すること
- (7) 応急教育に関すること
- (8) その他上記以外に掲げるもののほか防災に関すること

4 災害対策本部の組織

- (1) 組織表

災害対策本部組織表



(2) 班の編成及び所掌事務

班 名	構 成	業 務 分 担
統 括 班	副市長直轄 DX 戦略室 総務部 総務課 危機管理課 総合政策部 秘書広報課 企画振興課	1 災害対策本部の総合調整 2 防災情報伝達システムによる避難情報等の伝達 3 災害情報及び被害情報の総合把握 4 自衛隊の災害派遣要請 5 災害対策本部の庶務、経理 6 県災害対策本部等との連絡 7 報道機関等の取材対応 8 気象通報の接受及び通報連絡 9 ホームページ等による災害情報の更新 10 管内の災害情報の収集 11 災害写真撮影及び災害に関する広報資料の収集 12 災害広報活動 13 行政委員等への情報伝達 14 関係機関との連絡調整 15 電話交換業務 16 非常用備蓄品の管理 17 罹災届出書の発行 18 災害時の車両管理 19 各施設の状況把握 20 受援に関する統括業務
市民生活班	市民部 市民課 税務課 国保年金医療給付課 環境部 生活環境課 クリーンセンターかもめ 長船クリーンセンター 長船衛生センター 副市長直轄 ダイバーシティ推進室	1 避難所の設置 2 食料、毛布、下着類等生活必需物資の確保・提供 3 り災証明書の発行 4 住家の被害認定調査 5 仮設トイレ等の設置 6 施設の被害状況の把握 7 し尿、ごみの処理 8 死亡獣畜の処理指導 9 被災地用のブルーシート・ゴミ袋他の配給

班 名	構 成	業 務 分 担
保健福祉班	福祉部 福祉課 いきいき長寿課 トータルサポ ートセンター こども・健康部 こども家庭課 保育園・こども 園 健康づくり推進 課	1 災害時要配慮者の避難に関すること 2 保育園児などの安否確認 3 避難所の状況把握等に関すること 4 福祉避難所に関すること 5 災害ボランティアに関すること 6 救護所の設置 7 既存ボランティアへの協力照会 8 遺体安置所の確保 9 埋葬（身元不明者等） 10 罹災者の応急救助 11 健康調査並びに保健指導 12 施設の被害状況把握 13 災害弔慰金の支給 14 義援金品の募集配分 15 薬剤の調達 16 予防衛生の指導
産業建設班	産業建設部 建設課 産業振興課 建築住宅課 文化観光課 文化観光課 博物館 美術館	1 道路、河川等の被害状況の把握 2 急傾斜地等の危険箇所の調査 3 罹災家屋の障害物の除去 4 住宅の応急処理 5 被災建築物の応急危険度判定 6 応急対策及び復旧の技術指導 7 農地及び農作物の被害調査 8 農道、用排水路、ため池等の被害調査 9 漁船、漁具の被害調査 10 治山の応急対策 11 家畜の予防衛生の指導及び防疫 12 観光施設等の被害調査 13 資材等の調達 14 排水ポンプの操作 15 水門、樋門等の操作員への連絡 16 被害状況の収集記録及び整理報告 17 錦海排水ポンプの管理 18 応急仮設住宅の設置
教 育 班	教育委員会 総務学務課 給食調理場 幼稚園 社会教育課 公民館 図書館	1 学校及び社会教育施設の被害調査及び 応急対策 2 園児、児童、生徒の避難対策、学用品の 支給 3 園児、児童、生徒の家族との連絡調整 4 給食施設での炊き出し対応 5 園児、児童、生徒などの安否確認 6 被害状況の収集記録及び整理報告 7 避難所の設置及び罹災者の応急救助

班 名	構 成	業 務 分 担
上下水道班	上下水道部 上水道業務課 上水道施設課 下水道課	1 上下水道の被害状況の把握 2 断水に備え給水車の配備 3 断水の広報活動 4 漏水等の応急復旧 5 水質の保全 6 罹災者に対する飲料水の供給 その他応急給水 7 水道工事業者等への協力要請 8 下水道施設応急復旧 9 被害状況の収集記録及び整理報告
消 防 班	消防本部 総務課 警防課 予防課 通信指令室 消防署 (牛窓分駐所 長 船 分 駐 所 含 む)	1 水防、その他災害の警戒、防御及び 応急対策 2 避難者の誘導 3 被害者の救出及び搬送 4 火災時の消火活動 5 消防団による各支所への応援 6 消防団との連絡調整 7 消防、水防資材等の輸送 8 消防防災ヘリコプター及び援助隊等への 派遣要請 9 その他消防業務全般
病 院 班	病院事業部 市民病院 裳掛診療所	1 病院施設の被害調査 2 入院患者の避難誘導 3 罹災地区への救護医務班の派遣 4 被害状況及び入院患者の状況の整理報告 5 その他病院業務全般
牛 窓 班 長 船 班 裳 掛 班		1 管内の状況把握・情報提供 2 関係部署との連絡調整 3 応急対応業務 4 管内の排水ポンプの応援

5 本部会議

本部長は、災害対策本部の運営並びに災害対策の調整及び推進について協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。

- (1) 本部会議は、本部長、副本部長及び各班長をもって構成する。
- (2) 本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部体制の配備及び廃止に関すること
 - イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること
 - ウ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 - エ 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること

6 本部室の設置と運営

(1) 本部室の設置

災害対策本部が設置されたときは、本部会議の庶務、災害対策本部の総括的業務を処理するために本部室を置く。

本部室は本部長が設け、その運営管理は統括班が担当する。

(2) 幹部の常駐

本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は班長の中から指名して、本部室に常駐させる。

(3) 本部連絡員の配備

各班長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握整理、各班に対する連絡、通報、外部防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

(4) 防災関係機関は、必要に応じて連絡員を本部室に派遣する。

(資料 29-3 瀬戸内市災害対策本部条例)

3 防災体制の種類と基準

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、市がとるべき体制は、注意体制、第一次警戒体制、第二次警戒体制及び非常体制とし、次の基準とする。

1 配備の種類

種 別	時 期	内 容
準備体制	(1) 台風の接近が予想されるとき (2) 市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表されたとき (3) 総務部参与（統括班長）の指示があったとき (4) 岡山県内の市町村が被災時に、総務部参与（統括班長）の指示があったとき	(1) 危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に高度の配置に迅速に移行しうる体制とする。 (2) 岡山県内の市町村が被災したとき、危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、岡山県災害時相互応援協定に基づき、被災市町村への応援体制を整える。
注意体制	(1) 台風の接近が予想されるとき (2) 市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風警報のいずれかが発表され、災害の発生が予想されるとき (3) 総務部参与（統括班長）の指示があったとき	災害対策本部本部長、副本部長、各班長、統括班を招集し、班長会議を開催し事態の推移に伴い直ちに警戒本部設置に切り替えられる体制とする。
第一次警戒体制	(1) 台風の接近が予想され、市内に影響を与えることが予想されるとき (2) 夜間に台風の接近が予想されるとき (3) 市長（本部長）の指示があったとき	警戒本部を設置する。災害応急対策に関係のある部署、避難所開設に関係のある部署の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第二次警戒体制に切り替えられる体制とする。 (高齢者等避難発令相当な状況)
第二次警戒体制	(1) 市域に土砂災害警戒情報、高潮警報が発表されたとき (2) 局地的な豪雨が予想されるときまたは発生したとき (3) 大規模な火事、爆発その他重大な事故が発生したとき (4) その他の災害が発生又は切迫し、	災害対策本部を設置する。 (避難指示発令相当な状況)

	市長の指示があったとき	
非常体制	(1)大規模な災害が発生し、人的被害が発生したとき (2)広範囲にわたり被害が発生したとき (3)特別警報が発令されたとき	組織の全力を挙げて、応急対策を実施する。

復旧時の体制

種 別	時 期	内 容
復旧体制	災害対策本部解散後の市内の被害状況により、総務部参与(統括班長)の指示があったとき	災害対策本部解散後の被害状況に応じて、応急対応後の業務に必要な所要人員を配備し災害後の業務を行う。

2 配備の基準

資料2「防災体制の配備の基準」を参照。

3 配備の連絡

(1) 勤務時間中における配備の連絡

- ア 総務部参与は注意体制をとったときは、関係部長に対して配備決定の指示を行う。
- イ 関係部長は、それぞれの所管・所掌する関係各課及び支所・出先機関の配備職員等へその旨を連絡する。

(2) 勤務時間外及び休日における配備の連絡

ア 配備前における連絡

- (ア) 宿・日直員は、県（備前県民局）、若しくは岡山地方気象台から警報等の通報を受けて、本計画に定める配備態勢に該当する場合には、危機管理課長及び危機管理課職員に連絡する。
- (イ) 危機管理課職員は、別に定める配備基準に基づき、各部長に緊急連絡をする。各部長は、部内課長に連絡し、課長は配備職員に連絡する。
- (ウ) 配備職員は招集通知を受けたときは、直ちに登庁し、所定の業務に着手するとともに、その旨を所属課長等に連絡する。
- (エ) 配備職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等の情報に留意するとともに、進んで関係方面に連絡を取り、所定の配備につくよう努めなければならない。

イ 配備中における連絡

(ア) 警戒体制への移行

総務部参与から、警戒体制への移行の連絡があったときは、各部長は部内課長を通して配備職員に連絡する。

(イ) 非常体制への移行

総務部参与は、各部長に非常態勢をとる旨の連絡をする。

各部長は、部内課長を通じ、全職員に連絡を取り、参集を指示する。

(3) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、出張所等へ仮配備し、危機管理課（災害対策本部）に報告し、その指示を受ける。

(4) 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予報及び警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったときは、総務部参与は、災害対策会議において各部長と協議のうえ、注意体制及び警戒態勢を解除するとともに、部内各課長を通じ全職員へこの旨を連絡する。

4 活動の基準

注意体制、第一次警戒態勢、第二次警戒体制の所掌事務は、災害対策本部の所掌事務に準ずる。

4 指定地方行政機関の防災組織

- (1) 関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、状況に応じた防災活動を実施するために、必要な災害対策本部等の防災組織を設置する。
- (2) 防災組織の運営方法、職員の非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織

第3編第1章4「指定地方行政機関の防災組織」に準ずる。

6 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

災害対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

7 その他の機関

- (1) 防災関係機関は、自ら管理する施設に係る災害が発生したときは、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
- (2) その他、第3編第1章4「指定地方行政機関の防災組織」に準ずる。

第2章

防災活動

第1 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施責任者

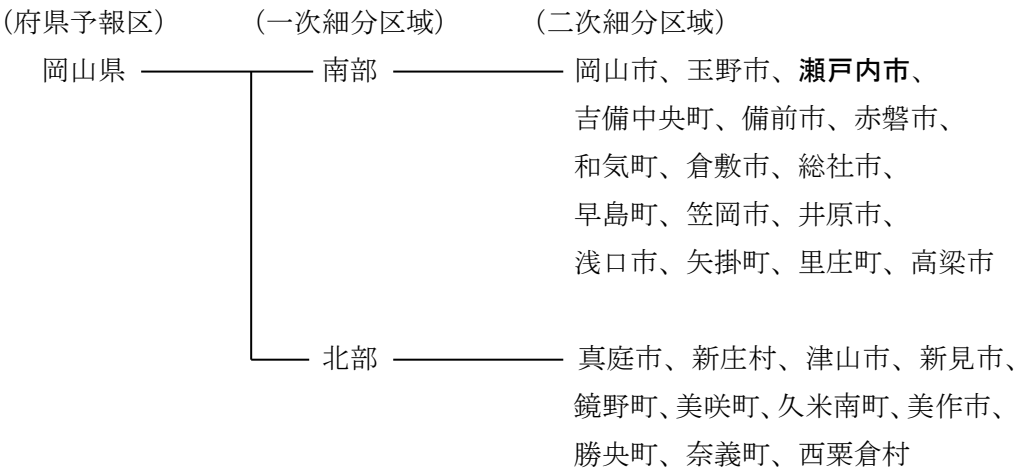
- 市長
- 知事（土木部、危機管理課）
- 大阪管区気象台長
- 岡山地方気象台長
- 岡山河川事務所長

3 実施内容

- (1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別
- 災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

(イ) 細分区域



(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

イ 気象に関する予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する注意報の種類
(瀬戸内市の発表基準は別表1のとおり)

注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(イ) 気象警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

高潮警報は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する警報の種類

（瀬戸内市の発表基準は別表1のとおり）

警報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（注） 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(別表 1)

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 岡山地方気象台

瀬戸内市	府県予報区	岡山県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	岡山地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116
	洪水		流域雨量指数基準	千田川流域=7.8
			複合基準 ^{*1}	千田川流域=(7, 7.1)
			指定河川洪水予報による基準	吉井川〔御休〕
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	1.8m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	80	
	洪水		流域雨量指数基準	千田川流域=6.2
			複合基準 ^{*1}	千田川流域=(7, 5)
			指定河川洪水予報による基準	吉井川〔御休〕
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上		
		②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨 ^{*2}		
	低温	最低気温 -3℃以下 ^{*3}		
霜	晩霜期に最低気温 2℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温:-1℃~3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。^{*2} 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。^{*3} 気温は岡山地方気象台の値。

【解説】

1. 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
 2. 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
 3. 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
 4. 大雪警報、注意報の基準については「平地、山地」の地域名で基準値を記述している（「平地、山地」の両方がある市町村のみ）。平地とは標高が概ね 600 メートル以下の地域、山地とは標高が概ね 600 メートル以上の地域。
 5. 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
 6. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
 7. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
 8. 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
 9. 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
 10. 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
 11. 洪水の欄中、「〇〇川流域＝10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
 12. 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
 13. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
 14. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水予報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
 15. 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。
- （注）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(ウ) 気象等に関する特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナ

ウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(※) キキクル（大雨洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相

	当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要する必要がある警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(ク) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表されるものである。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(5) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は備前県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表する。

(6) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事又は市町村長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、備前県民局又は市町村が関係機関等にその旨通知するものである。

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市や消防本部に伝達される。

(8) 火災警報

消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

第2 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施責任者等

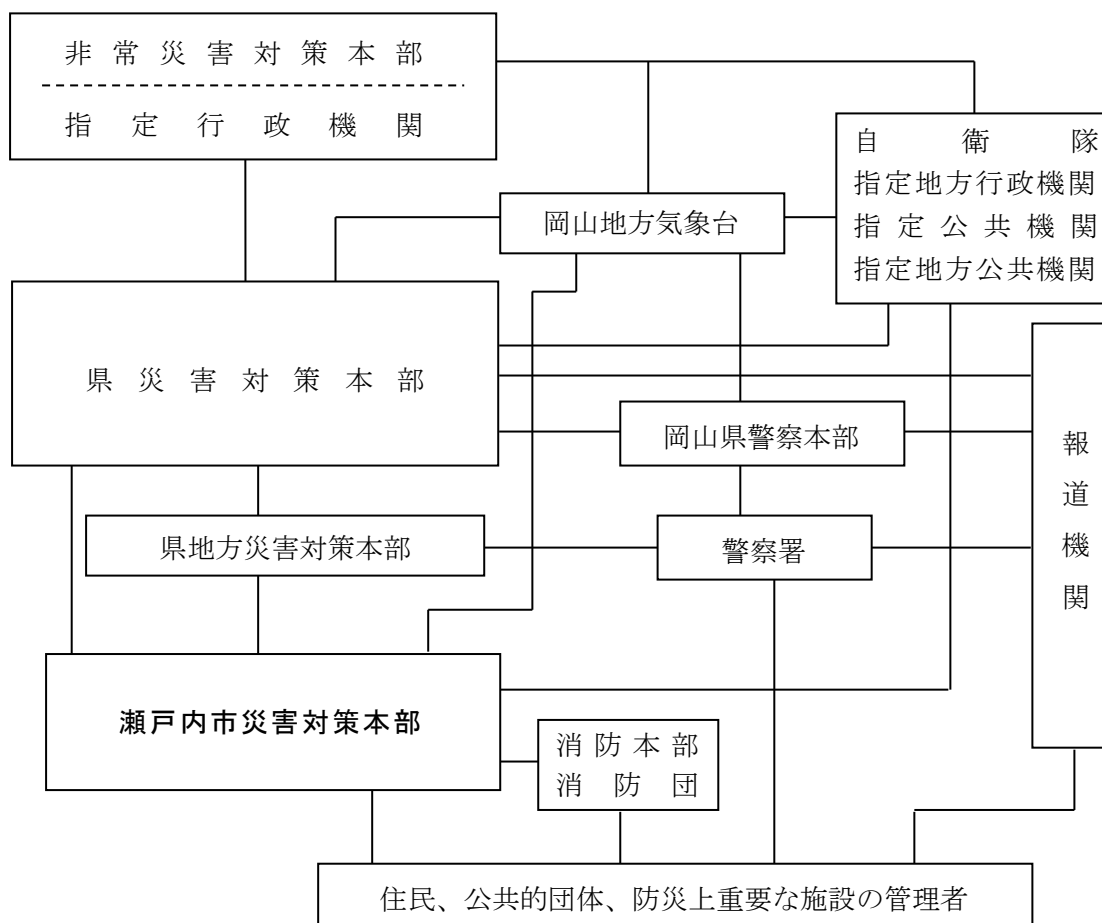
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

【災害情報相互連絡関連図】



(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

(ア) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所又はN T Tドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電報

前項(ア)の災害時優先電話から発信することにより、次の電報を優先利用することができる。

(イ) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの
- b 災害予報及び警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む）及び災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- d 電波法第74条実施の指令その他の指令に関するもの
- e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者救護に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- l 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(ウ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】 移動無線機：総務省中国総合通信局防災対策推進室
082-222-9711（災害専用電話）

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
M C A	同上

イ 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予報及び警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

N T T 西日本及びN T T ドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

- (ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ 放送施設

- (ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。

- (イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

- (ウ) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第3 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

2 実施責任者等

各機関

施設の管理者

3 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(1) 情報収集

ア 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

また、県においては、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市が報告を行うことができなくなったときは、

被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、その第一報を報告する。

また、県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局長に速やかに報告する。

イ 県は、災害の発生により市が災害の状況等の報告を行うことができなくなった場合や、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、情報収集のためのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

ウ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡を行う。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。

エ 県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認める時は、「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」に基づき、市と連携の上、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

カ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

キ 災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告することとなっているが、市が被害状況を県に報告できないときに、内閣総理大臣に報告すべき災害は次のとおりである。

(ア) 市及び県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア)又は(イ)になるおそれのある災害

ク 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付 消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付 消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に関するもの
- (b) 市又は県が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (d) 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

次の災害についてはaの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (a) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (c) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c 社会的影響基準

- a 一般基準、b 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

ケ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

コ 応急対策活動状況について市は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市へ連絡する。

また、県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。

(3) 災害情報の取りまとめ

ア 各班（各部署）はそれぞれの所管事項に係る被害状況を収集するとともに、随時統括班（危機管理課）に連絡する。

イ 統括班（危機管理課）は、各班（各部署）及び情報通報者等から災害情報の連絡

を確実に受領整理し、統括班長（総務部参与）に報告をするとともに、関係班（部署）に連絡する。

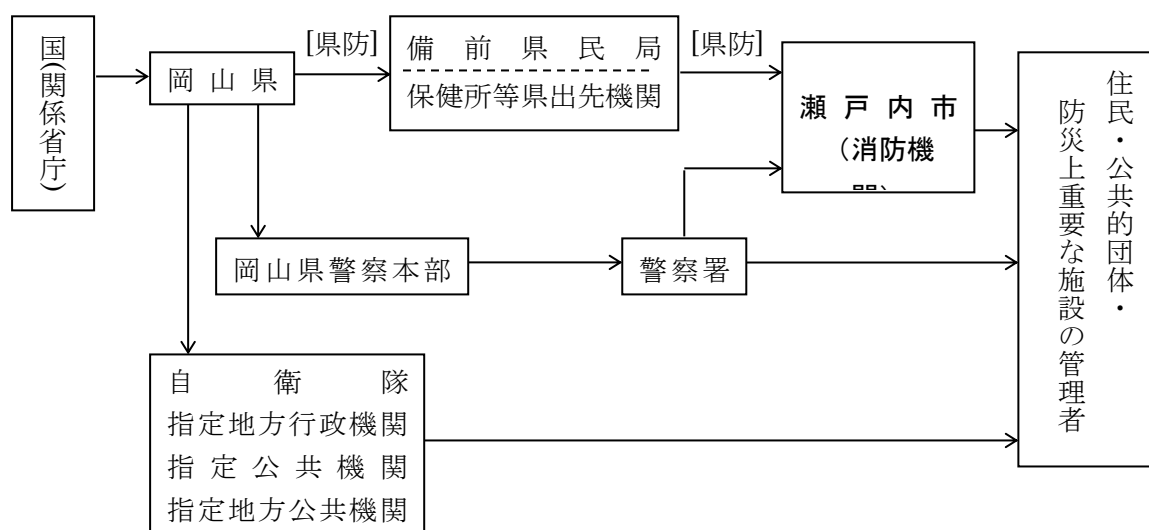
ウ 統括班（危機管理課）は備前県民局及び瀬戸内警察署等の関係機関との連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



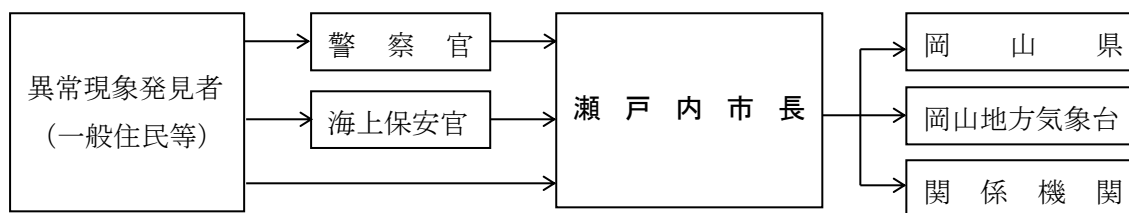
(注) [県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



(3) 気象注意報・警報等の伝達

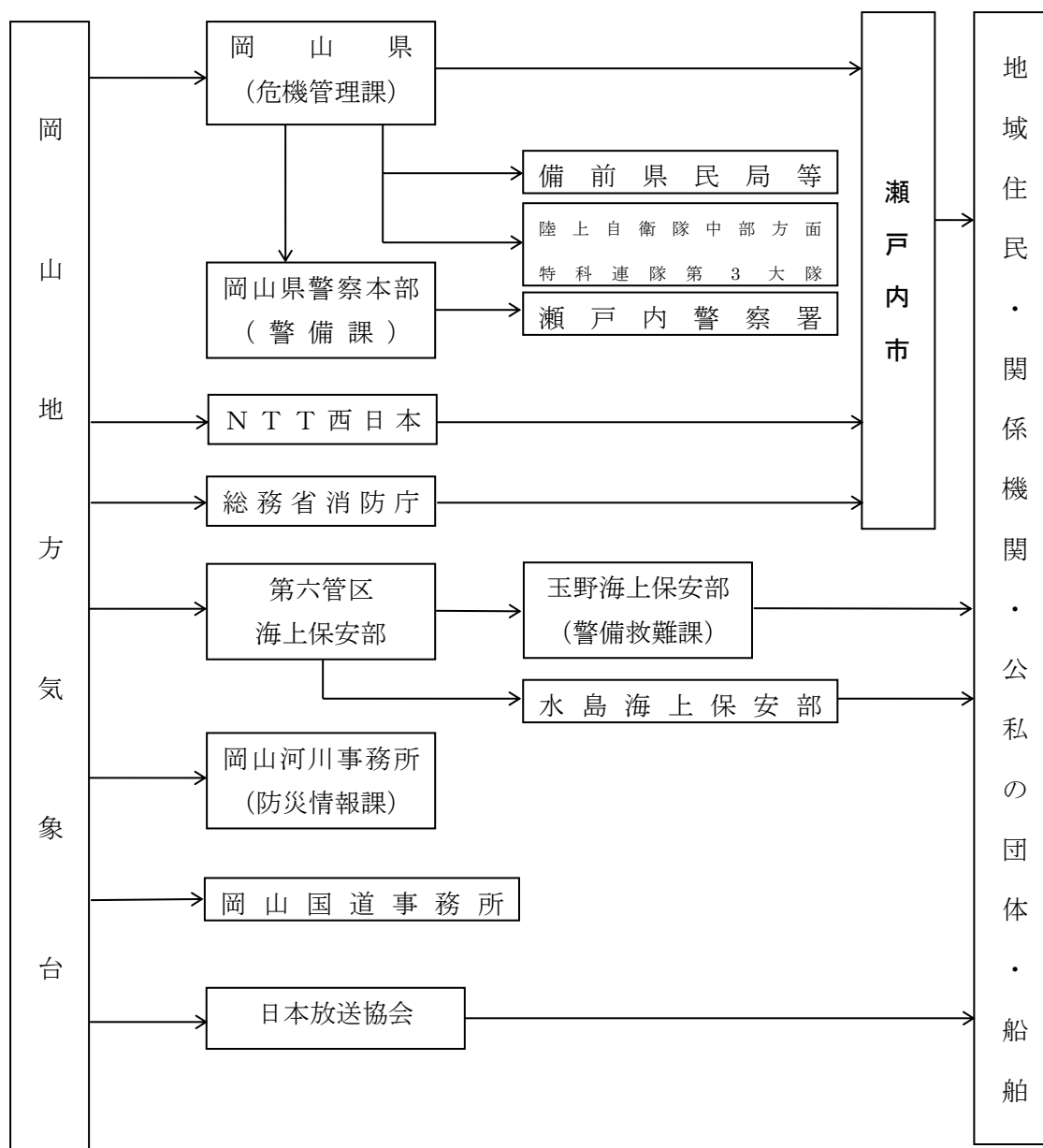
ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ 気象注意報・警報等の住民への伝達は、出来るだけ多くの手段を用いて行う。

エ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(7) 気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) 1 県が市へ伝達する注意報及び警報の種類については、別に定める。
 2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 4 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

「川の防災情報」管理者
（（一財）河川情報センター）

中国地方整備局

苦田ダム管理所

岡山河川事務所
坂根出張所

岡山河川事務所
西大寺出張所

岡山河川事務所
防災情報課

岡山県
水防本部
（防災砂防課）
災害対策本部
（危機管理課）

備前県民局
建設部管理課

備前県民局東備地域事務所
（地域管理課）

岡山県
道路整備課

岡山市
（危機管理室）

瀬戸内市
（危機管理課）

赤磐市

和気町

備前市

岡山地方気象台

【共同発表】

NTT
五反田センタ

総務省消防庁

日本放送協会

テレビせとうち
（TSC）

陸上自衛隊
中部方面特科連隊第3大隊

岡山県警察本部

瀬戸内警察署
岡山東警察署
赤磐警察署
備前警察署

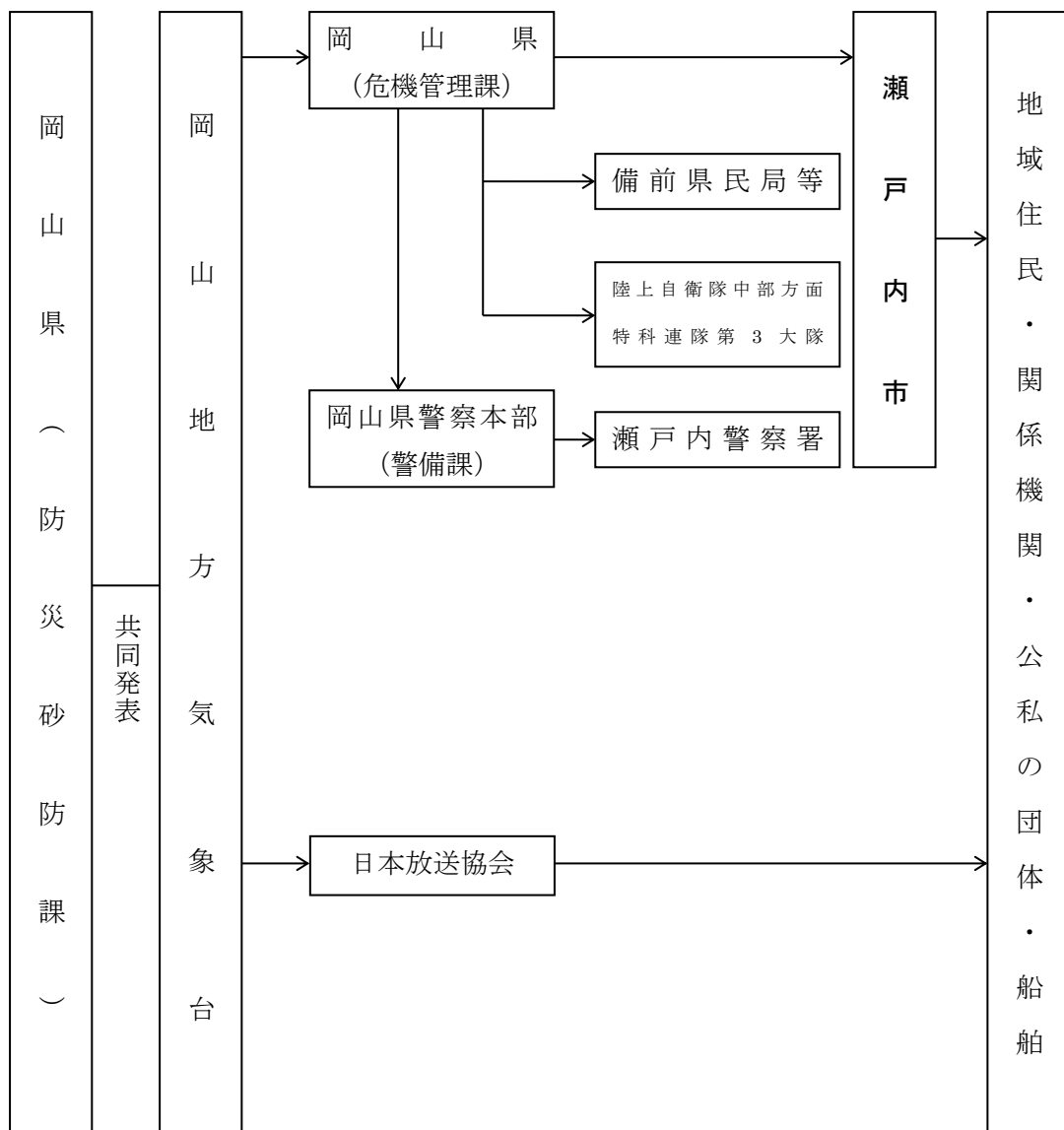
地域住民

（情報伝達の二重化）

※洪水予報のうち洪水警報のみ伝達

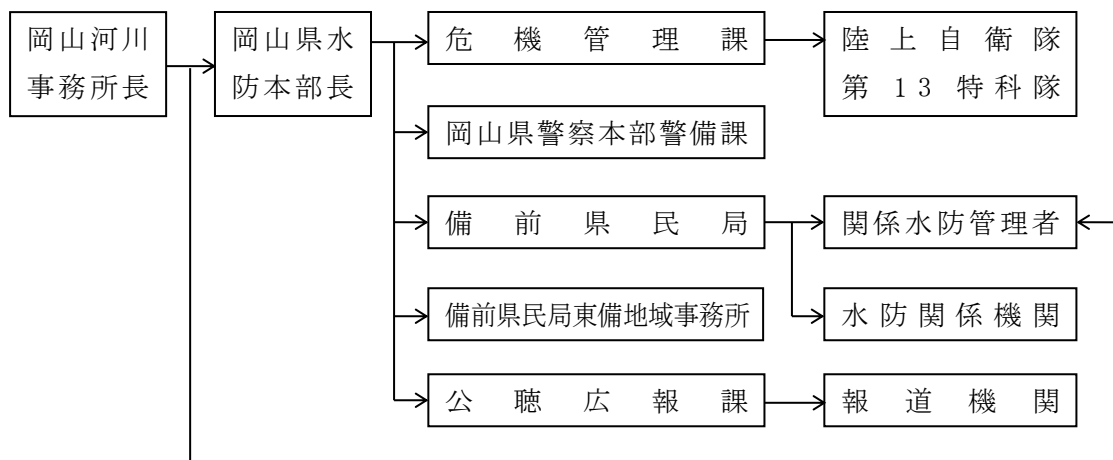
156

(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統

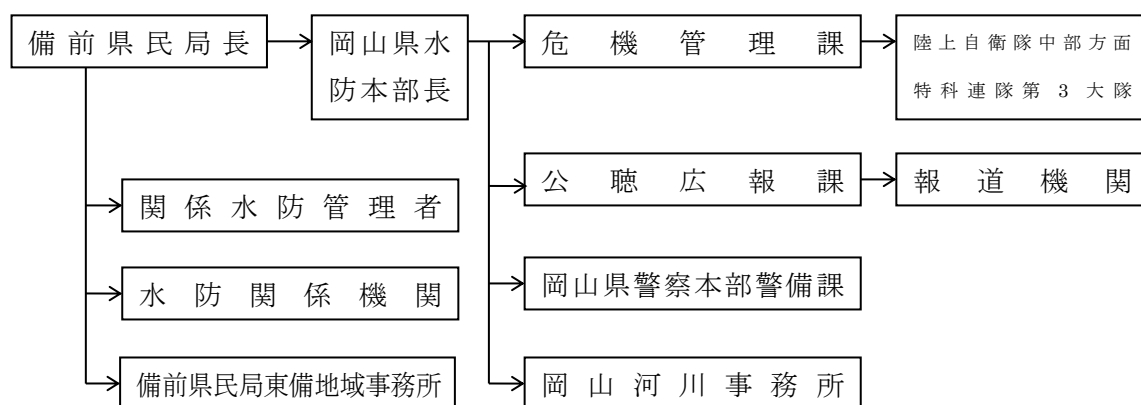


(ウ) 水防警報の伝達系統

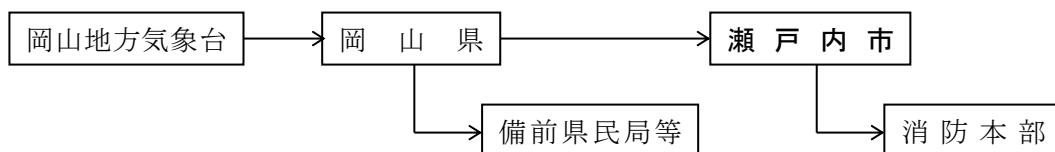
a 国土交通大臣の発する水防警報



b 知事の発する水防警報



(エ) 火災気象通報の伝達系統



(オ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

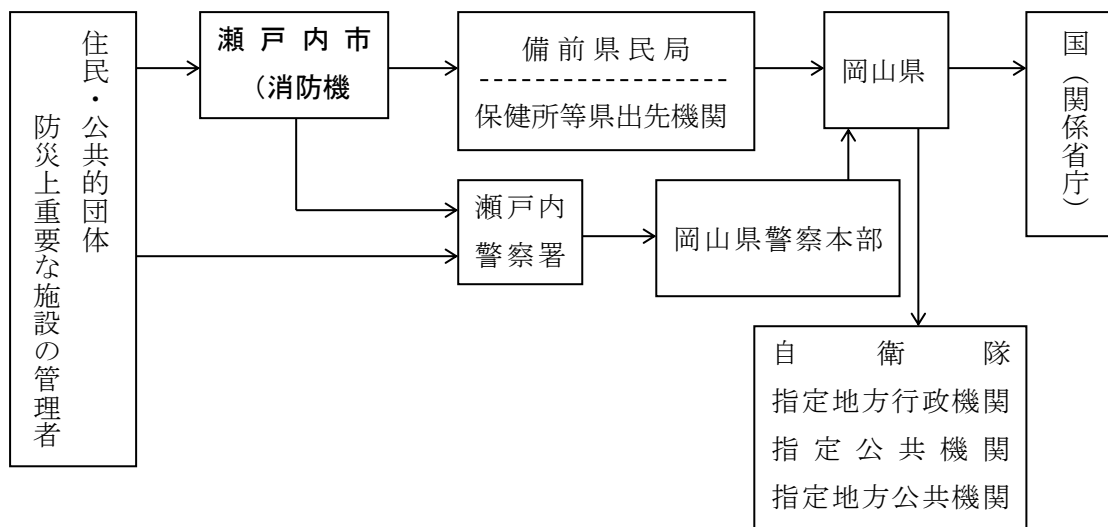
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1-1及び1-2 によること
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること 様式3によること
公共施設被害	(ウ) 河川被害	様式4によること
	(エ) 海岸被害	
	(オ) 貯水池・ため池被害	
	(カ) 砂防被害	
	(キ) 治山被害	
	(ク) 港湾及び漁港施設被害	
	(ケ) 道路施設被害	
	(コ) 鉄軌道施設被害	
	(サ) 電信電話施設被害	
	(シ) 電力施設被害	
	(ス) ガス施設被害	
	(セ) 水道施設被害	
	(ソ) 下水道施設被害	
	(タ) 都市公園等施設被害	
	(チ) 公営住宅等被害	
その他	(ツ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式5によること 様式6によること
	(テ) 林野火災被害	様式7によること
	(ト) 社会福祉施設被害	

(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

(ア) 災害発生状況報告等

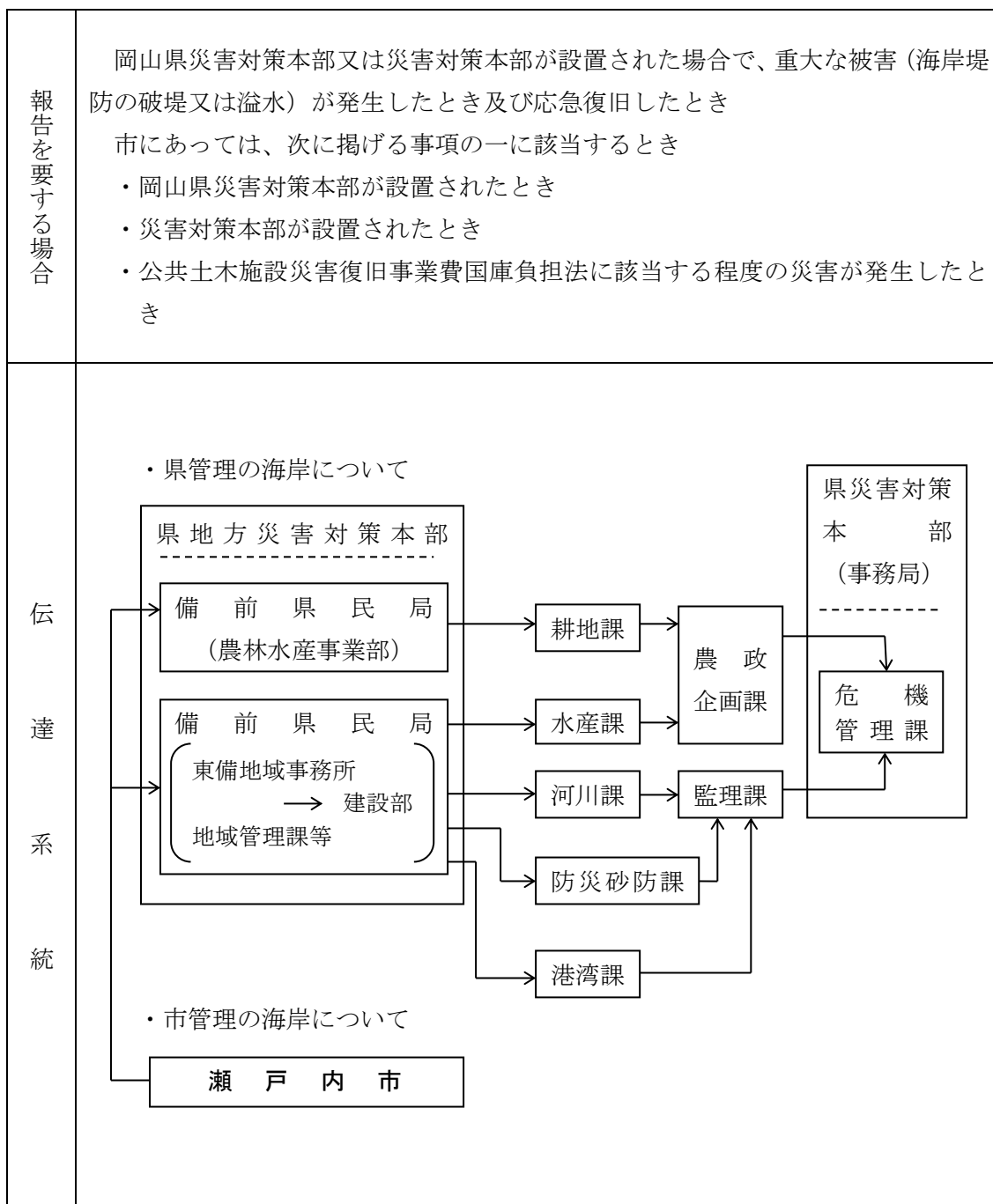
報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置されたとき ・災害対策本部が設置されたとき ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき
伝達系統	<pre> graph LR subgraph LocalEntities [] direction TB M[瀬戸内市] P[備前県民局 (地域づくり推進課)] D[防災機関] S[瀬戸内警察署] end subgraph Prefectural [] direction TB C[県地方災害対策本部] E[県災害対策本部 (事務局)] F[岡山県警察本部] end E --- G[危機管理課] M --> C P --> C D --> E S --> F C --> E E <-.-> F D <-.-> M D <-.-> P D <-.-> S </pre> (注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

(イ) 人的被害、住家被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置されたとき ・災害対策本部が設置されたとき ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき
伝達系統	<pre> graph TD Setouchi[瀬戸内市] --> PrefHQ[県地方災害対策本部 備前県民局 (健康福祉部)] PrefHQ --> PrefHQ2[県災害対策本部 (事務局)] PrefHQ2 --> Health[保健医療課] Health --> PrefHQ2 PrefHQ2 --> PrefPolice[岡山県警察本部] PrefPolice --> PrefHQ2 PrefPolice --> SetouchiPolice[瀬戸内警察署] SetouchiPolice --> Setouchi Setouchi -.-> PrefHQ PrefHQ -.-> PrefHQ2 PrefHQ2 -.-> Health Health -.-> PrefHQ2 PrefHQ2 -.-> PrefPolice PrefPolice -.-> PrefHQ2 PrefPolice -.-> SetouchiPolice SetouchiPolice -.-> Setouchi </pre> (注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川堤防の破堤又は越水）が発生したとき及び応急復旧したとき 市にあっては、次に掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置されたとき ・災害対策本部が設置されたとき ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき
伝達系統	・一級河川（国管理）について 国土交通省岡山河川事務所 ・一級河川（県管理）・二級河川について 県地方災害対策本部 備前県民局 東備地域事務所 → 建設部 地域管理課等 河川課 監理課 県災害対策本部（事務局） 危機管理課 ・準用河川等（市管理）について 瀬戸内市

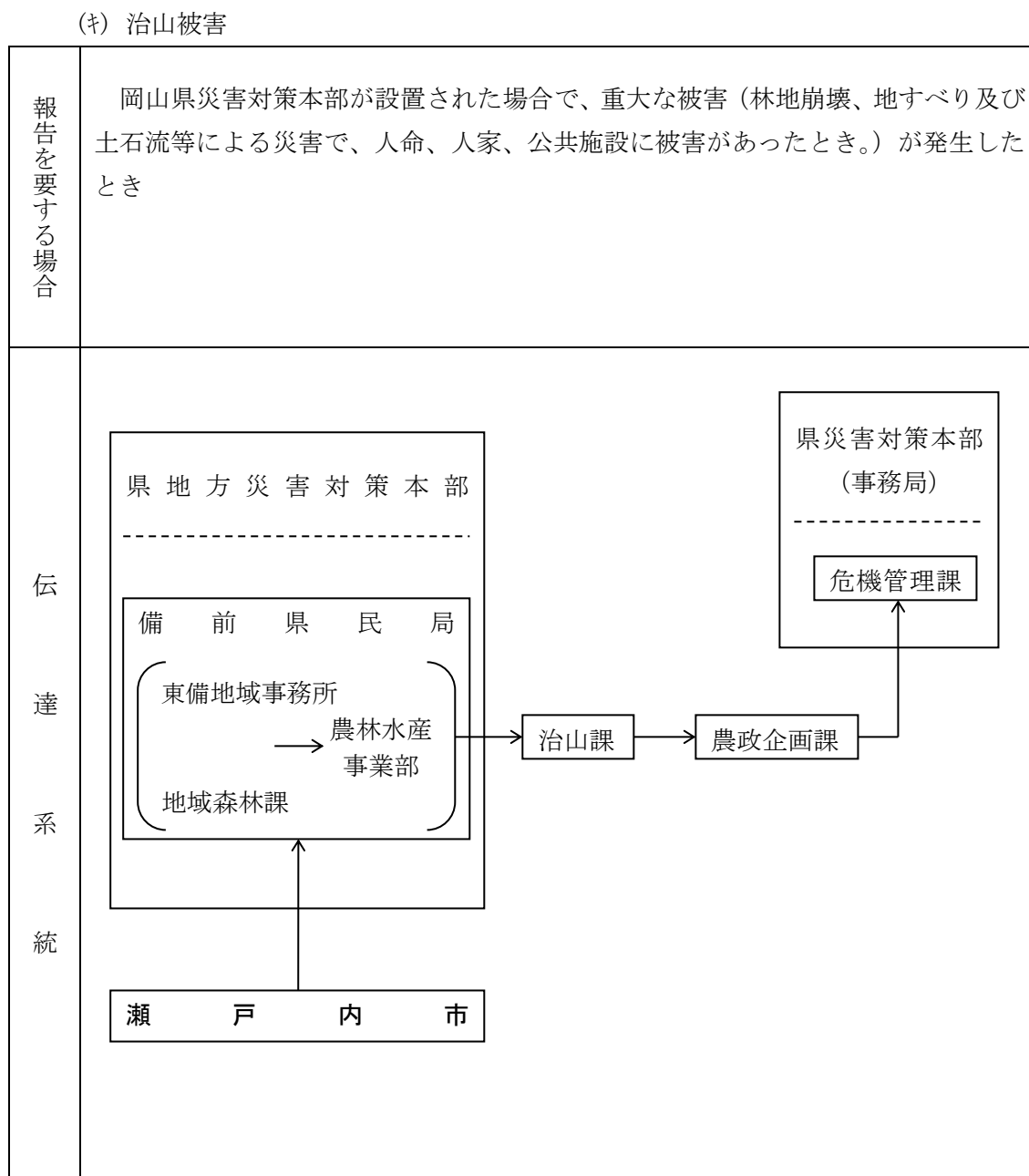
(エ) 海岸被害



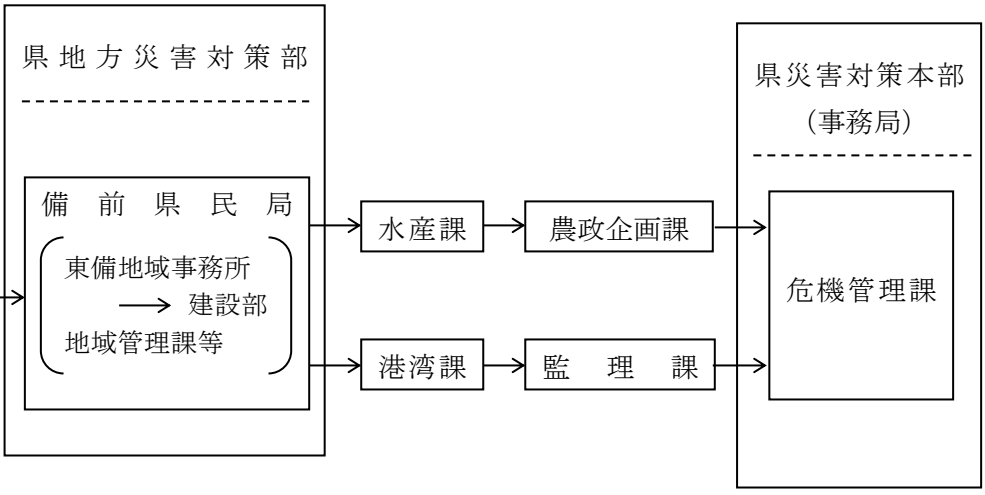
報告を要する場合	重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき 市にあっては、次に掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置されたとき ・災害対策本部が設置されたとき ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき
伝達系統	・県管理の貯水池について 県地方災害対策本部 備前県民局 (農林水産事業) ・市管理の貯水池・ため池について 瀬戸内市 耕地課 → 農政企画課 → 危機管理課 県災害対策本部 (事務局) 危機管理課

(カ) 砂防被害

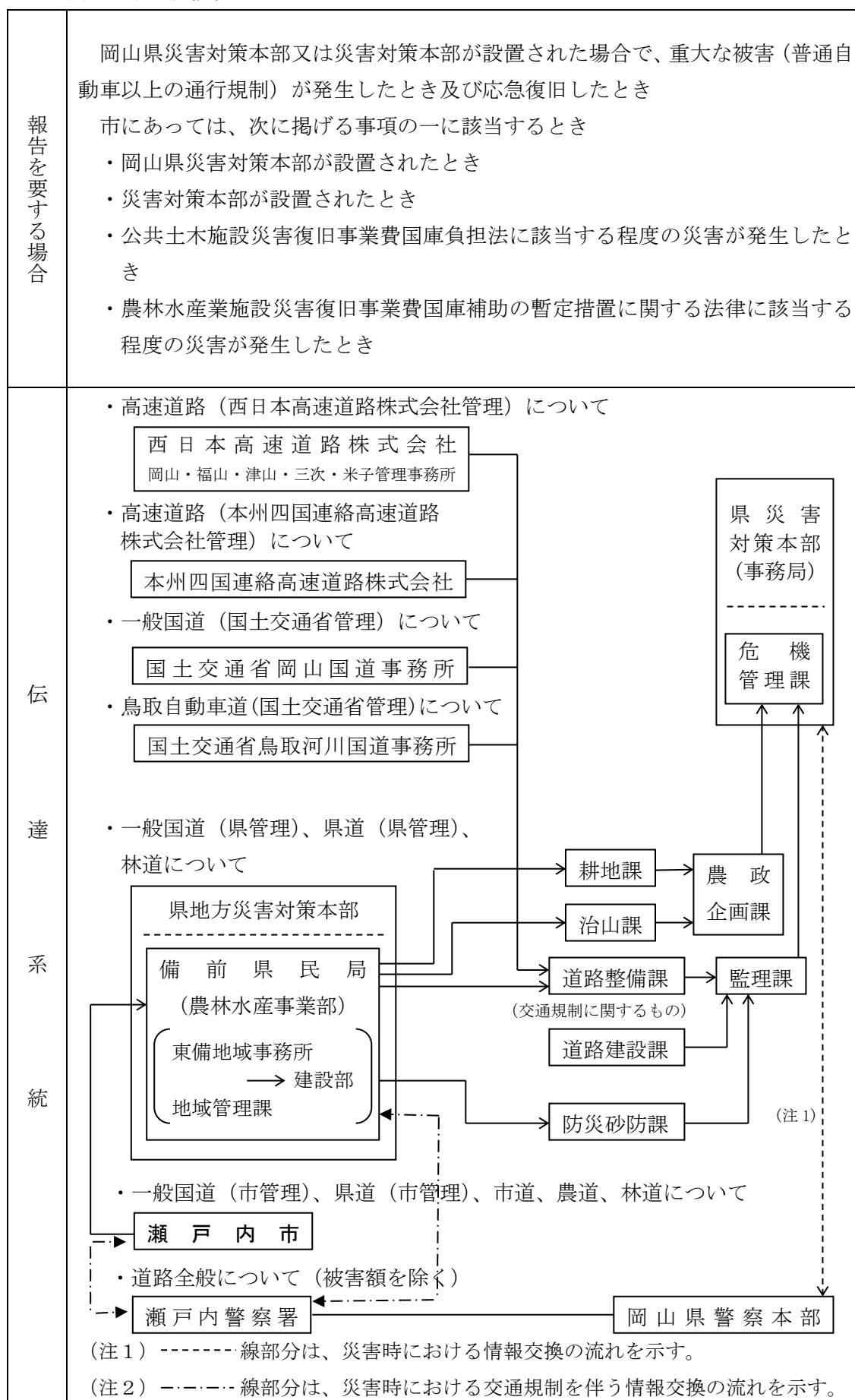
報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき ・急傾斜地の崩壊（崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき
伝達系統	<pre> graph TD Miyoshi[瀬戸内市] --> PrefOffice[備前県民局 東備地域事務所 → 建設部 地域管理課等] PrefOffice --> PrefHQ[県地方災害対策本部] PrefHQ --> PrefHQ2[県災害対策本部 (事務局)] PrefHQ2 --> Crisis[Crisis Management Section] PrefHQ2 --> DisasterPrevention[Disaster Prevention Section] PrefHQ2 --> Supervision[Supervision Section] PrefHQ2 --> Crisis2[Crisis Management Section] </pre> The flowchart illustrates the communication system for sand defense disasters. It starts with Miyoshi City (瀬戸内市) reporting to the Prefectural Office (備前県民局), which includes the Tokubetsu Region Office (東備地域事務所), the Construction Department (建設部), and the Regional Management Section (地域管理課等). The Prefectural Office reports to the Prefectural Disaster Response Headquarters (県地方災害対策本部). This headquarters then reports to the Prefectural Disaster Response Headquarters (事務局), which is part of the Prefectural Disaster Response Headquarters (県災害対策本部). The Prefectural Disaster Response Headquarters (事務局) then reports to the Crisis Management Section (危機管理課), the Disaster Prevention Section (防災砂防課), the Supervision Section (監理課), and the Crisis Management Section (危機管理課).



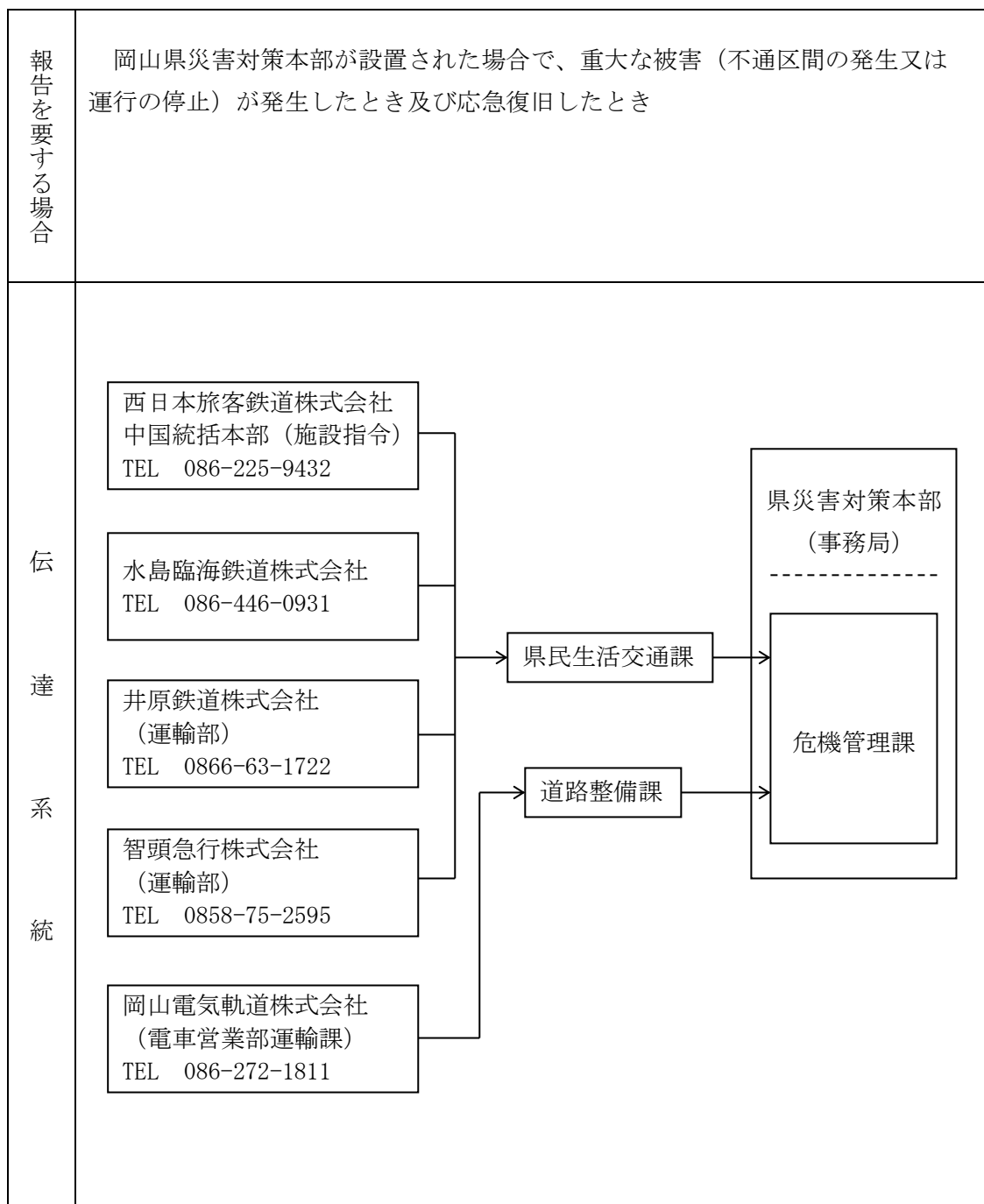
(ク) 港湾及び漁港施設被害

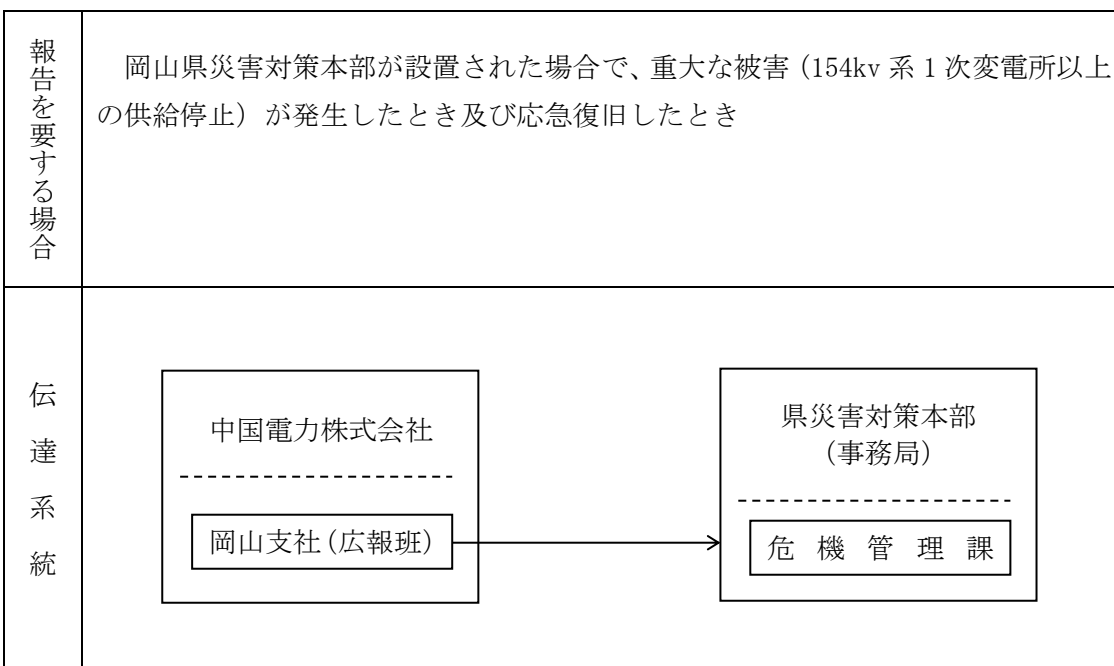
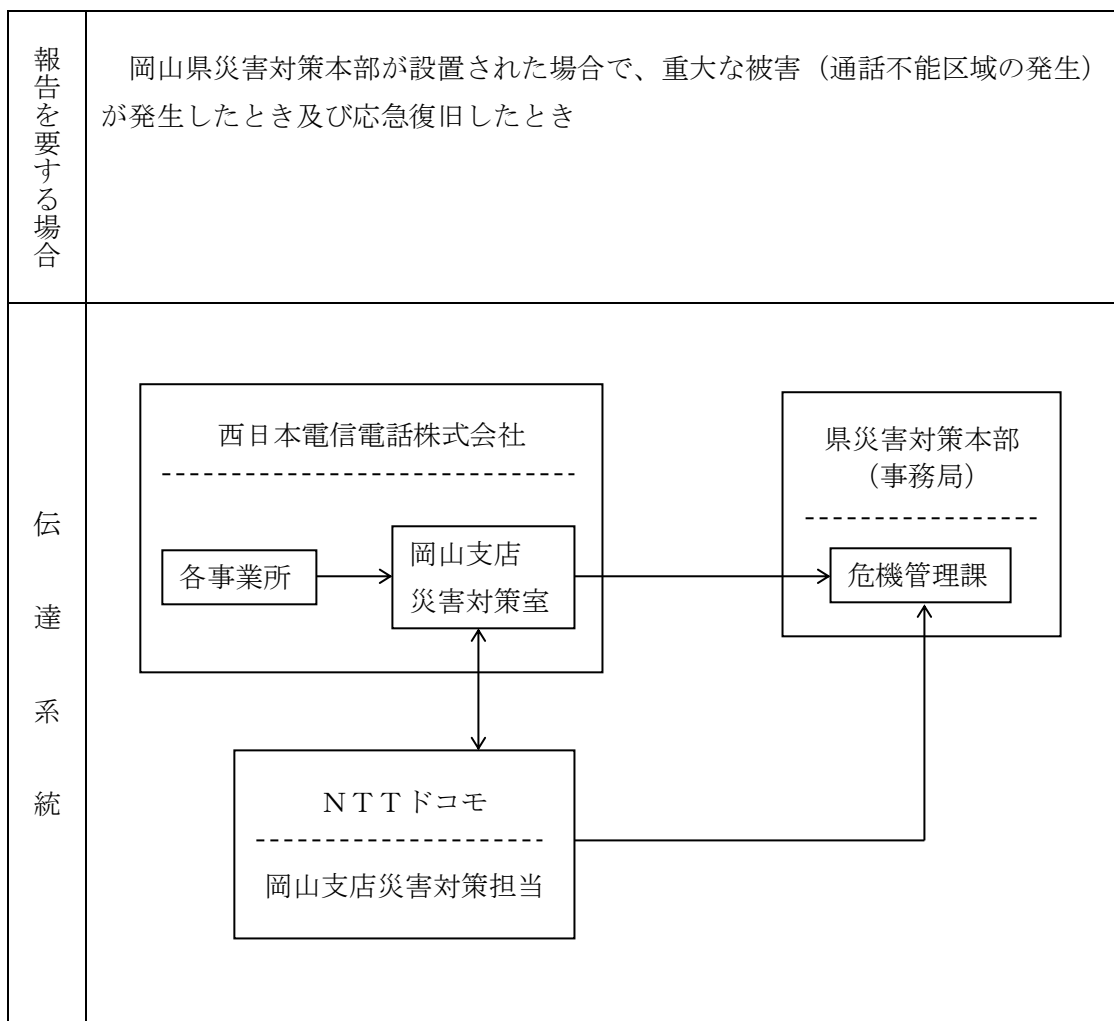
報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（岸壁、泊地、航路、交通施設及び陸上施設の被害による船舶の航行、接岸及び物資の輸送の不能）が発生したとき及び応急復旧したとき 市にあっては、次に掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置されたとき ・災害対策本部が設置されたとき ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき
伝達系統	・県管理の港湾、漁港について  <pre> graph LR A[県地方災害対策部] --- B[備前県民局] B --> C[水産課] B --> D[港湾課] C --> E[農政企画課] D --> F[監理課] E --> G[危機管理課] F --> G subgraph H [県災害対策本部 (事務局)] G end </pre> ・市管理の港湾、漁港について 瀬戸内市

(ケ) 道路施設被害

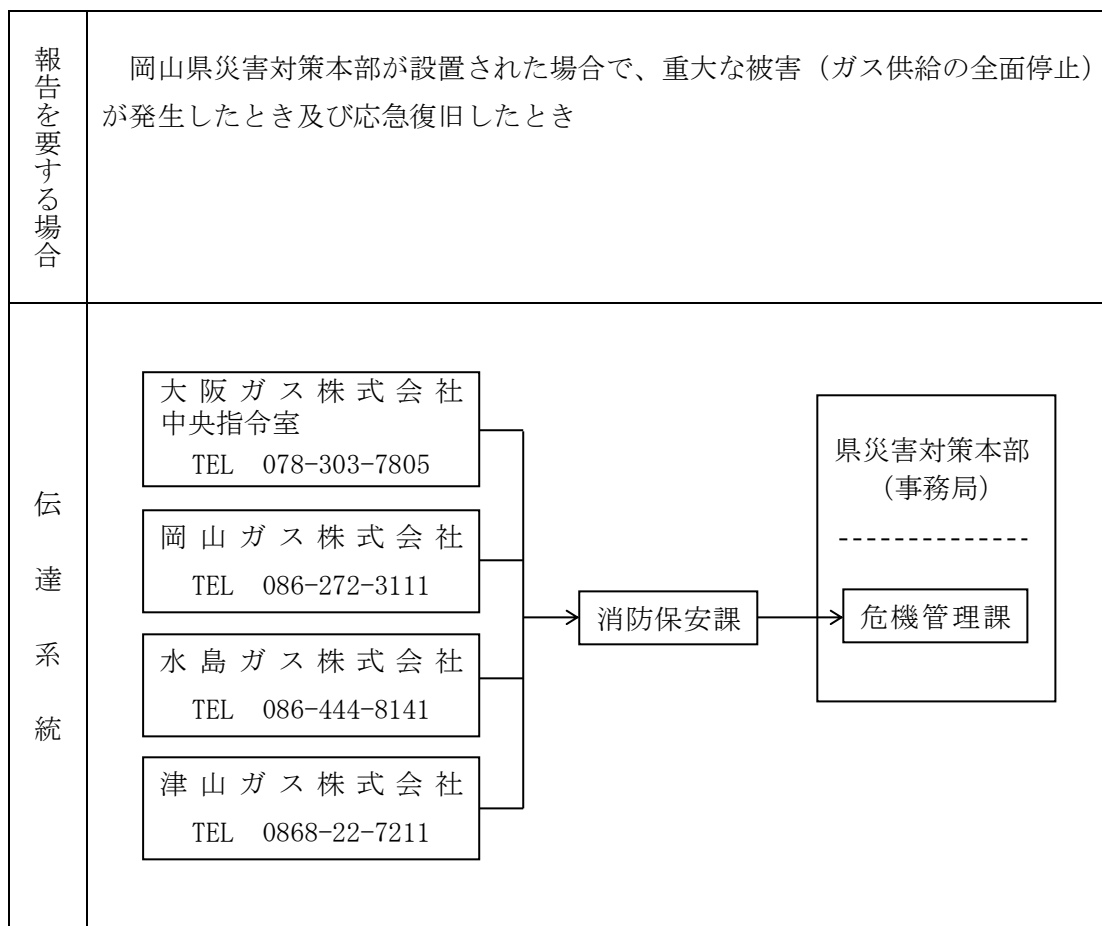


(コ) 鉄軌道施設被害

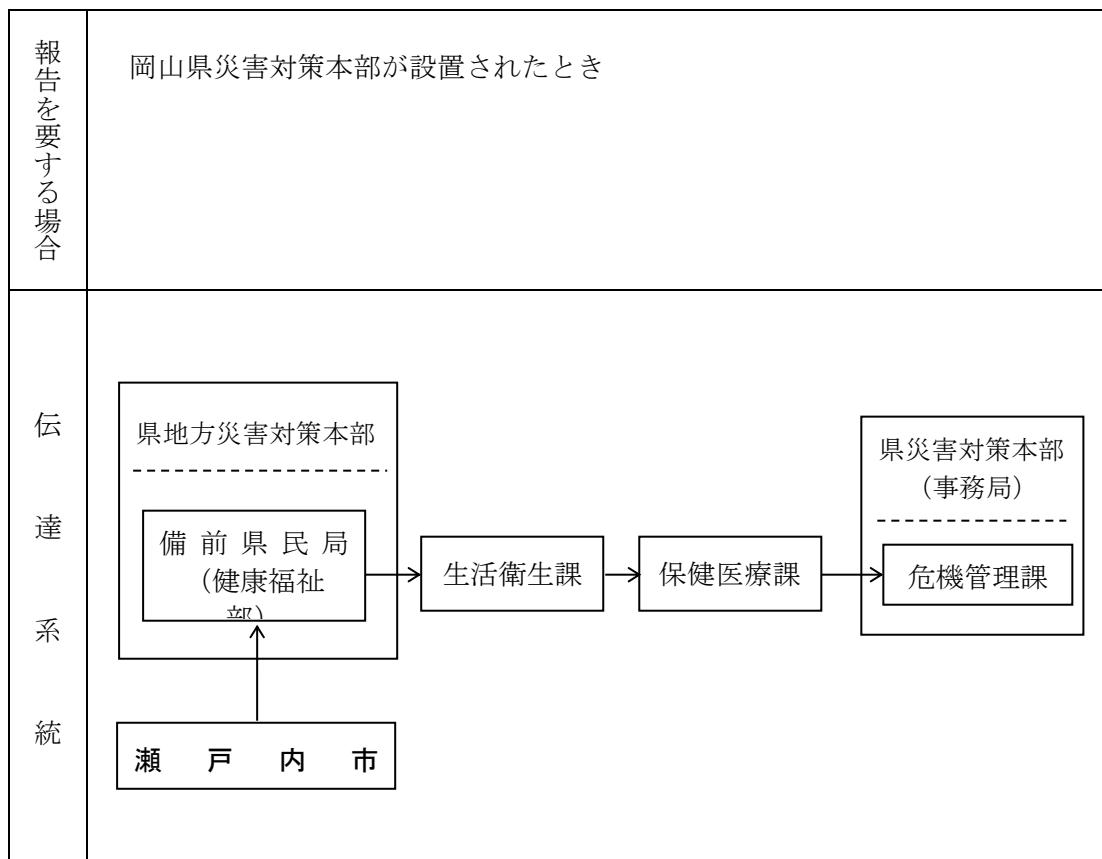




(ス) ガス施設被害



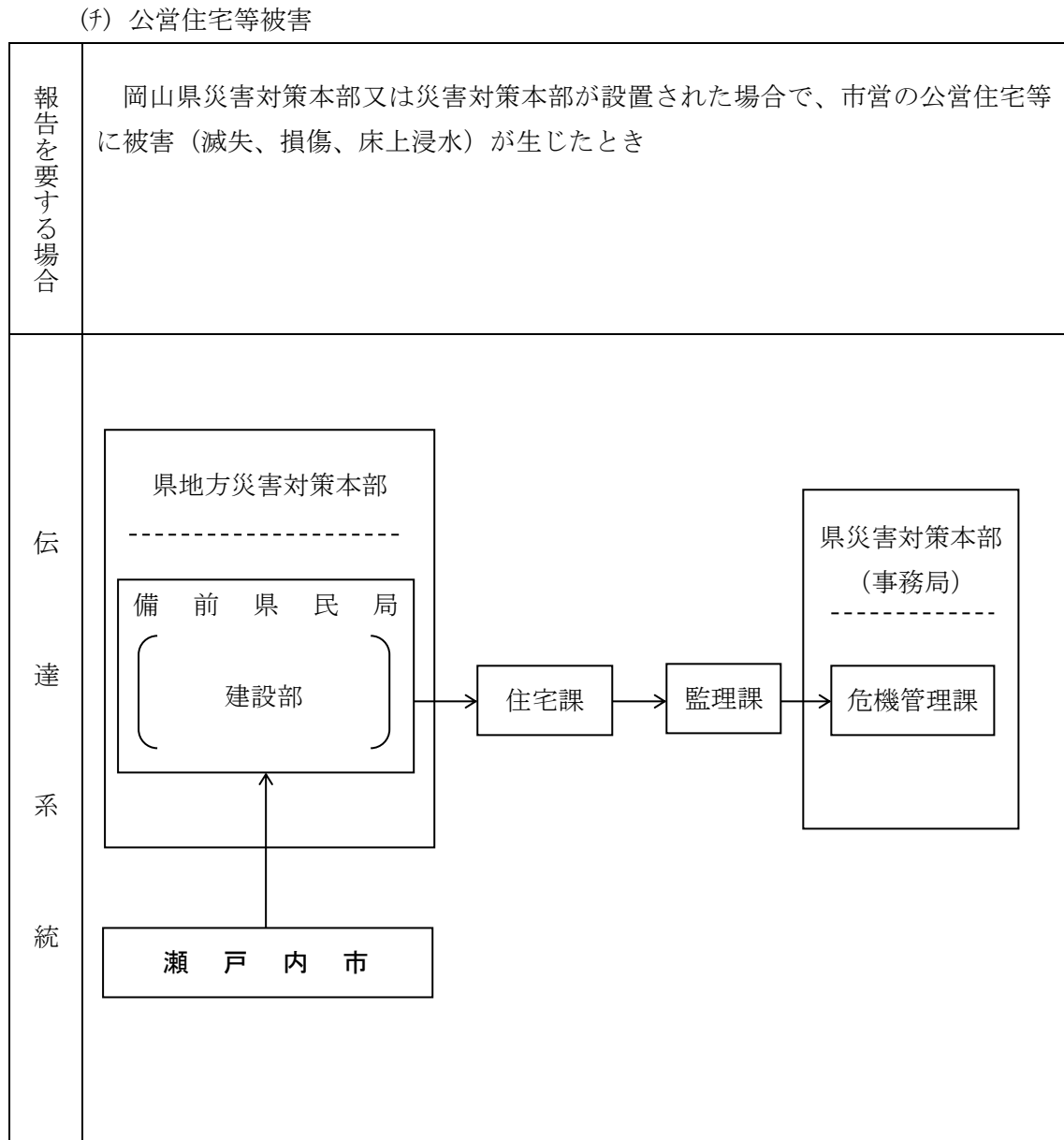
(セ) 水道施設被害



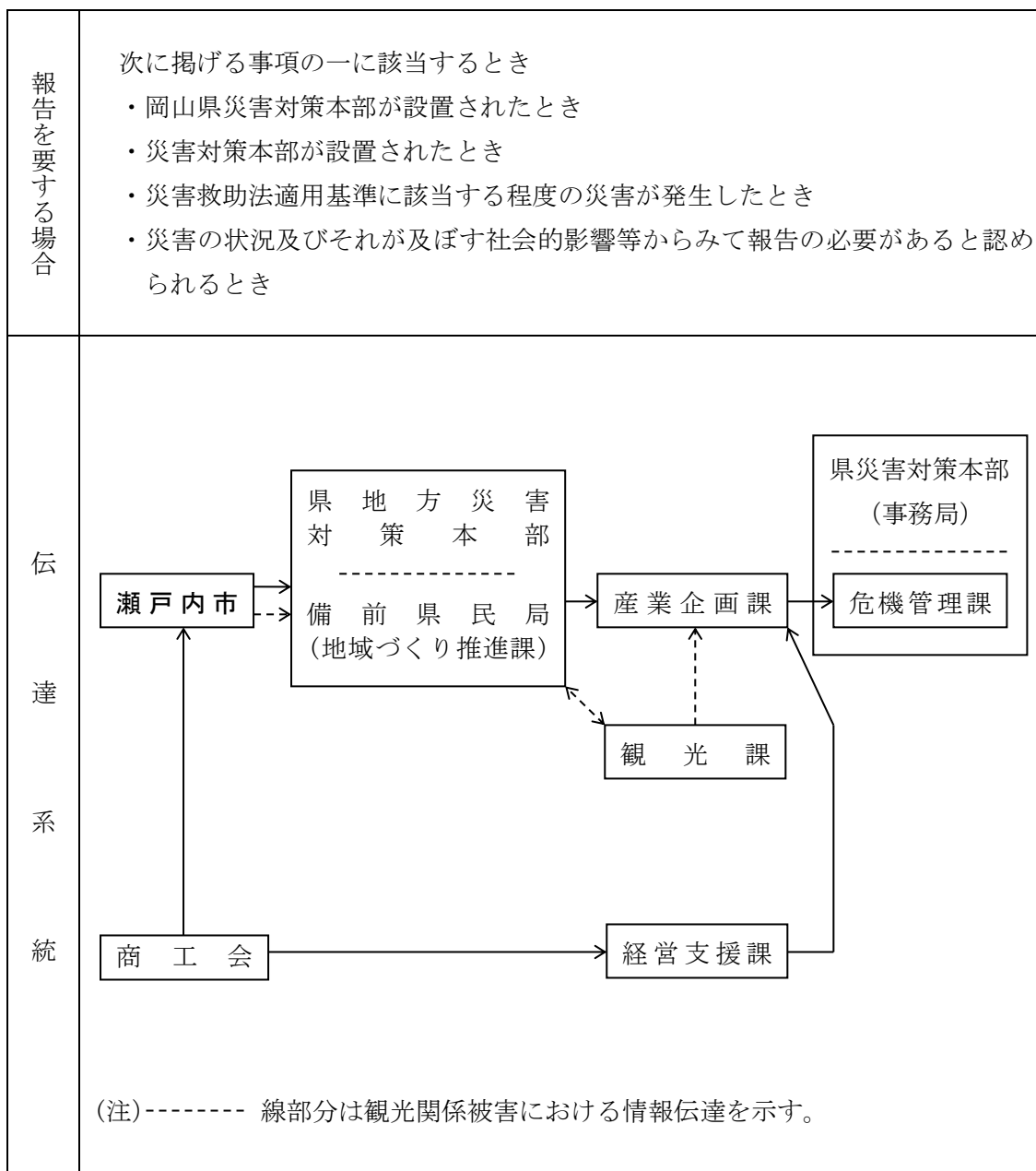
報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき 市にあつては、次の掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置されたとき ・災害対策本部が設置されたとき ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき
伝達系統	<pre> graph TD A[瀬戸内市] --> B[県地方災害対策本部 備前県民局 東備地域事務所 → 建設部 地域管理課等] B --> C[都市計画課] C --> D[監理課] D --> E[危機管理課 県災害対策本部(事務局)] </pre>

(タ) 都市公園等施設被害

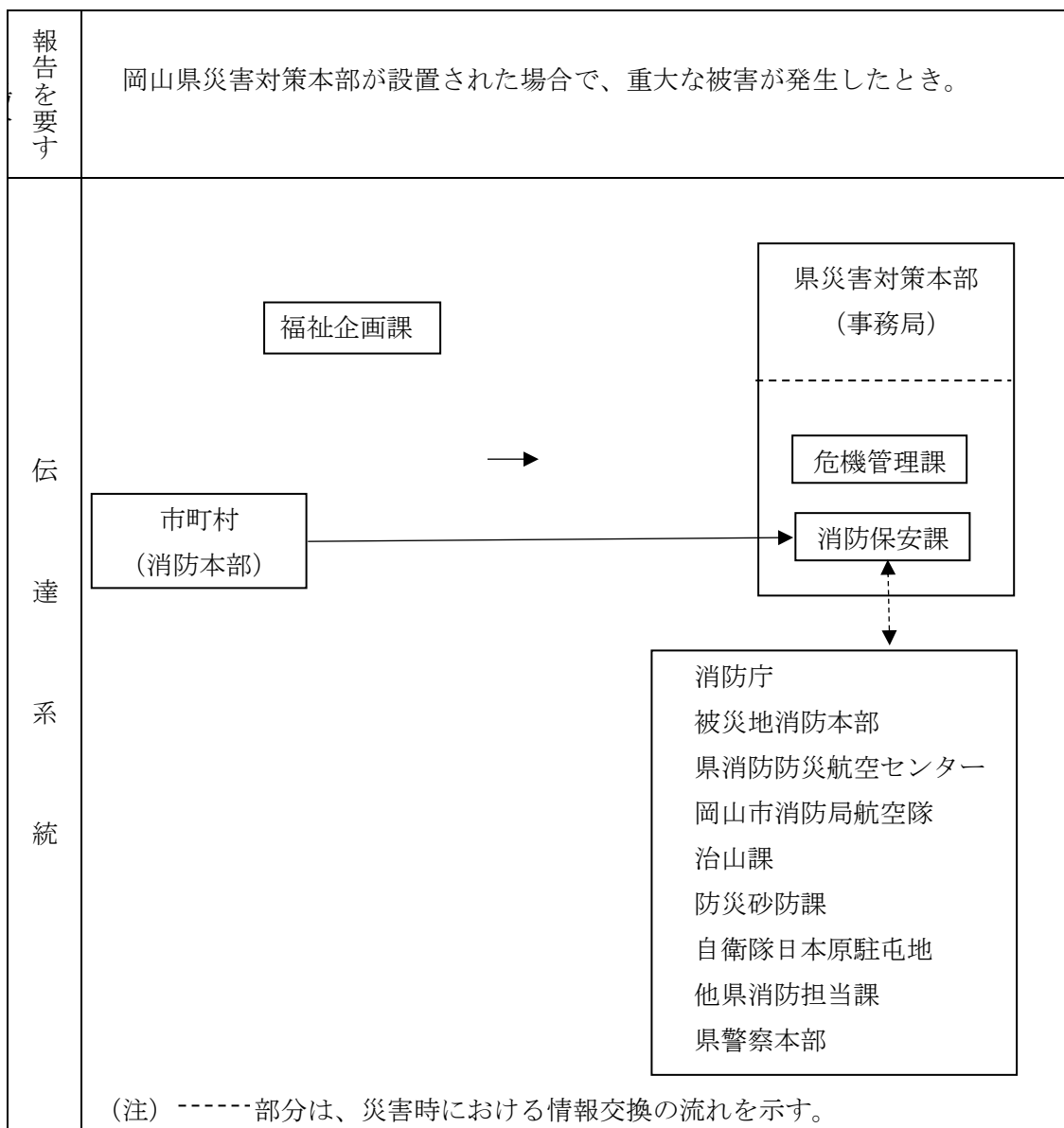
報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき 市にあっては、次の掲げる事項の一に該当するとき ・岡山県災害対策本部が設置されたとき ・災害対策本部が設置されたとき ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき
伝達系統	<pre> graph TD Miyoshi[Miyoshi City] --> PrefHQ[岡山県地方災害対策本部] subgraph PrefHQ_Box [岡山県地方災害対策本部] MiyoshiPref[Miyoshi Prefectural Office] MiyoshiPref --> MiyoshiPrefSub["(東備地域事務所 → 建設部 地域管理課等)"] end MiyoshiPrefSub --> CityPlan[都市計画課] CityPlan --> Supervision[監理課] Supervision --> PrefHQ_Sec[岡山県災害対策本部 (事務局)] subgraph PrefHQ_Sec_Box [岡山県災害対策本部 (事務局)] CrisisMgmt[危機管理課] end </pre>



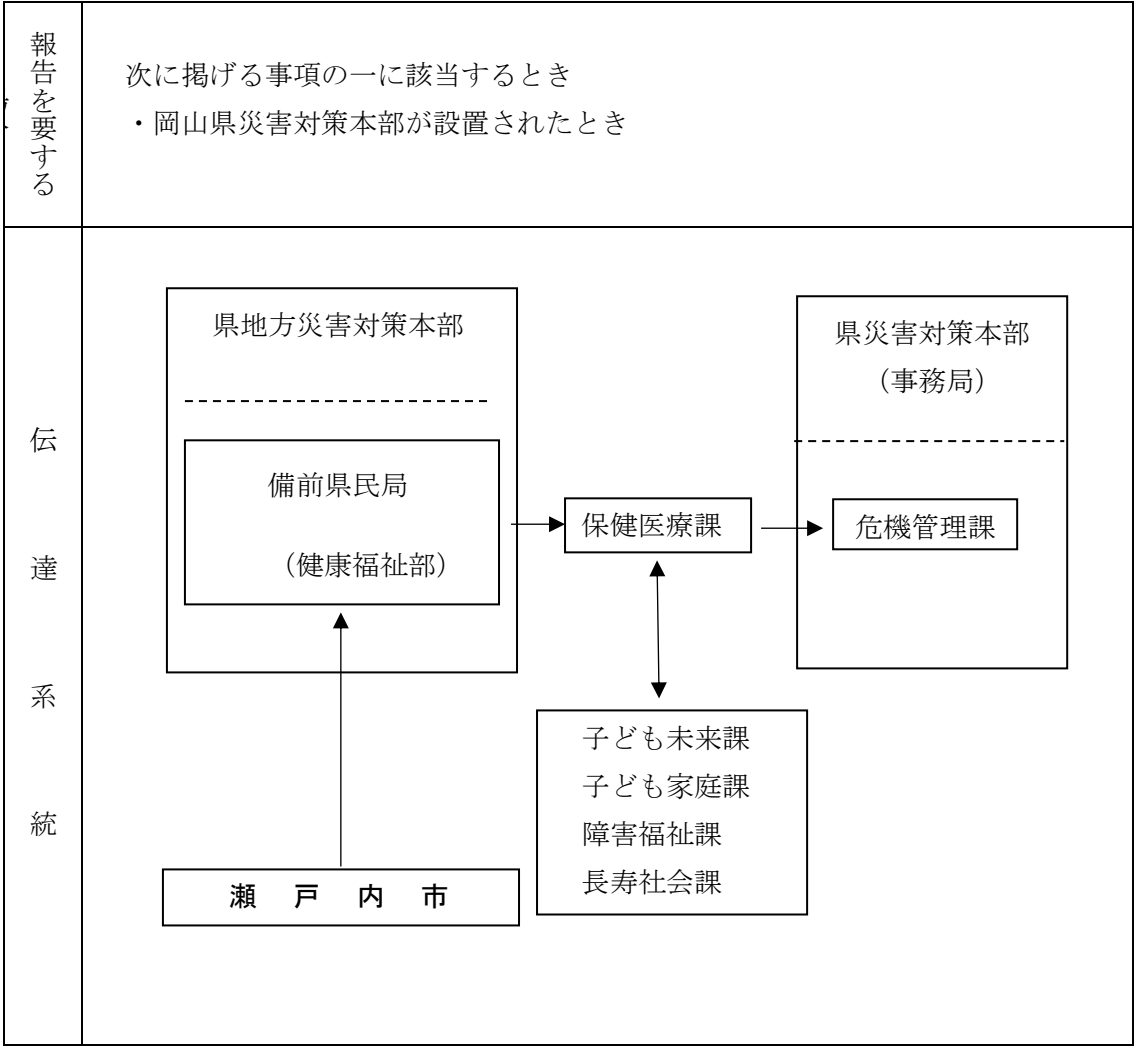
(ツ) 商工関係被害等



(7) 林野火災被害



(ト) 社会福祉施設被害



様式 1-1 (災害発生時)

災害発生通報

報告日時	年 月 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名

第 報

災害の概況	発生場所				発生日時		年 月 日		時 分			
被災状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
							公共建物半壊	棟	その他半壊	棟		
応急対策状況	災害対策本部の設置状況			設置	年 月 日 時 分							
				解散	年 月 日 時 分							
	○避難指示等の発令状況 種 別： 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令日時： 年 月 日 時 分 解除日時： 年 月 日 時 分 対象地区等： 対象人員： 世帯 人 ○避難所の設置状況 開設避難所名 ○対応状況											
その他												

第1編 総則	市町村名				区分		被害		
	災害名		第 報 年 月 日 時現在		田	流出・埋没	ha		
	報告番号					冠水	ha		
	報告者名					学校		箇所	
区分		被害		病院		箇所			
第2編 災害予防計画	人的被害	死者		人		道路	箇所		
			うち災害関連死者	人		橋りょう	箇所		
		行方不明者		人		河川	箇所		
		負傷者	重傷	人		海岸	箇所		
軽傷	人			港湾	箇所				
第3編 災害応急対策計画	住家被害	全壊		棟		漁港	箇所		
				世帯		砂防	箇所		
				人		下水道	箇所		
		半壊		棟		都市公園等	箇所		
				世帯		清掃施設	箇所		
				人		崖崩れ	箇所		
		一部破損		棟		鉄道不通	箇所		
				世帯		被害船舶	隻		
				人		水道	戸		
		床上浸水		棟		電話	回線		
				世帯		電気	戸		
				人		ガス	戸		
		床下浸水		棟		ブロック塀等	箇所		
				世帯		罹災世帯数	世帯		
				人		罹災者数	人		
		第4編 災害復旧計画	非家宅	公共建物		棟		火災発生	建物
その他				棟		危険物	件		
						その他	件		

区分			被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分	
公立文教施設		千円			災害対策本部等の設置状況	解散日時	日	時	分
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他公共施設		千円							
小計		千円							
その他	農産被害	千円		災害救助法適用	適用日時	日	時	分	
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	その他					計			団体
被害総額				1 1 9 番通報件数 件					
災害の概況									
応急対策の状況	消防機関等の活動								
	自衛隊の災害派遣			その他					

※被害額は省略することができる。

(注) 記入要領

項 目		記 入 要 領
人	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯として扱う。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。）。ただし、ガラスが 数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
他	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

項 目	記 入 要 領
そ の 他	道 路 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊 道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能 道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川 河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤 堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水 堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他 破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 湾 港湾法第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
の	漁 港 漁港漁場整備法第 3 条第 1 号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	砂 防 砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	下 水 道 下水道法第 2 条第 2 号に規定する下水道施設とする。
	都市公園等 都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第 2 条第 2 号に掲げる公園又は緑地とする。
	清 掃 施 設 ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖 崩 れ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄 道 不 通 汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害 ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。
	電 話 災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
他	電 気 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。

	ガス	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

項 目		記 入 要 領
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式 2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日	時	分現在	受信時間	時	分
発信機関				受信機関		
発信者名				受信者名		
内 容						
発 生	日 時	日 時 分				
	場 所					
	原 因					
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡	2 行方不明	3 重 傷	4 軽 傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)				
	住 所					
	収 容 先					
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)					
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	
	棟	棟	棟	棟	棟	
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
	人	人	人	人	人	
	応急対策の状況					

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日	時	分現在	受信時間	時	分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名		設置場所	収容人数		実施期間	
				重 傷	軽 傷		

様式 4

公共施設被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山		
	カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力		
	サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等		
	タ その他 ()		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
況	そ の 他 参考事項		

様式 5

商工関係被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員 50 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること

3 被害数は事業所数で記入すること

4 観光関係被害は計上しないこと（様式 6 に計上すること。）

様式 6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には施設名など参考事項を記入すること

様式 7

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部)	
報 告 者	

* 爆発を除く

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 者 名 (代表者名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 死傷者 重 傷 人 中等症 人 軽 傷 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層 / 階建		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟	計 棟		焼 損 面 積	建物焼損床面積 ㎡ 建物焼損表面積 ㎡ 林野焼損面積 a
罹災世帯数			気 象 状 況		℃ m/s %	
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部等						
その他参考事項						

(注)第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること

(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること)

様式8

社会福祉施設被害状況

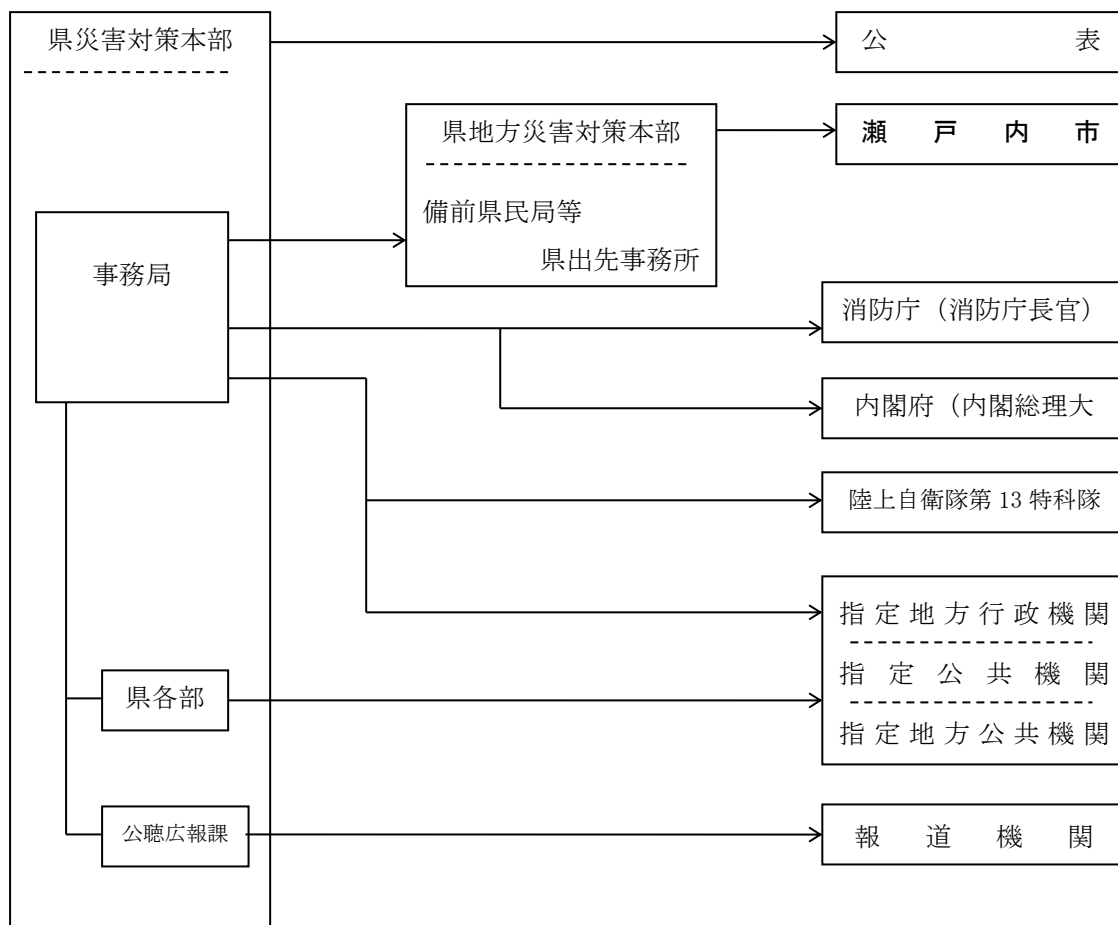
(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

被害施設区分		ア 生活保護 エ 老人福祉 キ 保健施設	イ 身体障害者福祉 オ 婦人保護 ケ その他 ()	ウ 知的障害者施設 カ 児童福祉
発生	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状況	被害施設名			
	管 理 者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	人的被害			
	応急対策の 状況			
	復旧見込			
	被 害 額 (千円)			
	そ の 他 参考事項			

イ 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



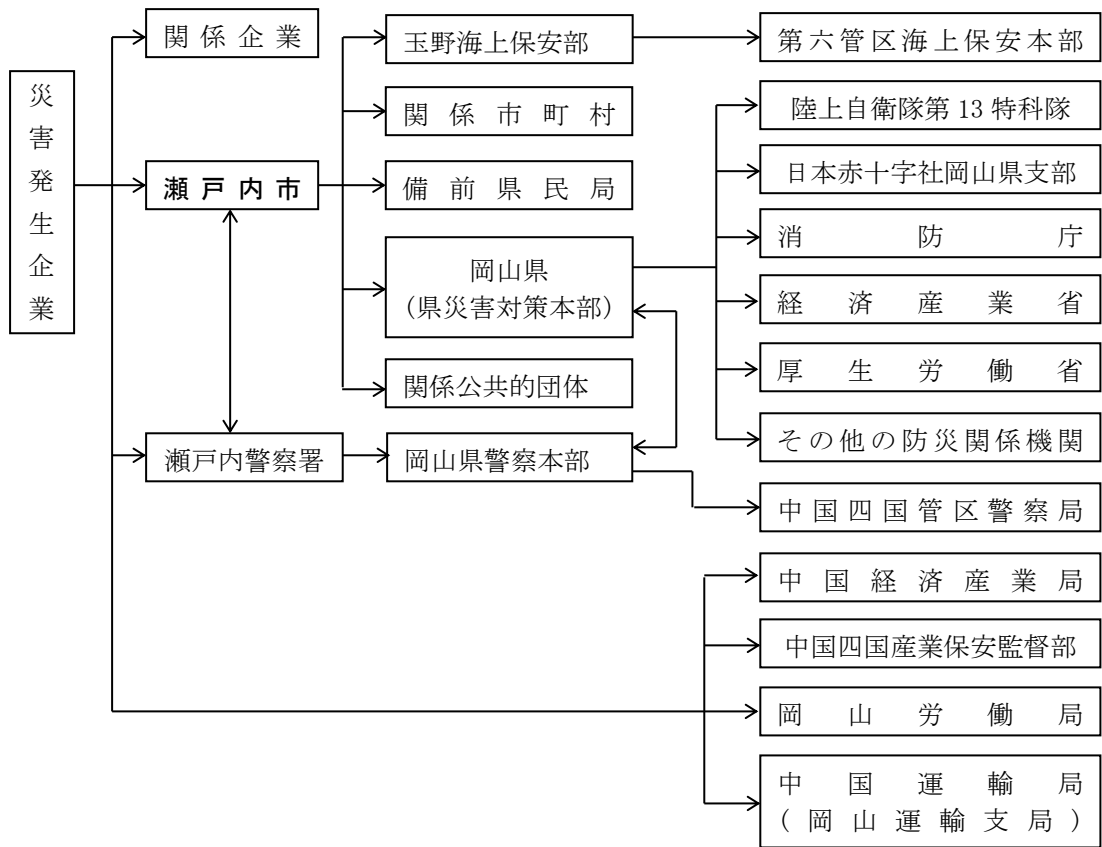
ウ 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

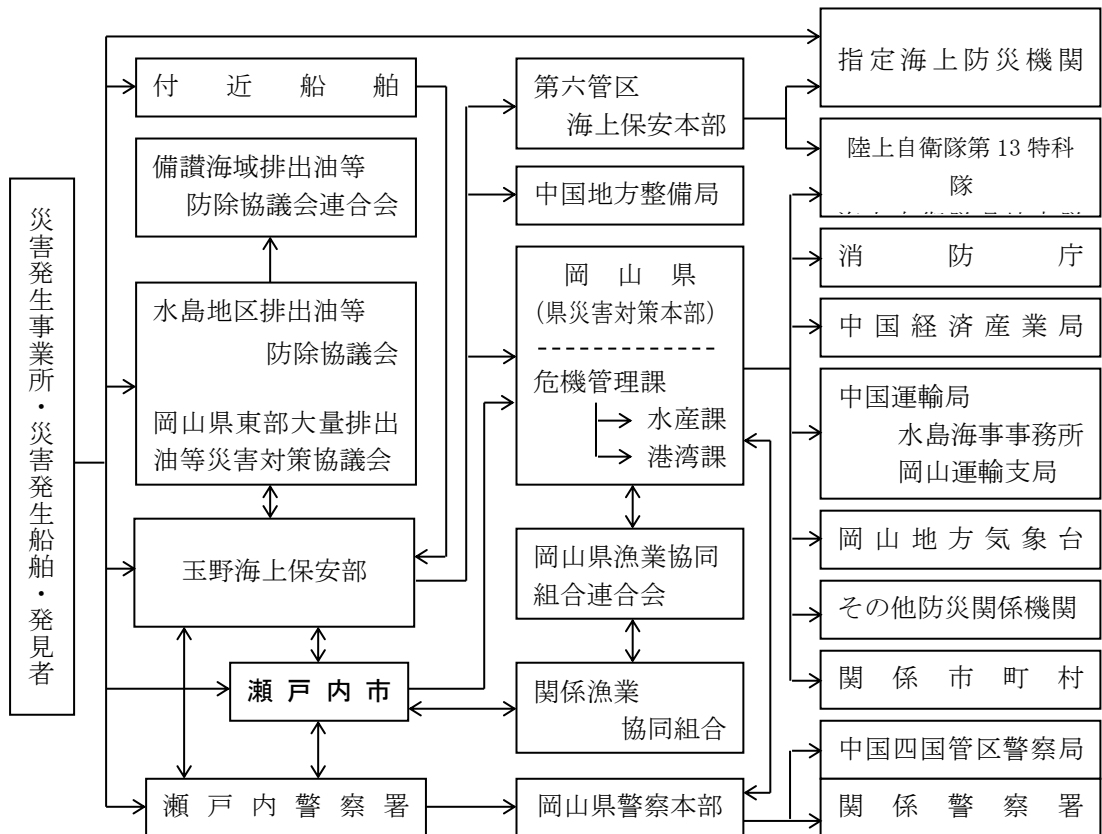
なお、全県的な被害概況については、県災害対策本部事務局へ照会する。（河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。）

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

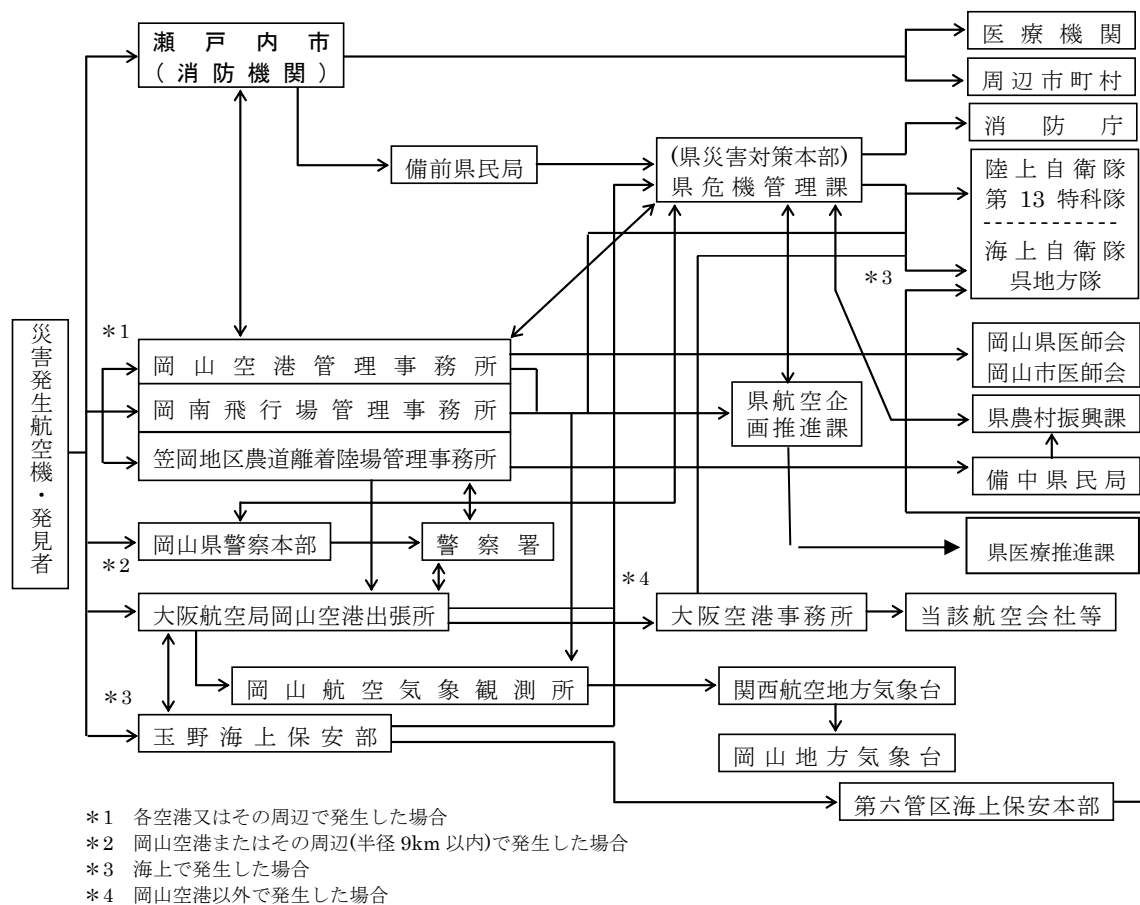
ア 陸上の災害



イ 海上の災害



ウ 航空機災害の場合



(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第3章

災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施責任者等

各機関

3 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア 災害の発生状況

イ 安否情報

ウ 地域住民のとりべき措置

エ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令

オ 災害応急対策の状況

カ 道路情報

キ 食料、生活必需物資等の供給状況

ク ライフラインの復旧状況

ケ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

コ 二次災害に関する情報

サ 被災者生活支援に関する情報

シ その他必要事項

(2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア 災害関連番組

イ 災害関係の情報

ウ 安否情報

エ 災害対策のための解説

オ 関係機関の告知事項

カ 道路情報

キ 被災地で不足している物資等の情報

(3) Web サイト等

市は、災害情報、避難情報、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、Web サイト、メール等による情報を提供するよう努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

市及び県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(5) 問い合わせ窓口の設置

市及び県は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web 171）」の提供を行う。

(7) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県の Web サイト等を通じて広報するとともに、市へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

市は、県が外国語に翻訳し、電子ファイル等で送信した災害に関する情報を速やかに提供する。

なお、災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。

4 災害情報の収集

- (1) 災害情報収集は、総合政策部（災害対策本部設置時は総合政策班）が担当する。
- (2) 総合政策部（総合政策班）以外の各課（各班）は、広報車等での広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総合政策部（総合政策班）に提出する。
- (3) 総合政策班は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 総合政策班は、取りまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

5 広報の手段

- (1) 報道機関の協力
災害関係の予報及び警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。
- (2) 防災行政無線、緊急速報メール・広報車、インターネット、SNS等の活用
市は、市民に情報の周知徹底を図るため、防災行政無線、緊急速報メール・広報車、インターネット、SNS等により、迅速かつ的確な広報を行う。
- (3) 伝達方法の充実・強化
緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の市民への情報伝達の確実化を図るため、防災行政無線等の災害に強い情報連絡手段の整備に努め、伝達体制の強化に努める。

6 安否情報の提供等

- (1) 安否情報の提供
市は、市域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）について照合があったときは、回答することができる。
なお、安否情報を回答する場合は、安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮する。
- (2) 安否情報の内部利用
市は、(1)による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たっては特定された利用の目的以外のために内部で利用する。

(3) 被災者情報の入手

市は、(1)の規定による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認められる場合は、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

7 応援協力団体

- (1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (3) 各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

第4章

罹災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用・運用

1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

2 実施責任者

市長

知事（危機管理課、こども・福祉部）

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市長へ委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。岡山市長は、災害救助法による救助の全てを実施するが、岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法第2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

市長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 市内において、住家の滅失した世帯数が 60 世帯以上あるとき

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
100,000 人以上	300,000 人未満	100
300,000 人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項等参照。

イ 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が 30 世帯以上に達したとき

ウ 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯が多数であるとき

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき

カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 適用手続

ア 県の措置

(ア) 災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

(イ) 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

この場合、知事は、市長に委任する事務の内容及びその期間を市長に通知する。

(ウ) 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

(エ) 災害救助法を適用した場合は、内閣府に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行う。

イ 市の措置

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

(5) 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによる。

4 救助の種類と実施期間

災害救助法による救助の種類と期間及び実施者は、次のとおりである。

救助の方法	実施期間	実施者区分
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	市
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から 20日以内に着工	対象者敷地認定一市 建設一県又は市
炊き出しその他による食品の供与	災害発生の日から7日以内	市
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	市
被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	輸送一県 調査割当、配分一市
医療	災害発生の日から14日以内	医療班の派遣一県、日本赤十字 社岡山県支部 その他一市
助産	分べんした日*1から7日以内	医療班の派遣一県、日本赤十字 社岡山県支部 その他一市
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内	市
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1ヶ月以内	市
学用品の給与	災害発生の日から1ヶ月又は 15日以内*2	確保輸送一県 調査割当、配分一市
埋葬	災害発生の日から10日以内	市
死体の搜索	災害発生の日から10日以内	市
死体の処理	災害発生の日から10日以内	市
住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	災害発生の日から10日以内	市

*1：分べんした日…災害発生日以前又は以後7日以内

*2：教科書…災害発生日から1か月以内に完了

文房具及び通学用品…災害発生から15日以内に完了

(注) 実施機関は、表に示す期間内に救助を終了するようにしなければならない。

ただし、内閣総理大臣承認により期間の延長有。

5 災害救助法が適用されない小災害の救助基準

災害救助法が適用されない小災害については、市長が救助の必要を認めるときは市長の責任において救助を実施する。この場合、全て災害救助法並びに災害救助法施行細則に準ずる。

6 罹災者台帳の整備等

(1) 罹災者台帳の作成

市長は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の罹災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときに、罹災者の援護を実施するための基礎とする罹災者台帳を作成する。

作成に当たっては、次の点に留意する。

ア 罹災者台帳は、被害状況の確定調査を完了し各世帯別の被害状況が判明したときには可及的速やかに作成する。

イ 作成に当たっては、戸籍、住民登録により正確を期する。

ウ 罹災者台帳、救助その他の基本となるものであり、又世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管する。

エ 罹災者台帳には、罹災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

(カ) 援護の実施の状況

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(ク) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

オ 市長は、罹災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する罹災者の氏名その他の罹災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

カ 市長は、罹災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、罹災者に関する情報の提供を求める。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、作成した罹災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人が提供するとき

イ 市が罹災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、罹災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

エ ア、ウの規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令の定めによる。

(3) 罹災証明書の発行

市長は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する「罹災証明書」の交付を行う。ただし、災害時の混乱等により「罹災証明書」の交付ができない場合は、とりあえず「仮罹災証明書」を作成交付する措置を取り、後日速やかに「罹災証明書」と取り替える。

なお、市は、災害の発生に備え、「罹災証明書」の発行に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

本証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

ア 本証明書の交付は、罹災者にとっては、本救助のみでなく以降種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期する。

イ 本証明書は、罹災者台帳と照合し、発行に当たっては契印をする等発行の事実を判然とし重複発行を避けるよう留意する。

ウ 本証明書は救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては「罹災証明書」の提示を求めるようにする。

第2節 避難の指示等及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体のプロtectionが必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がいのある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 実施責任者等

(1) 避難の指示等

ア 実施責任者

市長

警察官

海上保安官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

(2) 指定避難所の設置

ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

(1) 避難の指示等及び報告・通知

ア 市長（災害対策基本法第60条第1項）

(イ) 指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

その類型は次の表のとおりである。

区分	発令される状況	居住者がとるべき行動等
高齢者等避難	災害のおそれあり	・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	災害のおそれ高い	・危険な場所から全員避難（立退き避難、屋内安全確保）する。
緊急安全確保	災害発生又は切迫	・指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

(イ) 発令基準

各災害における避難指示等発令基準は次のとおりである。

a 土砂災害

避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ② 数時間後に避難経路等の事前通行規則等の基準値に達することが想定される場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ② 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量的変化等）が発見された場合
緊急安全確保	（災害が切迫） ① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこ

	と) (災害発生を確認) ② 土砂災害の発生が確認された場合
特別警報の取扱い等	瀬戸内市の大雨警報の土壌雨量指数基準値：116 大雨特別警報（土砂災害）：土壌雨量指数を基準とするもの 瀬戸内市の大雨警報の表面雨量指数基準値：14 大雨特別警報（浸水害）：表面雨量指数を基準とするもの ① 大雨特別警報（土砂災害・浸水害）発表時には、既に避難指示等の判断及び発令を行っていることを前提とする。 ② 大雨特別警報（土砂災害・浸水害）発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。 台風等を要因とする暴風特別警報 ① 伊勢湾台風クラス（中心気圧 930hPa 以下等）の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することと呼びかけるもの ② 発表時点で避難指示等の判断基準に達していない場合が多い ③ 判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難・避難指示を発令するようにするものとする。
避難情報等の解除	土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。 一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は国・岡山県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

b 高潮

避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 （数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、岡山県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示	① 高潮警報（警戒レベル4 相当情報〔高潮〕）又は高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報〔高潮〕）が発表された場合 ② 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など） （夕刻時点で発令） 注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想させる場合に、暴風警報又は暴風特別警報に連動して発表されることとなっており、早ければ実際の高潮の警戒期間の 24 時間前には発表される。これは、台風等の接近に伴い潮位の上昇が始まるより前に、暴風により立退き避難が困難になることを考慮してのものであるため、高潮警報が発表された時点で、警戒レベル4 避難指示の発令を検討する。 注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4 避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報の発表の可能性を言及する岡山県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。 注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4 避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要になることに留意が必要である。

緊急安全確保	(災害が切迫) ① 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ② 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ③ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を超えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難情報等の対象区域毎に設定する潮位 (災害発生を確認) ① 海岸堤防等が倒壊した場合 ② 異常な越波・越流が発生した場合 ③ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合								
避難情報等の解除	当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。								
牛窓観測所 (牛窓港)	<table><tr><td>危険潮位</td><td>警報発表基準</td><td>注意報発表基準</td><td>既往最高潮位</td></tr><tr><td>TP+1. 80m (CDL2. 87m)</td><td>TP+1. 80m (CDL2. 87m)</td><td>TP+1. 40m (CDL2. 47m)</td><td>TP+2. 47m (CDL3. 54m)</td></tr></table>	危険潮位	警報発表基準	注意報発表基準	既往最高潮位	TP+1. 80m (CDL2. 87m)	TP+1. 80m (CDL2. 87m)	TP+1. 40m (CDL2. 47m)	TP+2. 47m (CDL3. 54m)
危険潮位	警報発表基準	注意報発表基準	既往最高潮位						
TP+1. 80m (CDL2. 87m)	TP+1. 80m (CDL2. 87m)	TP+1. 40m (CDL2. 47m)	TP+2. 47m (CDL3. 54m)						

c 河川の氾濫

吉井川の避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	① 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である7.70mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 ② 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.20m（レベル4水位））に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れのある場合） ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	① 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.20mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ② 吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.20mに到達していないものの、吉井川の御休水位観測所が氾濫開始相当水位である10.18mに到達することが予想される場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ⑥ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） ⑦ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準①から⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とし

	た行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ① 吉井川の御休水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位 10.18mに到達した場合 ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合 ※発令基準①から④を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済の場合、発令基準⑤の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
避難情報等の解除	水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

千町川の避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	① 千町川の水位観測所の水位が避難判断水位 1.70m（レベル 3 水位）に到達した場合 ② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （1）水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （2）洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	① 千町川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.00m（洪水特別警戒水位）（レベル 4 水位）に到達した場合 ② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （1）水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （2）洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準大きく超過する場合） ③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風に伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する子とが考えられ、例えば以下の①から④のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合

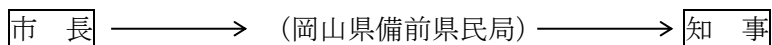
	③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
避難情報等の解除	水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

干田川の避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	① 干田川の水位観測所の水位が避難判断水位 干田 3.20m/福中 3.30m（レベル3水位）に到達した場合 ② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （1）干田水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （2）洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	① 干田川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 干田 3.50m/福中 3.40m（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 ② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （1）干田水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （2）洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準大きく超過する場合） ③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風に伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する子とが考えられ、例えば以下の①から④のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合

	③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
避難情報等の解除	水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

（ウ）報告



イ 知事（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

(ア) 指示等

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第 60 条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。

(イ) 公示

市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 水防管理者（水防法第 29 条）

(ア) 指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通知

水防管理者 → 瀬戸内警察署長

エ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

(ア) 指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通知（地すべりによる場合のみ）

知事又は知事の命を受けた職員 → 瀬戸内警察署長

オ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第 4 条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講ずる。

(イ) 災害対策基本法第 61 条による措置

(1)の市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避などの安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内での待避などの安全確保措置を指示することができる。

(ウ) 報告・通知

(ア)の場合の報告

警察官 → 公安委員会

(イ)の場合の通知

警察官 → 市長 → (岡山県備前県民局) → 知事

カ 海上保安官

(ア) 災害対策基本法第61条による指示

(1)の市長による避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

(イ) 報告・通知

海上保安官 → 市長 → (岡山県備前県民局) → 知事

キ 自衛官（災害派遣時の権限）

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「オの(ア)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講ずる。

(イ) 報告・通知

自衛官 → 災害派遣命令者

ク 避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

(ア) 市

「高齢者等避難」を位置づける他、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

(高潮に関する事項)

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて

見直す。

(洪水に関する事項)

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(共通事項)

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(イ) 県

市が行う避難指示等の発令基準の策定や避難情報の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、県は、時期を逸することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。また、必要に応じ、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

(ウ) 指定行政機関、指定地方行政機関

市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市長（災害対策基本法第63条第1項）

(イ) 立入りの制限・禁止、退去

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官・海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の職権を行うことができる。

（イ）通知

警察官・海上保安官 → 市長

ウ 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

市長（市の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の措置をとることができる。

（イ）通知

自衛官 → 市長

エ 知事（災害対策基本法第73条第1項）

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第63条第1項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。

（3）指示の周知徹底

市長は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項等を明確にし、住民及びその地域の滞在者に警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。

（4）指定緊急避難場所の開放

災害時には、市は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

（5）避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うが、状況によっては県警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、高齢者、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導体制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民

の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感

染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不相当となった場合は別の指定避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を実施する。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理

者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2－(1)に掲げる避難の指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの

避難所の開設に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市町村との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- (ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 災害対策本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- (カ) 感染症対策を踏まえた運営方法
- (キ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておく。

エ 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 福祉避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は県と連携し、関係機

関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、市における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、市を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受け入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

カ 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

キ 避難経路の表示

市は、指定避難所及びその位置を住民に周知徹底するため、広報伝達するとともに、所要の箇所に標示板、標識等を立てておく。

ク 避難施設の耐震診断

市は、耐震診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(7) 指定避難所の運営管理等

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語

の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、迅速かつ適切な措置をとる。

キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

ケ 市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

コ 市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

サ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

シ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・

DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス 市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

セ 市及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 市及び県は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

タ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

チ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ツ 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

テ 家庭動物等の収容対策

家庭動物等の取り扱いを始め、避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ、並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。市は、県と連携を図りながら飼育動物の保護に努め、その際には保護団体に挿入されたマイクロチップや首輪等の確認による所有者等の情報収集に努める。

(ア) 家庭動物の取り扱い

災害発生時における家庭動物の取扱いは、飼い主による管理を原則とする。

(イ) 家庭動物同行避難者の受け入れ

a 同行避難

災害発生時に、飼い主は、家庭動物と同行避難することを原則とし、家庭動

物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める。

b 避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴禁止

避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止する。ただし身体障害者補助犬を除く。

c 災害避難時における飼育管理

飼い主は、家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、家庭動物のストレスを軽減させることに努める。

d 家庭動物飼い主への対応

市は、避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(8) 避難体制の明確化

市長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

4 応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市からの応援要請に応じることが困難な場合は、玉野海上保安部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 市は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県への指定避難所の開設について応援を要請する。

(4) 県は、市の実施する避難の誘導及び移送並びに避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指

定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (4) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 市、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (6) 政府本部、指定行政機関、公共機関、市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

6 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。

- (4) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

7 その他

知事が災害救助法を適用した災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第3節 救助

1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者等

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

玉野海上保安部

(2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

実施機関は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討するとともに、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(1) 陸上における救助

市、県及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

(2) 海上における救助

海上保安部は、市、県及び県警察と連携して、海上漂流者等の救助を行い、負傷者については、市、県及び県警察と緊密な連携の下に医療機関等に搬送する。

4 応援協力関係

- (1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

(3) 県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(4) 県は、市の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

(6) 海上保安部は、自ら救助することが困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(7) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。

(8) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4節 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施責任者等

(1) 食料の応急供給

ア 実施責任者

市長又は知事

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

3 実施内容

(1) 食料の応急供給

ア 県は、被災者等へ食料の供給を行う必要があると認めるとき、又は市から食料の確保の要請があったときは、次により食料を確保する。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受ける。

(イ) その他

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保す

る。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。
米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

ウ 市はア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 市は、応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

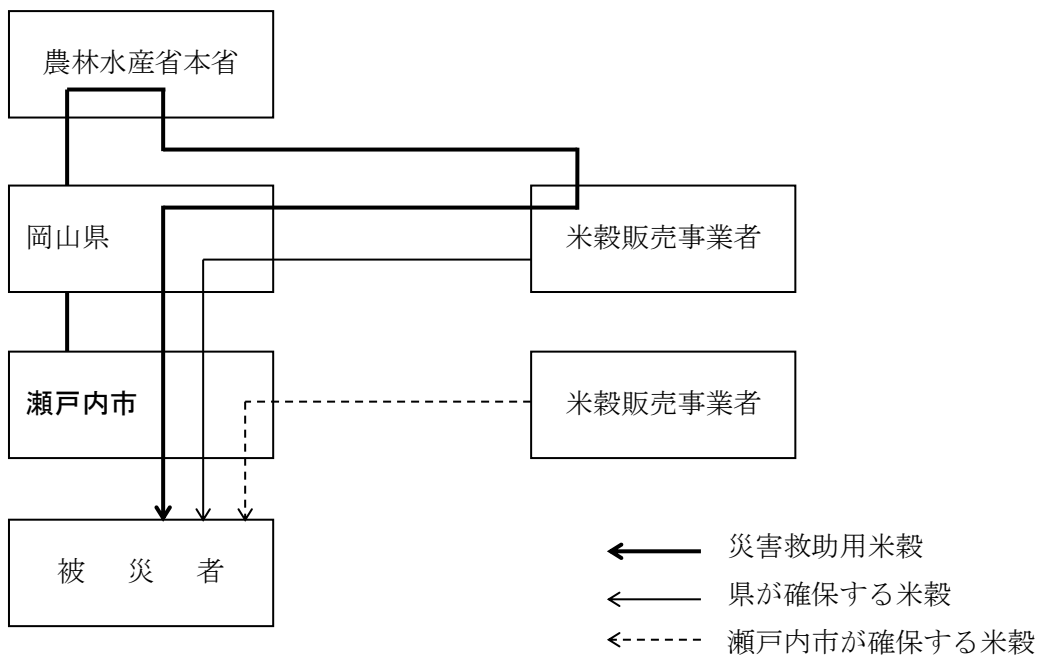
イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受けて実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 市・県調達

【応急用米穀】



4 応援協力関係

(1) 市は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又

は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

(2) 県は、市の備蓄食料等が不足するなど、食料の給与を的確に行うことが困難と認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料を確保し輸送する。

(3) 県は、自ら炊き出しその他により食料を給与し、又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省又は中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(4) 県は、市が実施する炊き出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 食品衛生

市は、炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、可能な限り衛生的な場所を選定して設ける。
- (2) 炊き出し場所には、消毒ができる設備を設ける。

6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5節 飲料水の供給

1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

(2) 主な関係機関

厚生労働省（水道課）

国土交通省（岡山河川事務所）

県（保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

市は、取水する水源について、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水するほか、市が備蓄する飲料水を配布する。

4 応援協力関係

(1) 市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市からの応援要請事項を把握、調整し、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。

(3) 県は、市等からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

(4) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

(2) 主な関係機関

県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部、産業労働部）

3 実施内容

市は、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

給与又は貸与する生活必需品等は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

4 応援協力関係

(1) 市は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

(2) 県は、市における生活必需品等が不足するなど生活必需品等の給与又は貸与を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待たないとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品等を確保し輸送する。

(3) 県は、自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施について応援を要請する。

- (4) 県は、市の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第7節 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

(2) 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院

災害時精神科医療中核病院

岡山県医師会

3 実施内容

(1) 医療

ア 市長又は知事は救護班を編成して医療に当たるが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講ずる。

イ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

ウ 医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

エ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる遺体検案の体制が整うまでの間は、遺体検案に協力する。

(2) 助産

医療に準ずる。

4 応援協力関係

- (1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。
- (2) 市は、当該地域の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、市の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、県内及び県外の医療機関への患者の受け入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(1) 災害救助法の適用されない災害における費用の負担

災害救助法の適用されない災害における費用は、市が負担する。ただし、他の制度により負担が定められているものについては、この限りでない。

ア 医療及び助産の費用

災害救助法施行細則による。

イ 救護班として医療活動に従事した医師、看護師その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となったときの災害補償は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づき、定めた条例の非常勤の職員の公務災害補償に係る規定の例による。

(2) 臨時利用施設に関する特例

ア 政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあつて、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合は、当該災害を政令で指定する。

イ 上記指定があった場合は、政令で定める区域及び機関において市が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章の規定は、適用しなくても良いこととする。

第8節 遺体の搜索・検視・処理・埋火葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

玉野海上保安部

(2) 主な関係機関

県（環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

3 実施内容

(1) 遺体の搜索

ア 陸上における搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

イ 海上における搜索

海上保安部は、市及び県警察と連携をとりながら遺体の搜索を行い、収容した遺体は、直ちに市に引き渡す。

(2) 遺体の検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を遺体の検視・遺体安置所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視及び処理

ア 県警察又は海上保安部は、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市及び県、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 市は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。

- (ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（民間葬儀事業所、寺院などの施設の利用、又は民間葬儀事業所、寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬等

市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- ア 市が埋火葬を行う場合は、災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため等、諸種の理由により、遺族が埋火葬を行うことが困難なときとする。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。
- ウ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

- (1) 市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市の実施する遺体の搜索、処理、埋火葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう要請する。
- (3) 海上保安部は、遺体の搜索が困難な場合は、県及び他市町村へ遺体の搜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。
- (4) 県は、遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(1) 埋葬及び火葬に関する特例

ア 政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定する。

イ 厚生労働大臣は、上記指定があつた場合は政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者

(1) 防疫

市長

知事（保健医療部）

(2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健医療部、子ども・福祉部）

3 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、市は、県、日本赤十字社岡山県支部、市医師会等の協力を要請する。

(2) 防疫班の編成

市は防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

ア 衛生技術者（班長） 1名

イ 作業員 2～3名

ウ 助手 1名

4 実施内容

(1) 防疫

ア 検病調査及び健康診断

県は、市及び地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ 消毒等

市は、被災の直後に環境衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ 仮設トイレの設置

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

エ ねずみ、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給
第3編第4章第5節「飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 患者等に対する措置

被災地域において感染症患者が発生したときは、備前保健所と連携のもとに、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告するなどの措置を講ずる。

キ 指定避難所の防疫

市は、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク 臨時予防接種

県は、予防接種による予防措置を講ずる必要がある場合は、市に命じて臨時予防接種を実施する。

ケ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

コ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

（資料 26 感染症患者治療施設）

5 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

(2) 市は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

- (3) 県は、市の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、市に代って実施する。
- (4) 県は、防疫活動の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。
- (5) 県は、市の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう要請する。
- (6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第10節 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

(2) 主な関係機関

県（環境文化部）

事業者

3 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力のあり方等について、具体的に示すものとする。

ウ 市、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講ずる。

イ 市は、庁内の組織・体制を整備する。

ウ 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

カ 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ 市は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(3) 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

4 応援協力関係

(1) 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(2) 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により、県に応援を要請する。

(3) 県は、市から廃棄物の処理に関し(2)の要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業資源循環協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援要請する。

(4) 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(5) 仮置場の確保

市が、ごみの仮置場を確保できない場合は、県に要請し、県は貸与可能な県有地を提供するなど、仮置場の確保のための協力を行う。

(6) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

大規模な風水害にかかる対策は、「地震・津波災害対策編」の第2章第3節第4項「廃棄物処理体制整備計画」及び第3章第3節第8項「災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。

第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理、又は障害物の除去を実施する。

2 実施責任者等

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

(2) 住宅の応急修理、障害物の除去

ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

3 実施内容

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 建設による供与

(ア) 市又は県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

(イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(ウ) 市は、応急仮設住宅建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日間

題が起らないよう十分協議のうえ選定する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(エ) 市は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(オ) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(カ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

イ 借上げによる供与

県は、被災状況により、民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。状況に応じ、知事は市長に借上げを依頼する。

ウ 公営住宅等のあっせん

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者要配慮者等の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受け入れに配慮する。

4 応援協力関係

(1) 市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震・津波災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第12節 文教災害対策

1 方針

市は、災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

2 実施責任者等

市

県（総務部、教育委員会、子ども・福祉部）

公私立各学校管理者

3 実施内容

(1) 被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、市教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに教育委員会へ電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

ウ 避難措置

校（園）長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ選定し児童生徒等及びその保護者に周知徹底を図る。また、その際に、保護者に避難予定場所における児童生徒等の動向を連絡できるような体制も考慮しておく。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (イ) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

ア 授業料等の減免

(ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則により、減免の措置を講ずる。

(イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選拔手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選拔手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講ずる。

(ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

(ア) 県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講ずる。

(イ) 県は、市の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう要請する。

(ウ) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(エ) 知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、県子ども・福祉部と連携をとり迅速な措置を講ずる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認の上で、使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例第8条、第27条及び第36条により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損わないよう国・県の技術指導に従い実施する。

第5章

社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、陸上又は海上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施責任者等

(1) 陸上における防犯

県警察

(2) 海上における防犯

玉野海上保安部

(3) 物価の安定

県（県民生活部）

3 実施内容

(1) 陸上における防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講ずる。

ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒

イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取り締り

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供

オ その他治安維持に必要な措置

(2) 海上における防犯

海上保安部は、災害海域を巡視警戒し、各種事犯の実態把握に努め、関係法令違反の取り締りを実施する。

(3) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ、指導等を行う。

4 応援協力関係

市は、県警察及び海上保安部の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第6章

交通規制

1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施責任者等

市

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）

県公安委員会、県警察

3 実施内容

(1) 交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

(ア) 災害時には、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講ずる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

(イ) 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の出動を要請する。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

(ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は、制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。

(イ) 災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

エ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講ずる。

オ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(2) 災害時における車両の移動等

ア 市は大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行が確保されるよう努める。

(ア) 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実による現場における体制の強化並びに安全の確保を図る。

(イ) 災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図る。

(ウ) 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化が図られるよう適切な措置を講ずる。

(エ) 対策の主旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図る。

イ 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下の事項を実施する。区間を指定した場合、道路情報板、ラジオ等を活用して区間内に在る者に対し周知を図る。

(ア) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。

(イ) 運転者不在時は、道路管理者自らホイールローダー等によって車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失保証規定を整備する。

ウ 土地の一時使用等

イの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分を可能とする。

エ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

(ア) 県公安委員会は、道路管理者に対し、イの措置の要請が可能となる。

(イ) 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、イの措置について指示を行う。（知事は、市町村に対し同様の指示を行う）

(ウ) 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応する。

4 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講ずることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。

市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講ずることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第7章

輸

送

1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施責任者等

(1) 輸送力の確保

ア 実施責任者等

各機関

イ 主な関係機関

中国運輸局（岡山運輸支局（陸運部門・海事部門））

日本通運株式会社（岡山支店）

一般社団法人岡山県トラック協会

岡山県貨物運送株式会社

(2) 緊急通行車両の確認

県（危機管理課）

県公安委員会（県警察）

玉野海上保安部

3 実施内容

(1) 輸送力の確保

ア 輸送機関の措置

船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、船舶・列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

イ 中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

中国運輸局（岡山運輸支局）は、災害輸送を行うため必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者に対して、輸送力の確保に関し、アに定める措置をとるよう指導するほか、次の措置を講ずる。

(㋐) 輸送の分担指導

被災地及び被害状況により、輸送の分担について必要な指導を行う。

(㋑) 連絡輸送等の調整

通し乗車船券の発行等について、輸送機関間の調整を行う。

(㋒) 就航勧奨

被災地及び災害の状況により、船舶運航事業者に対して、特定航路への就航を勧奨する。

(エ) 航海命令

航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、船舶運航事業者に対し、航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずる。

(オ) 公益命令

港湾運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、国土交通大臣が指定した貨物の取扱い又は運送を命じ、貨物の取扱い又は運送の方法又は順位の変更を命ずる。

(カ) 運送命令

運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定め、これによるべきことを命ずるよう措置を講ずる。

(2) 緊急通行車両の確認

災害応急対策等を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、備前県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(3) 輸送拠点の確保

ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講ずる。

4 応援協力関係

(1) 関係省庁は、必要に応じ、又は要請に基づき、救護班の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(2) 市は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県及びその他協定を締結している機関（岡山県水難救済会等）へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。

- (3) 県は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車及び船舶の確保については中国運輸局（岡山運輸支局）へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

- (4) 市及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(2)に準じ中国運輸局をはじめ一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車、船舶等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

- (5) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

- (6) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

- (7) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き^{さばき}及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

- (8) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第8章

ライフライン（電気・通信サービス・ガス・水道等）の機能確保の供給

1 方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置等を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者等

県

電気事業者等（中国電力ネットワーク株式会社、岡山県企業局）

(2) 実施内容

[県]

大規模災害発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

[中国電力ネットワーク株式会社]

ア 災害時における応急工事等

電気事業者等は、災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、送電・配電線路等に被害があったときは、応急工事を実施するとともに、中国電力ネットワーク株式会社においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

[中国電力ネットワーク株式会社]

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

3 通信サービス

(1) 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ウ 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

エ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

4 都市ガス

(1) 実施責任者等

ガス事業者（大阪ガス株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

イ 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講ずる。

(ア) ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。

(イ) ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断するなど、危険防止に必要な措置を講ずる。

(ウ) 市、中国四国産業保安監督部及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」（一般社団法人日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。

また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

5 LPガス

(1) 実施責任者等

一般社団法人岡山県LPガス協会

(2) 実施内容

LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界を挙げて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

ア LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

(ア) LPガスの安全についての知識の習得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を修得し実践する。

(イ) 消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

イ LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

(ア) LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

a 容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重掛けの推進）

b 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

- c 配管は可撓性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入
- d 埋設配管はP E 管等可撓性及び耐食性のある材料を使用
- e 安全危機については、感震器を内蔵しているマイコンメータ S 型等による 24 時間集中監視システムの設置促進
- f 容器が転倒・流出した場合に備えて、ガス放出防止機能を有した高圧ホースの設置促進
- (イ) 防災体制の強化
 - a 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。
 - b 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講ずる。
震度 5 弱以上の地震が発生したときの自主出動制度
 - c 岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受け入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

6 水道

- (1) 実施責任者等
市

- (2) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

- (ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

- (イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

- (3) 応援協力関係

- ア 市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断した場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

イ 県は、市からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。

第9章

下水道

1 方針

市が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

2 実施責任者等

市
県（土木部）

3 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 応急対策の実施体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制を取る。

(2) 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を図る。

第10章

防災営農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施責任者等

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市

県（農林水産部）

土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

市

県（農林水産部）

農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

市

県（農林水産部）

農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

市

県（農林水産部）

森林組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地が湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

イ 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ ダム・ため池

市、県及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

市及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講ずるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

市及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に即し樹立した災害対策技術の指導を一体となって行う。

イ 病虫害の防除

(ア) 防除指導等

市及び農業協同組合等農業団体は、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るための対策について、具体的な防除の実施を県と一体となって指導する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア 家畜の管理

市及び畜産関係団体は、県が行う災害発生に伴う家畜の管理についての指導に協力する。

イ 家畜の防疫

市及び畜産関係団体は、県が実施する畜舎等の消毒、家畜への予防注射等について協力する。

また、県は家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講ずる。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

市及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して行う被災苗木、森林に対する措置等林産物についての技術指導に協力する。

イ 風倒木の処理指導

市及び森林組合等は、県が森林所有者に対して行う風倒木の円滑な搬出等についての技術指導に協力する。

ウ 森林病虫害等の防除

市及び森林組合等は、県が森林所有者に対して行う森林病虫害等の防除活動に対する技術指導に協力する。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中四国農政局へ移動ポンプの貸与を依頼する。

イ 市は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

第11章

水

防

1 方針

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施責任者等

(1) 水防活動

水防管理者（市長）

下水道管理者（市長）

ダム、水門、こう門、ポンプ場等の管理者

河川管理者（市長、国土交通大臣（岡山河川事務所）、知事（土木部））

海岸管理者

ため池管理者（市長、土地改良区、所有者）

水防団

消防機関

(2) 湛水排除

市

土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防管理者（市長）は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ 水防団体等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、市及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

ウ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

下水道管理者（市長）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

エ ダム、ため池、水門、こう門、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、こう門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

オ 水防活動

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておくとは危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 避難のための立退き

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、サイレン、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ク 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(2) 湛水排除

市及び土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、市は、排除ポンプにより排除を実施し、下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

エ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水

ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

カ 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

- (2) 湛水排除
第3編第10章「防災営農」4(1)を参照すること。

第12章

事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施責任者等

市

県（土木部、農林水産部）

県公安委員会、県警察

中国地方整備局（岡山国道事務所）

西日本高速道路株式会社（中国支社）

本州四国連絡高速道路株式会社

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

イ 関係機関は、第3編第1章「防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

(1) 市は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

(2) 県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講ずることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

(3) 市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講ずることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

(4) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施責任者等

市

県（県民生活部、土木部）

県警察

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部

鉄軌道事業者（水島臨海鉄道株式会社、岡山電気軌道株式会社、智頭急行株式会社、井原鉄道株式会社）

本州四国連絡高速道路株式会社

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、第3編第2章第3「情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報及び自ら実施する応急対策の活動状況等を市及び関係機関に連絡する。

エ 県及び公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、各々の災害対策本部設置状況等を連絡する。

オ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁及び管区警察局に報告する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講ずる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

イ 関係機関は、第3編第1章「防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び各々の災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関をはじめ各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力関係

(1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

第3節 海上災害対策

1 方針

海上への油等危険物等の大量流出、火災、爆発等の発生、船舶等による海難事故など大規模な災害が発生した場合における流出危険物の防除活動、災害拡大の防止活動、乗船客の救助活動等の応急対策を実施することにより被害の軽減を図る。

2 実施責任者等

市

県（危機管理課、消防保安課、農林水産部、土木部）

県警察

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）

第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）

中国地方整備局（宇野港湾事務所）

岡山地方気象台

一般社団法人海上災害防止センター

港湾、漁港管理者

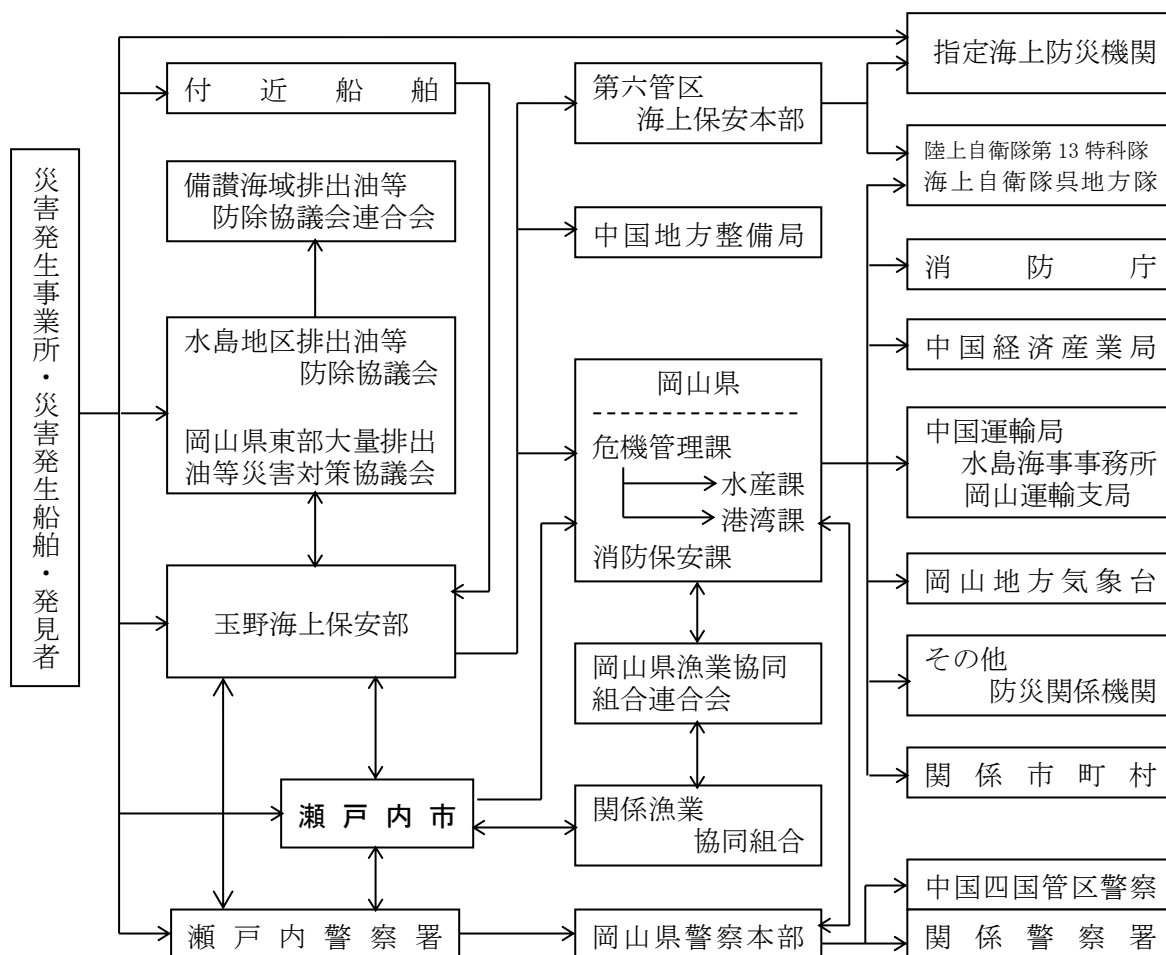
石油事業者

石油事業団体

船舶等所有者

(1) 情報収集、伝達系統

なお、水島地区排出油等防除協議会及び岡山県東部大量排出油等災害対策協議会においては、それぞれ定める連絡系統により連絡する。



カ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 関係機関の応急対策活動の実施体制

関係機関は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、組織の実状に即した活動の実施体制を整備する。

4 実施内容

(1) 風水害時等の応急措置

ア 船舶の避難

- (ア) 海上保安部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾・漁港施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合は、これらの危害を防ぐため港湾・漁港管理者、県警察、漁業協同組合、海運業者と連絡を密にし、在港船舶に対し、安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。
- (イ) 海上保安部は、船舶に対して、航行警報又は安全通報等により周知する。

イ 港湾・漁港・航路等施設の応急措置

- (ア) 港湾・漁港管理者（市・県）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。
- (イ) 海上保安部は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、関係機関に通報し、その他関係者に周知徹底するとともに、応急措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。
- (ウ) 海上保安部は、水路の水深に異常を生じた場合は、必要に応じて、検測を行うとともに応急標識の設置等水路の安全の確保に努める。
- (エ) 海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、標識を設置して危険防止の措置を講ずる。

ウ 海上交通規制

海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じ、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 海上流出油、危険物等の防除

ア 事業者の措置

- (ア) 危険物等が大量に流出した場合は、海上保安部、消防機関及び市等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。
- (イ) 付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油等の防除活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への拡大について十分留意する。

- (エ) 回収した油等の処理を行う。
- (オ) 必要に応じ、一般社団法人海上災害防止センターに海上防災のための措置を

委託する。

イ 海上保安部の措置

(ア) 危険物等が大量に流出した場合は、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずる。

(イ) 原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずる。

(ウ) 流出油等の応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(エ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。

(オ) 船舶に対して航行警報又は安全通報等により周知させる。

(カ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。

(キ) 船舶並びに流出油等の非常処分を行う。

(ク) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て流出危険物等の防除活動を行う。活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

（船主等防除責任者に対する指示・命令）

(ケ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。

(コ) 排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講ずるよう命ずる。

（一般社団法人海上災害防止センターに対する指示）

(サ) 必要に応じて、管区海上保安本部長等を通じ、一般社団法人海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。

ウ 中国地方整備局の措置

油回収船を出動させ、流出油の防除活動を実施する。

エ 一般社団法人海上災害防災センターの措置

(ア) 管区海上保安本部長等の指示を受けて排出油等の防除のための措置を実施する。

(イ) 船舶所有者等から委託を受けて海上防災のための措置を実施する。

(ウ) 油回収船、オイルフェンス、その他の船舶、機械器具及び防除のための資材を保有し、これを船舶所有者の利用に供する。

(エ) 海上防災訓練に関する業務を行う。

(オ) 海上防災に関する調査研究を行う。

オ 市の措置

(ア) 被害が及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(イ) 沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。

(ウ) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導

する。

カ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助、復旧活動等に協力する。

キ 県の措置

海上保安部又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要請等を受けたときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の場合に準じて必要な措置を講ずる。

ク 港湾、漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

(3) 海上における火災

ア 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険物が陸上から海面に流出し、火災が発生した場合等海上において火災が発生した場合、海上保安部及び関係市町村並びに関係事業者等は、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち、消火活動を実施する。

また、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、協定等に基づく消火活動及び住民の避難誘導等を行う。

イ 次に掲げる船舶の消火活動は、主として市が担当し、海上保安部はこれに協力し、これ以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部等が担当し、関係市町村等がこれに協力し、それぞれ消火活動を実施する。ただし、現地の実状に応じて、海上保安部及び関係市町村の両者の協議により、協定等特別の定めをしている場合は、これによる。

(ア) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(イ) 河川、湖沼における船舶

ウ 海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

エ 市は、消防計画等により消防隊を出動させ、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動等を実施する。

消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ 市は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又

は県及びその他防災関係機関に対して、応援を要請する。

(4) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、海上保安部、消防機関、県及び県警察等は、多様な手段を活用し、相互に連携して海難船舶等を搜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。また、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請する。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

(5) 緊急輸送

海上保安部は、必要に応じ、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送を実施する。岡山県水難救済会は、市からの要請に応じ、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送を実施する。

(6) 海上交通の確保

ア 海上保安部の措置

(ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ、又は勧告する。

(エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要な情報について、無線等を通じ船舶への提供を行う。

(7) 治安の維持

海上保安部は、海上における治安を維持するため、災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取り締りを行う。

(8) 危険物の保安措置

ア 海上保安部の措置

(ア) 危険物積載船舶に対して、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止する措置を講ずる。

(イ) 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のため必要な指導を行う。

(ウ) 危険物施設に対して、危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行う。

5 二次災害の防止

- (1) 海上保安部は、航行制限、航泊制限等二次災害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。
- (2) 岡山地方気象台は、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況又は予報及び警報等の情報を発表する。

6 災害復旧・復興対策

- (1) 海洋環境の汚染防止
関係機関は、がれき等の処理に当たっては、海洋環境の汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置を講ずる。
- (2) 海上交通安全の確保
海上保安部は、災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

7 応援協力関係

- (1) 市は、港湾施設について応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。
- (2) 海上保安部は、火災の消火について、必要に応じ、市等に対して応援を要請する。
- (3) 市は、流出油等防除活動について、必要に応じ、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。
- (4) 市、海上保安部及び中国地方整備局は、流出油等防除活動を実施するに当たって、必要な資機材の確保が困難な場合は、必要に応じ、県及び港湾管理者等へその確保について応援を要請する。
- (5) 海上保安部（第六管区海上保安本部）又は県は、流出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (6) 水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び備讃海域排出油等防除協議会連合会は、必要に応じ、関係機関に協力して効果的な防除活動を行う。
- (7) その他の防災関係機関及び関係企業は、市、海上保安部又は県からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

8 その他

コンビナート等特別防災区域からの危険物の流出については、本計画及び「岡山県石油コンビナート等防災計画」により対応する。

第4節 航空機事故災害対策

1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者等

市

県（危機管理課、県民生活部）

県警察

岡山県医師会、瀬戸内市医師会

大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所）

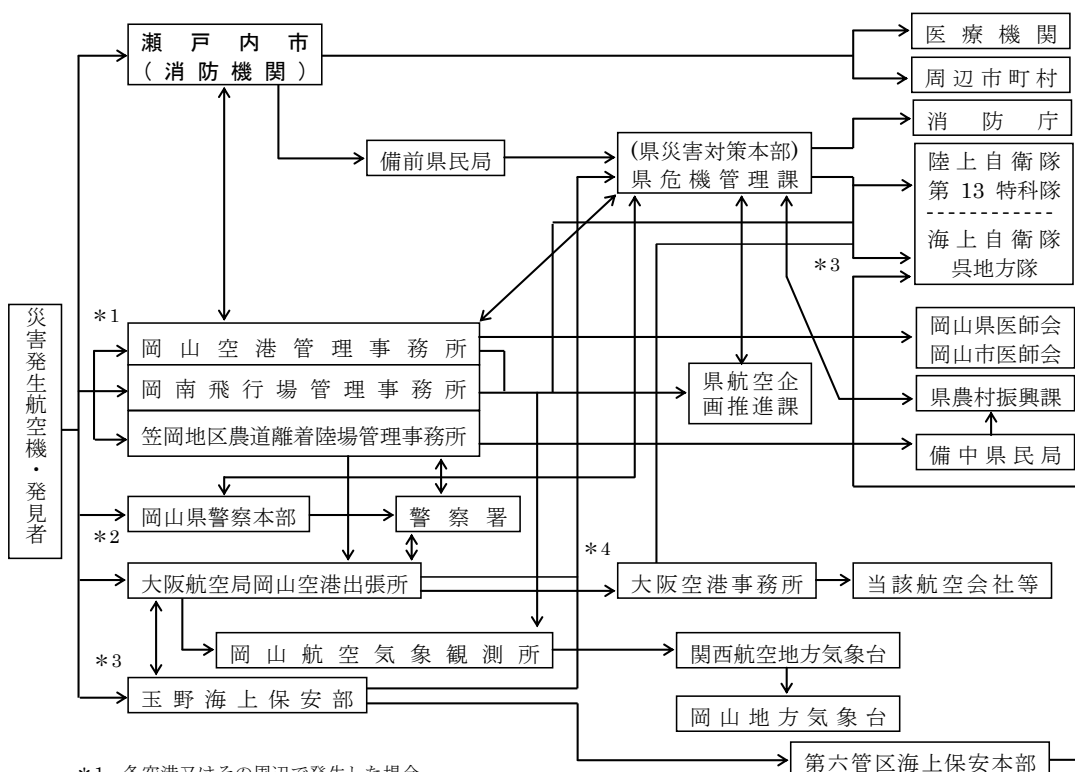
空港管理者

玉野海上保安部

航空運送事業者

3 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



*1 各空港又はその周辺で発生した場合

*2 岡山空港又はその周辺(半径9km以内)で発生した場合

*3 海上で発生した場合

*4 岡山空港以外で発生した場合

4 実施内容

(1) 市の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ さらに消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 県警察の措置

ア 墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター、警察用船舶等を活用して捜索活動を実施する。

イ 航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

ウ 航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員、警察災害派遣隊等を直ちに出动させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。

また、航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

エ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

(3) 県の措置

ア 航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、市と協力して、災害を最小限に食い止めるよう努める。

イ 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、

市からの要請により、消防防災ヘリコプターを出動させその活動を支援するほか、必要があれば他の市町村に応援を指示する。

ウ 岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要があるときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。

エ 市から化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

5 応援協力関係

その他防災関係機関は、市、県及び空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第5節 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施責任者等

市

県（消防保安課）

県警察

3 実施内容

(1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市は、直接消防庁へも連絡する。県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

(2) 消火・避難活動

大規模な火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

市は、大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 市は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を市で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

- (2) 県は、大規模な火災が発生した場合は、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市等に対する必要な措置を指示する。

- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料 30-7 岡山県下消防相互応援協定)

第6節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者等

市

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 市は、大規模な林野火災が発生した場合、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 市は、林野火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 県警察は、必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

市及び県警察は、大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(5) 救助・救急活動

ア 市は、林野火災による人的被害が発生した場合、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 市は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

(1) 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 県は、大規模な林野火災が発生した場合、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市等に対する必要な措置を指示する。

(島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。)

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7節 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

2 実施責任者等

市

県（消防保安課、保健医療部）

県警察

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

3 実施内容

(1) 危険物等施設

ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

(イ) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な安全措置を講ずる。

(ロ) 市及び瀬戸内警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。

(ハ) 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(ニ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

(ホ) 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事業者の対策本部設置等必要な体制をとる。

(ヘ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。

(ヒ) 事業者は、消防機関、瀬戸内警察署等と緊密な連携の確保に努める。

(フ) 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(ケ) 危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置を講ずる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

イ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 県の措置

- (ア) 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市に応援するよう要請する。
- (イ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- (ウ) 市から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。
また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ 市の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 市長は通報により、又は自ら有害物質による被害を覚知した時は、必要があれば県に通報するとともに、危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (オ) 火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡

旋を求める。

(キ) 市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

(2) 危険物等積載車両

市、危険物等輸送事業者、県及び県警察は、それぞれ(1)「危険物等施設」ア、イ、ウ、エに準じた措置を講ずる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第8節 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

2 実施責任者等

市

県（消防保安課）

県警察

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講ずる。

(イ) 市、県及び県警察の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 消防機関の到達に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

(エ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び事業者の対策本部設置等必要な体制をとる。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講ずる。

(カ) 事業者は、市（消防機関）及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 県の措置

(ア) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市からの必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

(イ) 市から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ 市の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。第3編第12章第7節「危険物等災害対策」に準じた措置を講ずる。

(イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

(エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を指定し、一般住民の立入制限、撤去等を命令する。

(オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 高圧ガス積載車両

市、高圧ガス輸送事業者、県、県警察及び中国四国産業保安監督部はそれぞれ(1)～エに準じた措置を講ずる。

(3) 高圧ガス積載船舶

ア 高圧ガス輸送事業者の措置

第3編12章第3節「海上災害対策」の場合に準じた措置を講ずるとともに、玉野海上保安部へ災害発生について直ちに通報する。

イ 海上保安部の措置

第3編12章第3節「海上災害対策」の場合に準じた措置を講ずる。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第9節 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

2 実施責任者等

市

県（消防保安課）

県警察

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

中国運輸局（岡山運輸支局）

3 実施内容

(1) 火薬類関係施設

ア 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講ずる。

(イ) 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置等の安全な措置を講ずる。

(ウ) 市、県及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

(オ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び事業者の対策本部設置等必要な体制をとる。

(カ) 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講ずる。

(キ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

- (ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

ウ 市の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 火薬類積載車両

ア 火薬類輸送事業者の措置

- (1) 「火薬類関係施設」アに準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

イ 県警察の措置

- (1) 「火薬類関係施設」イに準じた措置を講ずる。

ウ 市の措置

- (1) 「火薬類関係施設」ウに準じた措置を講ずる。

(3) 火薬類積載船舶

ア 火薬類輸送事業者の措置

- (1) 「火薬類関係施設」ア（ア）及び（イ）に準じた措置を講ずるとともに、海上保安部及び中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ災害発生について直ちに通報する。

イ 海上保安部の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (イ) 輸送機関に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

ウ 市及び県警察の措置

必要に応じ（1）「火薬類関係施設」イ、ウに準じた措置を講ずる。

（4） その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力体制

（1） その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

（2） 広域的な応援体制

市等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

（3） 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第10節 有害ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に流出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講ずるとともに速やかに復旧措置を講ずる。

2 実施責任者

市長

知事（環境文化部、保健医療部）

特定施設等の設置者

3 実施内容

(1) 特定施設等の設置者の措置

ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ 市長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講ずる。

ウ 市長又は知事の措置があった場合、これに従う。

(2) 市の措置

市長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により救急活動を実施する。

4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第11節 放射性物質災害対策

1 方針

医療用、工業用及び発電用の放射性物質の取扱いによる事故や放射性物質の発見等事故が発生し、又はそのおそれがある場合に関し、放射性物質の特殊性に鑑み、地域住民に対して影響が及ぶことがないように予防措置を定めるとともに、事故等から地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定める。

また、放射性物質に係る事故等を予防するとともに、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ばないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故等の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立する。

さらに、放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

2 対象とする事業

(1) 放射性物質を取り扱う事業所に係る事故等

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えいし、又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

(2) 放射性物質の発見

金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において発見されることをいう。

3 計画における対応

予防、応急、事後措置で対応が十分でないと認める重大な放射性物質事故が発生したとき、及び核燃料物質輸送時の事故等により、原子力災害特別措置法に定める特定事象、原子力緊急事態に至ったときは、県地域防災計画原子力災害等対策編第2編「原子力災害対策」に準じ対応する。

また、放射性物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、放射性物質取扱事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措

置を実施する。

- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、放射性物質取扱事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
- (4) 市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずる。

4 事故の予防と体制の整備

- (1) 放射性物質に係る事故等の予防対策
 - ア 放射性物質取扱事業者等が行う措置
 - 関係法令に基づく適正な取扱、管理、運搬等を行うための保安規程の整備等保安体制の整備に努める。
 - イ 防災関係機関が行う措置
 - 放射線の測定により放射性物質であることが判明したとき、又は表示により放射性物質であると推定されたときは、当該物質の盗難、紛失の予防措置及び当該物質による住民等の被ばくの回避措置を講ずる。
- (2) 放射性物質に係る事故時の体制整備
 - ア 放射性物質取扱事業者等が行う措置
 - (ア) 保有又は使用している放射性物質の性状及び取扱上の注意事項等について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。
 - (イ) 万一の事故に備えた消防その他関係機関との連絡通報体制の確立、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。
 - (ウ) 放射性物質の運搬の際には、個人用防護資機材を人数分携帯し、災害発生時の初期対応に備える。
 - イ 防災関係機関が行う措置
 - (ア) 放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。
 - (イ) 救急・救助体制を整備する。
 - (ウ) 放射性物質の防護資機材を整備する。

5 事故時の応急対策

(1) 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

ア 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の適用を受ける場合、事業者等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

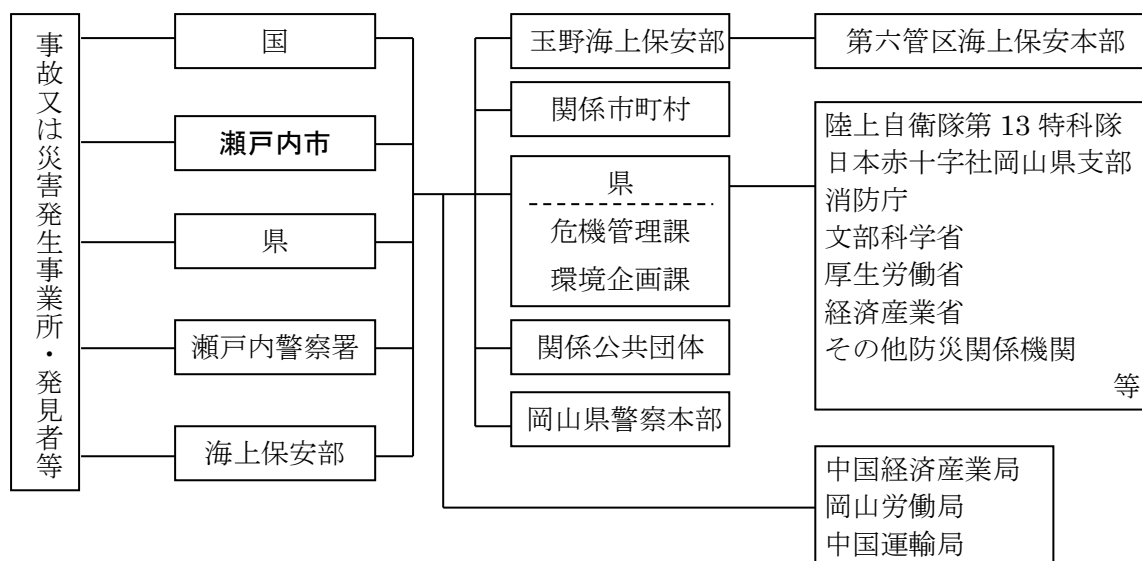
また、放射性物質の発見者等は、別表の「放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関へ通報する。

イ 被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規程等に基づき、次の措置を講ずる。

- (ア) 消火その他事故の鎮静化措置
- (イ) 立入制限区域の設定による被ばくの防止
- (ウ) 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止
- (エ) 放射線に被ばくした者の救護及び除染
- (オ) その他放射線障害の防止に必要な措置

[放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統]



ウ 防災関係機関が行う措置への協力

- (ア) 放射線モニタリング等、事故の把握に必要な情報の収集
- (イ) 事故の鎮静化に必要な資機材の提供
- (ウ) 防災活動従事者の被ばく防止等に必要な情報及び防護資機材の提供

6 市、国、県及び県警察が行う措置

(1) 市が行う措置

市長は、国及び県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講ずる。

- ア 事故の状況把握と周辺住民への情報提供
- イ 事故の態様に応じた避難の指示等
- ウ 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- エ 被ばく者の救助等
- オ 汚染の拡大防止及び除染

なお、市は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 国が行う措置

- ア 国（関係省庁）が行う指置

事故の拡大を防止し、被害を最小にするための各種情報の提供、必要に応じ要員の派遣、資機材の提供等
- イ 海上保安部が行う指置

現場海域、海岸への立入制限、人命救助等に関する必要な措置
- ウ 労働基準監督署が行う指置

事故等発生事業所に対する指導及び被ばくした者に対する労働安全衛生上の措置

(3) 県が行う措置

- ア 放射性物質による事故の発生又は放射性物質の発見を知ったときは、当該事業者又は発見者に対して事故の拡大又は事故の発生・再発防止のため、必要な措置を講ずるよう通知するとともに、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。
- イ 県は、自らの防災活動又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合は、国へこれらの実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(4) 県警察が行う措置

- ア 放射性物質事故情報の収集とその活用
- イ 被災者等の救出及び屋内退避の措置
- ウ 被災地域住民の避難等の広報及び避難誘導
- エ 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
- オ 迂回路の設定等必要な交通規制

7 事故復旧対策

放射性物質による事故に係る風評被害が生じた場合の影響の軽減、周辺地域居住者等に対する心身の健康相談等、必要な災害復旧対策が生じた場合は、県地域防災計画原子力災害等対策編第2編「原子力災害対策」に準じ、対処する。

第13章

道路啓開・交通確保計画

1 方針

人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うため緊急輸送道路を選定し、道路管理者等において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

2 実施責任者等

市
県

3 実施内容

(1) 緊急輸送道路の選定基準

ア 選定基準

- (ア) 高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等で災害発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること
- (イ) 救護活動の基幹となる広域的幹線道路であること
- (ウ) 県庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市役所を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること
- (エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること
- (オ) 主要公共施設（公立病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること
- (カ) 道路幅員は、原則として二車線以上であること

啓開すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路の3つに大別する。

イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(2) 輸送道路の指定

市及び県は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、3 (1)に関する選定基準に基づき、防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークの指定に留意する。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 啓開作業

ア 道路管理者等は、災害発生後直ちにあらかじめ指定した輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、県警察及び自衛隊等の協力を得て実施する。

(4) 交通確保計画

ア 救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物により効果的な搬送を行う。

イ 管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

ウ 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

市、県及び防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

第14章

集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

(2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）

県警察

日本赤十字社岡山県支部

岡山県医師会

災害拠点病院

施設管理者等

3 総合救急対策本部実施内容

(1) 総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、地域防災計画に定めるところにより、総合救急対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地対策本部を設置する。

ア 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地対策本部は、事故現場に近く、かつ通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 現地対策本部の任務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 遺体の処理

キ 関係機関への連絡その他応急措置

(3) 総合救急対策本部の組織

総合救急対策本部 (総合調整班、庶務班、資材班)
各機関現地責任者 (各機関指揮所)

[活動組織の構成及び機能]

組織	構成機関等	主な機能
総合救急対策本部	瀬戸内市長、消防庁、消防団長 警察署長 海上保安部長(海上災害の場合) 空港出張所長(航空機事故の場合) 地元医療機関代表、保健所長 事故発生責任者(企業体等)代表 施設管理者、学識経験者	(1) 情報の収集 (2) 判断の統一 (3) 各機関の指揮の総合調整 (4) 地区外機関への応援要請の決定
・ 総合調整班		(1) 全般計画及び各機関の連絡調整 (2) 傷病者収容施設の確保
・ 庶務班		(1) 人員の把握 (2) 報道その他渉外事務
・ 資材班		(1) 各種資機材の補給

[実施機関]

関係機関	活動区分	主な業務
消防 警察 事故関係者等	消防 警戒	(1) 警戒区域の設定と出入規制 (2) 現場の警戒排除 (3) 災害の鎮圧
警察 海上保安部(海上災害の場合) 事故関係者等	警備 交通規制	(1) 現場の治安、秩序の維持 (2) 交通規制
消防、警察、事故関係者等	救助	(1) 傷病者の救助
消防 事故関係者等	応急搬送	(1) 搬送車両の区分 (2) 救急車等による病院への搬送 (3) 搬送中の傷病者の管理
日本赤十字社岡山県支部 医療機関 (救護班、医療班)	応急医療	(1) 現場での救命医療 (2) 傷病者の応急措置 (3) 傷病者の分類 (4) 収容病院の指示
瀬戸内市 警察署	遺体収容	(1) 仮安置所の設置 (2) 遺体の検視及び身元確認等

(4) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業等）の措置

(ア) 事故発生後直ちに市（消防本部）、瀬戸内警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じて、その他の関係機関に協力を要請する。

(イ) 現地対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 市の措置

(ア) 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の瀬戸内市民病院の救護班に出動を命じる。

(イ) 市長は、総合救急対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

(ウ) 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講ずる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 市（消防）、警察署、海上保安部及び空港出張所の措置

(ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに所定の救急活動を実施する。

(イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

オ 県の措置

(ア) 市の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

(イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

(5) 救急対策協議会の設置

市長は、市の地域において救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置し、地域の実状に即した総合救急体制の組織及び運営要領を定めておくとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、常に緊密な体制を維持する。

4 応援協力関係

関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第15章

自衛隊の災害派遣

1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。災害対策基本法第68条の2の規定により、市長は知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）

第六管区海上保安本部長

大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長

海上自衛隊呉地方総監

航空自衛隊西部航空方面隊司令

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

- (5) 消火活動
大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
- (7) 診療、防疫の支援
被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。
- (8) 通信支援
災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、通信を支援する。
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
- (10) 給食及び給水の支援
給食及び給水の支援を行う。
- (11) 入浴支援
入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
- (13) 交通規制の支援
主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。
- (14) 危険物の除去等
自衛隊の能力の範囲内において、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(15) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。

4 災害派遣要請等手続き

(1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、市長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

また、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

エ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

		年		月		日	
知		事		あて			
		市町村名					
災害派遣に関する要請							
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。							
記							
1 災害の状況及び派遣を要請する事由							
2 派遣を必要とする期間							
自		年		月		日	
至		年		月		日	
				時から		災害が終了するまで	
3 派遣を希望する区域及び活動内容							
(1) 派遣を希望する区域							
(2) 活動内容							
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）							
(1) 連絡場所及び連絡職員							
(2) 宿舎							
(3) 食料							
(4) 資材							
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文書（2部）を提出する。							

注： 用紙の大きさはA4とする。

(2) 撤収要請依頼

ア 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

		年	月	日
知	事	あて		
市町村名				
自衛隊の撤収要請依頼について				
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、 下記のとおり撤収要請を依頼します。				
記				
1	撤収要請依頼日時			
	年	月	日	
2	派遣要請依頼日時			
	年	月	日	
3	撤収作業場所			
4	撤収作業内容			

注： 用紙の大きさはA4とする。

- ウ 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

5 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。連絡職員は、部隊の受け入れ及び作業等について現地における市の責任者として県の連絡責任者と連携を密にして、部隊との連絡にあたる。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所を準備する。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

【自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準】

連隊規模：約 15,000m²

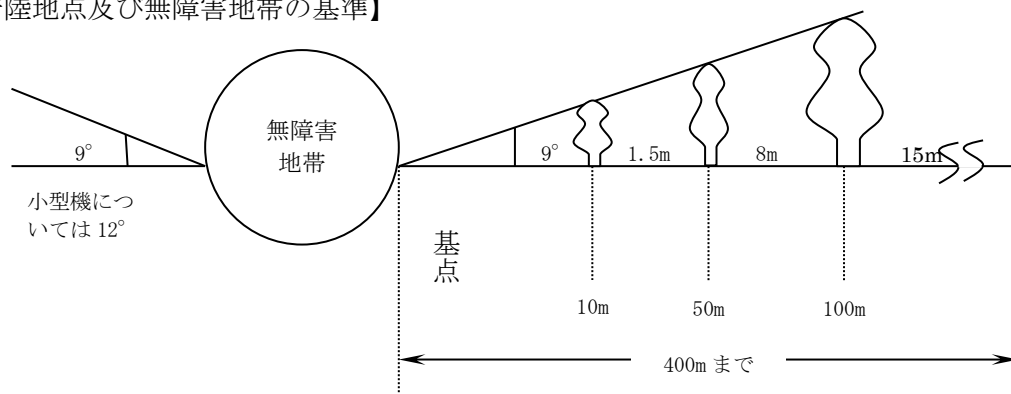
師団等規模：約 140,000m²

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

- (ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

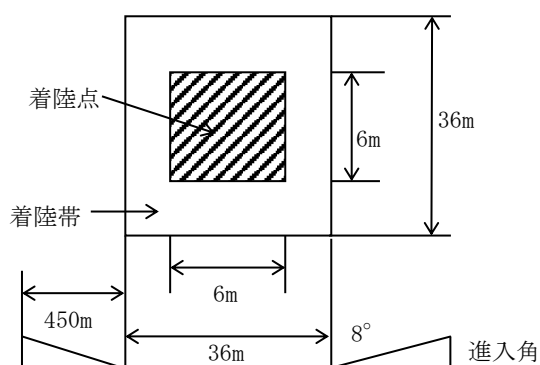
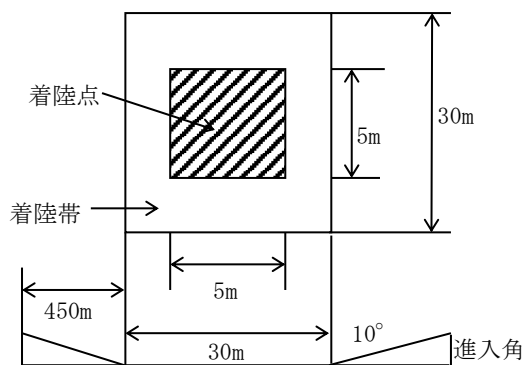
なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。

【着陸地点及び無障害地帯の基準】



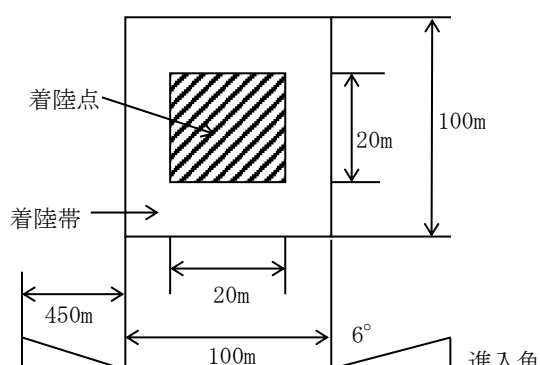
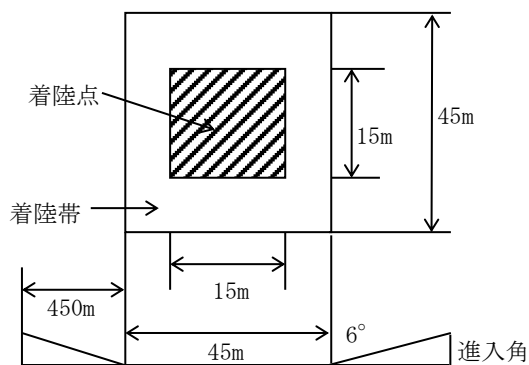
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合

(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合



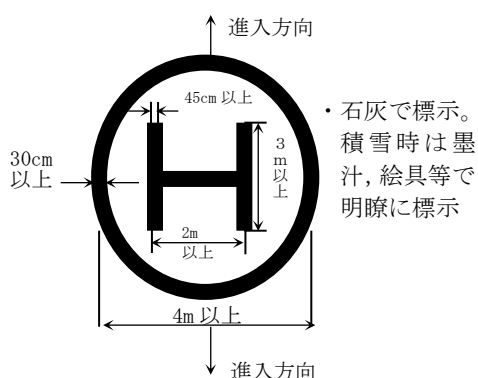
(c) 大型機 (V-107 : 輸送用) の場合

(d) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合

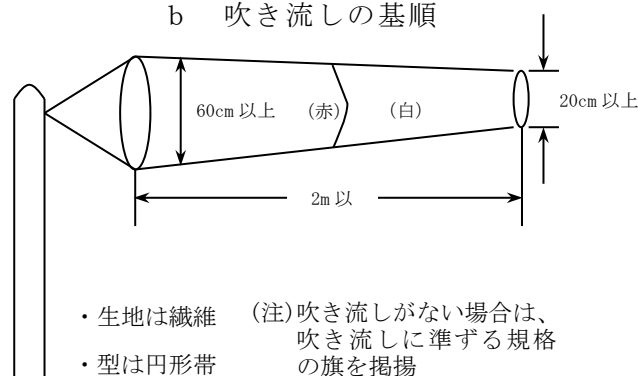


- (イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基準



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又は圧を実施する。
 (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
 (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 (キ) 離着陸時のヘリコプターには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、下記の基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬及び修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 経費の負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。
 (資料 30-10 ヘリポート適地)

第16章

広域応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市・県等だけでは対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援、雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 実施責任者等

市長

知事（危機管理課、総務部、保健医療部）

県又は市の委員会又は委員

防災関係機関

3 実施内容

(1) 他の市町村に対する応援要請

ア 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとする時は知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、市の指揮の下に行動する。

市及び県は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

イ 市長又は知事の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 応援を要する救助の種類
- (ウ) 応援を要する職種別人員
- (エ) 応援を要する期間
- (オ) 応援の場所
- (カ) その他応援に関し必要な事項

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他市町村等に対する職員の派遣要請

ア 市長又は市委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職

員を確保する必要がある時は、指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市の委員会又は委員は、あらかじめ市長に協議する。

イ 市長又は知事等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものについては、この限りでない。

ウ 災害救助法による実施基準

- (ア) 期間
救助の実施が認められる期間とする。

(イ) 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- a 罹災者の避難
- b 医療及び助産における移送
- c 罹災者の救出
- d 飲料水の供給
- e 救助用物資の支給
- f 遺体の搜索及び処理

(4) 市内の奉仕団等の協力

ア 奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、市長の要請により、又は防災関係機関に自発的に協力して関係事業に従事する。

- (ア) 赤十字奉仕団
- (イ) 青年団
- (ウ) 婦人会
- (エ) 自主防災組織、自治会等
- (オ) 大学、高等学校（学生、生徒）
- (カ) 職業訓練校（訓練生）
- (キ) その他の奉仕団

第17章

ボランティアの受け入れ、活動支援計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受け入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

2 実施責任者等

市長

知事（県民生活部）

日本赤十字社岡山県支部

市社会福祉協議会

県社会福祉協議会

県域の災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま）

3 実施内容

(1) 市の措置

災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

(2) 県の措置

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会、災害中間支援組織及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。また、総合ボランティア班は、必要に応じて、報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

(3) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行う。

(4) 社会福祉協議会の措置

市・県社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、市及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

- (ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- (イ) 広域的なボランティアの受付、コーディネート等
- (ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- (エ) 県災害対策本部や災害対策本部との連絡調整
- (オ) その他市災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ 市社会福祉協議会は市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- (カ) ボランティア活動の拠点等の提供
- (キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- (ク) 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- (ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

(5) 災害中間支援組織の措置

災害中間支援組織は、市、県、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

(6) 専門ボランティアの受け入れ及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受け入れ及び活動に係る調整等を行う。

(7) ボランティアの健康に関する配慮

ア 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。

ウ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と市及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第18章

義援金等の募集・受付・配分

1 方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要がある。また、その配分割合を決める必要があるため、義援金品の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 実施機関

市

市社会福祉協議会

県（子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

社会福祉法人岡山県共同募金会

NHK岡山放送局及びNHK厚生文化事業団

その他各種団体

3 実施内容

(1) 災害義援金の募集及び配分計画

市長は、日本赤十字社岡山県支部瀬戸内市地区、市社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会等の協力により、災害義援金の募集及び配分を実施する。

ア 募集及び受付

募集及び受付は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に、次の方法により行う。

なお、募集に当たっては、被災地の状況等を十分考慮し、行う。

県及び関係機関から通知を受けた時、又は、市及び市関係機関が協議して募集することに決定した時は、募集の細部について協議し、それぞれの組織を通じて義援金の拠出を呼びかける。

(ア) 各家庭からの募集

各家庭から募集する時は、自治会、婦人会又は民生委員児童委員協議会等の組織で、各家庭を訪問して集積する。若しくは集積場所を指定して、各家庭から持参してもらう等の方法により集積する。

(イ) 個人等の申し込みによる募集

個人等で市及び関係機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、その都度又は一定期間にまとめて、それぞれ機関別に指定した場所に集積する。

(ウ) 職域募集等

小・中学校あるいは工場等において募集するものは、それぞれの機関において市及び関係機関に寄託する。

(エ) 記録等

義援金受領の際は、(ア)による時は拠出者名簿を、(イ)による時は義援金受領証を作成し、又は発行しそれぞれ整備保管する。

イ 義援金の配分

市、県及び関係団体等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

(ア) 配分基準

物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に応じて、被災地の被災者人員等の被災状況を勘案し、効率的な配分を行う。

(イ) 配分時期

配分は、できる限り寄託を受けた都度行う。

ただし、義援金等が少量の場合は、一定数量に達したときに行う。

ウ 義援金の管理

義援金及び義援物資は、次の方法により市及び関係機関において管理する。

(ア) 金銭の管理

金銭の管理については市の歳入歳出外現金として市が管理する。

(イ) てん末の記録

市及び関係機関は、義援金品受払簿を備え付け、受付から配分までの状況を記録する。

エ 費用

義援金の募集及び配分に要する労力等はできるだけ無料奉仕とし、輸送その他に要する経費は、実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えない。

4 連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第 4 編 災害復旧・復興計画

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、特定大規模災害等を受けた際に、必要に応じ県へ要請を行う。県は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

市及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 4 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。
- 5 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 6 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。
- 7 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- 8 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付及び母子父子寡婦福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支

給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

- 9 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

- 10 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

- 11 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

- 12 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。
このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

- 13 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

- 14 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

- 15 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

- 16 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

市は、特定大規模災害等を受けた際は、必要に応じ国及び県へ要請を行う。国及び県は、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

また、県警察は、市及び県と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

【災害復旧事業の種類】

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
 - シ 公営住宅等災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告及び地方公共団体等が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要の再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限について有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市長は災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付を行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県、岡山市及び倉敷市は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

5 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、市税条例の規定等に基づき、被災者の負担軽減措置を講ずる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

7 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

8 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

第6節 生業回復等の資金確保計画

1 基本方針

被災者の生活安定及び生業回復のための資金については市、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現存の各法令及び制度の有機的な運用により所要資金を確保するよう配慮する。

法令名	区 分	内 容	対 象	受付（相談）窓口
独立行政法人 住宅金融支援機構法		災害で滅失した住家を復旧するため必要となる資金の融資	住宅に被害を受けた者	市 住宅金融公庫「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関
中小企業信用保険法		災害関係の別枠保証	被災中小企業者	信用保証協会
株式会社日本政策金融公庫法		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫法		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	商工組合金融公庫
独立行政法人 福祉医療機構法		災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資	私的医療機関設置者	県保健福祉部
天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する 暫定措置法		天災を受けた農林漁業者に対して経営事業資金を融資した金融機関に対する利子補給	農業者	市
農林漁業金融公庫法		農林漁業施設の災害復旧費用の融資	農林漁業者 農業協同組合 漁業協同組合等	市 農林漁業金融公庫 農業共同組合等
		災害の減収補てん等経営維持安定を図るための融資	農業者 農業生産法人	
母子及び寡婦福祉法		災害を受けた店舗、田畑及び住居の復旧に必要な資金の貸付	母子世帯、寡婦	市
		既貸付金の支払猶予措置		
災害弔慰金の 支給等に関する法律		既貸付金の支払猶予措置	被災者 (所得制限あり)	市
生活福祉資金貸付制度要綱		災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたため貸し付ける資金	市社会福祉協議会

2 融資制度の充実

生活福祉資金を始めとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金の確保につとめる。

第7節 低所得者及び生活困窮者に対する住宅確保計画

1 基本方針

低所得世帯あるいは母子世帯及び寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災をまぬがれた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の福祉資金
- (3) 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金		
1 貸付機関	市	県社会福祉協議会	県（県民局健康福祉部）		
2 適用災害	県内において災害救助法が適用になった災害	特別の制限なし、ただし、左の災害援護資金の対象世帯は除く	特別の制限なし		
3 貸付対象者	一定の被害を受けた世帯であって、かつ、次の要件を満たす世帯	災害を受けたことにより臨時に経費が必要となる低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）	母子家庭の母（配偶者のない女子で現に 20 歳未満の児童を扶養している者） 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している者） 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者）		
				世帯人員	年間所得
				1 人	220 万円未満
				2 人	430 万円
				3 人	620 万円
				4 人	730 万円
				5人以上 1人増すごとに加算	30 万円
住所が滅失した場合	1,270 万円未満				
4 資金種別	災害援護資金	福祉資金の福祉費	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金外		
5 貸付限度額	被害の種類及び程度に応じ 150～350 万円	150 万円 ただし、個別の状況によって最高 580 万円まで可	事業開業資金 293 万円 事業継続資金 147 万円 住宅資金 150 万円外		

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金
6 貸付期間	1 据置期間 3年 (特別の場合5年) 2 償還期間 10年	1 据置期間 6月以内 (特別の場合2年以内) 2 償還期間(据置期間 経過後)7年以内 (個別の状況によっ ては20年以内)	1 据置期間 事業開始資金 1年 (被害の程度により最 高1年間延長でき る。) 事業継続・住宅資金 6月 (被害の程度により最 高1年6ヶ月間延長で きる。) 2 償還期間 7年以内
7 償還方法	年賦、半年賦(原則として 元利均等償還)	月賦、半年賦(原則として 元利均等償還)	月賦、半年賦、年賦 (元利均等償還)
8 貸付利率	1 普通利率 3% (据置期間中は無利子)	1 連帯保証人を立てる 場合 無利子 2 連帯保証人を立てな い場合 1.5% (据置期間中は無利子)	1 普通利率 1% 2 延滞利率 年10.75%
9 担 保	1 物的担保 なし 2 保 証 人 1人	1 物的担保 なし 2 保 証 人 原則として1人 (借受人と同一県内居 住者)	1 物的担保 なし 2 保 証 人 1人
10 申請書等提出 書類	1 借入申込書 2 本人及び保証人の 印鑑証明	1 借入申込書(用紙市社 会福祉協議会に備付) 2 罹災証明書 3 補修等の計画書及び 経費見積書 4 所得証明書(借受人世 帯、連帯保証人)	1 借入申込書(用紙社会福 祉事務所及び市役所に 備付) 2 戸籍謄本 3 罹災証明書 4 事業概要書(事業開始、 事業継続資金のみ) 5 住宅計画書及び住宅経 費見積書(住宅資金の み)
11 申請経由機関	申 込 者 市 県 国	申 込 者 民生委員児童委員 市社会福祉協議会 岡山県社会福祉協議会	申 込 者 市福祉事務所 県 (県民局健康福祉部)
12 貸付審査機関	市	県社会福祉協議会	県(県民局健康福祉部)
13 取扱機関	市	市社会福祉協議会	市

2 生活困窮者に対する施設入所対策

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することができなくなったもののうち、生活困窮者等で社会福祉施設の入所施設に収容することが適当なものについては、次の方法により収容する。

(1) 入所施設別対象者

施設への入所者は、次の条件に該当する。

ア 保護施設

- (ア) 生活困窮世帯であること
- (イ) 扶養者がいない者であること

イ 高齢者福祉施設

- (ア) 原則として 65 歳以上の高齢者であること
- (イ) 生活困窮世帯であること
- (ウ) 居住において養護を受けることができない者であること

ウ 児童福祉施設

- (ア) 生活困窮世帯であること
- (イ) 母子生活支援施設にあっては、母子世帯であること。その他の施設にあっては、児童のみの世帯又は児童を養育することのできない世帯であること

(2) 人居手続き

市長は、被災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めたときは、福祉事務所長へ連絡し、次の手続きにより収容する。

ア 保護施設

福祉事務所長は、所定の調査をし、保護施設長と連絡して収容する。

イ 高齢者福祉施設

福祉事務所長は、所定の調査をし、高齢者福祉施設長と連絡して収容する。

ウ 児童福祉施設

母子生活支援施設にあっては、市長は、所定の調査をし、児童福祉施設長と連絡して保護を実施し、その他の施設にあっては、所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に保護を実施する。